

れい わ ねん ど だい かい よ こ は ま し し ょ う が い し ゃ し さ く す い し ん き ょ う ぎ かい
令和7年度第3回横浜市障害者施策推進協議会

に ち じ れい わ ねん が つ に ち げ つ よ う び こ こ じ か ら こ こ じ ま で
日時：令和8年3月30日（月曜日）午後2時から午後4時まで

ば し ょ よ こ は ま し し ち ょ う し ゃ かい
場所：横浜州市庁舎18階みなと1・2・3会議室

じ だい
《次 第》

かい かい
1 開会

せい し ょ う ねん き ょ く ち ょ う
2 こども青少年局長あいさつ

ほう こ く じ こ う
3 報告事項

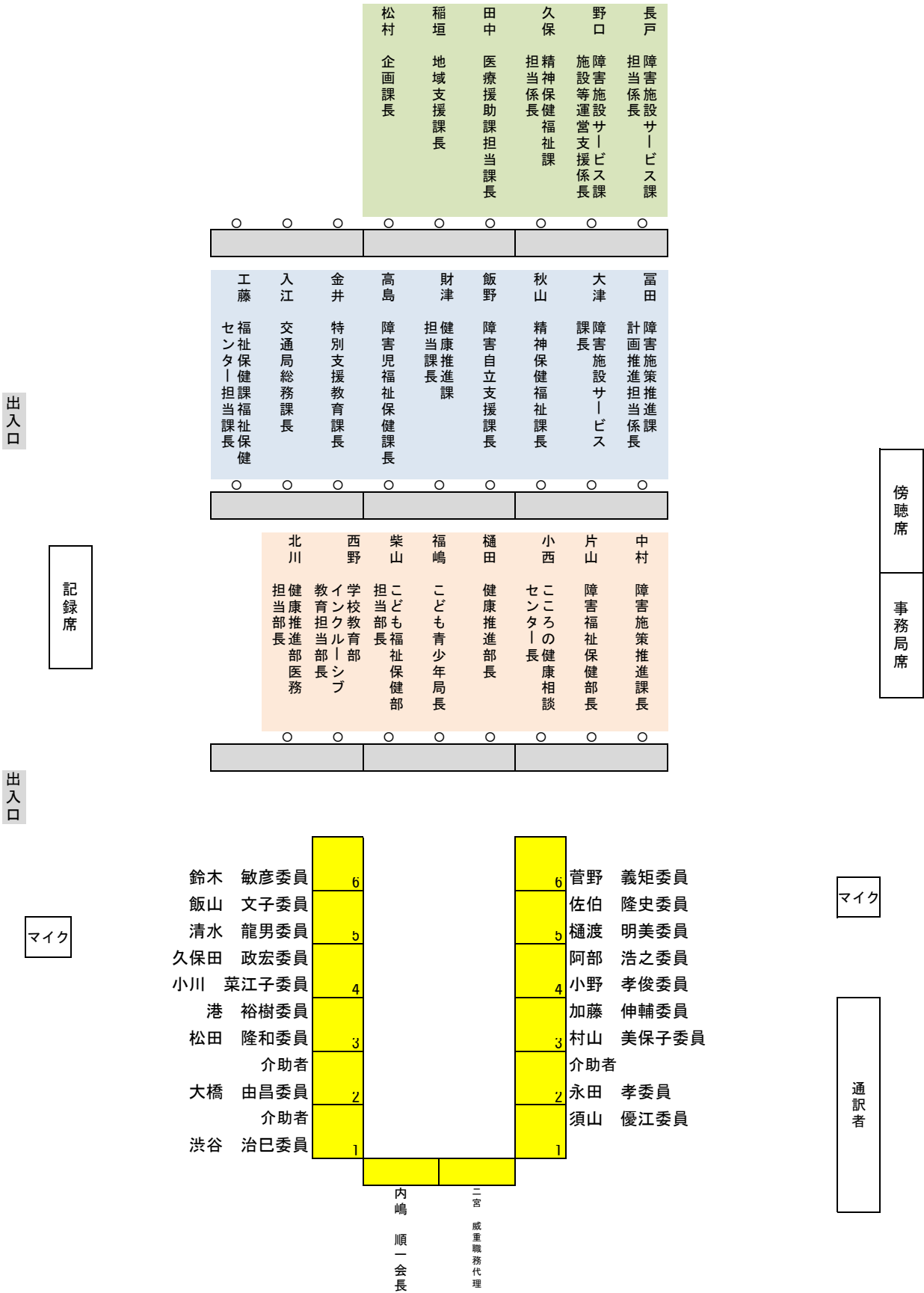
- (1) れい わ ねん ど よ さ ん
令和8年度予算について
- (2) し さ く じ ゃ う じ つ せ き
あんしん施策にかかる事業実績について
- (3) だい き し ょ う が い し ゃ さ く て い し ん ち ょ く
第5期障害者プラン策定の進捗について
- (4) し な い に ゆ う し ゃ し せ つ も う し こ み じ ょ う き ょ う とう
市内入所施設への申込状況等について
- (5) だい き よ こ は ま し い ぞ ん し ょ う たい さ く ち い き し え ん け い か く
第2期横浜市依存症対策地域支援計画について
- (6) れい わ ねん ど せ ん も ん い い ん かい か つ とう ほう こ く
令和7年度専門委員会の活動報告について

はい ふ し り ょ う い ち ら ん
【配付資料一覧】

- し り ょ う れい わ ねん ど よ さ ん が い ょ う き ょ く ば っ す い ばん が い ょ う ばん
資料1-1 令和8年度 予算概要4局 抜粋版（概要版）
- し り ょ う れい わ ねん ど よ さ ん が い ょ う き ょ く ば っ す い ばん
資料1-2 令和8年度 予算概要4局 抜粋版
- し り ょ う し ょ う ら い し さ く じ っ せ き ほう こ く
資料2 「将来にわたるあんしん施策」の実績報告について
- し り ょ う とう じ しゃ む そ く ほう
資料3-1 当事者向けアンケートについて（速報）
- し り ょ う だい き よ こ は ま し し ょ う が い し ゃ れい わ ねん ど ねん ど こう せい あ ん
資料3-2 第5期横浜市障害者プラン（令和9年度～14年度）【構成案】
- し り ょ う し な い し ょ う が い し ゃ し え ん し せ つ に ゆ う し ゃ し せ つ も う し こ み じ ょ う き ょ う とう
資料4 市内障害者支援施設（入所施設）への申込状況等について
- し り ょ う だい き よ こ は ま し い ぞ ん し ょ う たい さ く ち い き し え ん け い か く さ く て い
資料5 第2期横浜市依存症対策地域支援計画の策定について
- し り ょ う れい わ ねん ど せ ん も ん い い ん かい か つ とう ほう こ く
資料6 令和7年度専門委員会の活動報告について

令和7年度第3回横浜市障害者施策推進協議会座席表

令和8年3月30日（月曜日）午後2時から午後4時まで
横浜市庁舎みなと1・2・3



よこはまししょうがいしゃしざくすいしんきようぎかい
横浜市障害者施策推進協議会 委員名簿（令和8年7月13日まで）

	氏名	所属
1	阿部 浩之	社会福祉法人型地域活動ホーム連絡会（地域活動ホームガッツ・ビーと西所長）
2	飯山 文子	横浜知的障害関連施設協議会 副会長
3	内嶋 順一	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センター 担当理事
4	小川 菜江子	横浜南部就労支援センター 所長
5	大橋 由昌	特定非営利活動法人横浜市視覚障害者福祉協会 会長、公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会 副理事長
6	小野 孝俊	横浜市腎友会 事務局長、公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会 理事
7	加藤 伸輔	NPO法人メンタルヘルス共創拠点ピアウエル 代表理事
8	金井 緑	一般社団法人神奈川県精神保健福祉士協会 副会長
9	菅野 義矩	特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会 副理事長
10	久保田 政宏	日本労働組合総連合会神奈川県連合会横浜地域連合 事務局長
11	佐伯 隆史	一般社団法人神奈川県精神科病院協会 理事
12	渋谷 治巳	横浜市障害者地域作業所連絡会 副会長
13	清水 武彦	神奈川県立瀬谷支援学校校長
14	清水 龍男	横浜市中心身障害児者を守る会連盟 代表幹事
15	鈴木 敏彦	淑徳大学副学長・高等教育研究開発センター教授、地域連携センター長
16	須山 優江	横浜市中途失聴・難聴者協会会長、公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会 理事長
17	永田 孝	横浜市グループホーム連絡会 入居者部会部会長
18	奈良崎 真弓	にじいろでGO! 会長
19	二宮 威重	一般社団法人横浜市歯科医師会 常務理事
20	樋渡 明美	特定非営利活動法人横浜市精神障害者地域生活支援連合会 共同代表
21	福本 秀	横浜公共職業安定所 所長
22	松田 隆和	横浜市肢体障害者福祉協会 会長、公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会 理事
23	水野 千鶴	一般社団法人横浜市医師会 常任理事
24	港 裕樹	横浜市精神障害者生活支援センター連絡会（泉区生活支援センター芽生え施設長）
25	村山 美保子	横浜ピアスタッフ協会（Y P S）副会長

令和7年度 横浜市障害者施策推進協議会事務局名簿

区分	局名	補職名	氏名
じむきょく事務局	けんこうふくしきょく健康福祉局	健康福祉局長	佐藤 泰輔
		健康推進部医務担当部長(医療局総務部医務担当部長)	北川 寛直
		障害福祉保健部長	片山 久也
		健康福祉局担当部長(こころの健康相談センター長)	小西 潤
		健康推進部長	樋田 美智子
		障害施策推進課長	中村 剛志
		精神保健福祉課長	秋山 直之
		障害自立支援課長	飯野 正夫
		障害施設サービス課長	大津 豪
		企画課長	松村 健也
		福祉保健課長	近藤 崇
		福祉保健課福祉保健センター担当課長	工藤 恵子
		地域支援課長	樋垣 純子
		健康推進課担当課長	財津 崇
		医療援助担当課長	田中 康之
	こども青少年局	こども青少年局長	福岡 誠也
		こども福祉保健部担当部長	柴山 一彦
		障害児福祉保健課長	高島 友子
		企画調整課長	原 弘岳
	きょういくいんかいじむきょく教育委員会事務局	学校教育部インクルーシブ教育担当部長	西野 均
		特別支援教育課長	金井 国明
かんけいきょく関係局	せいざけいぎょく政策経営局	経営戦略課基本戦略推進担当課長	田中 浩平
	けんちくきょく建築局	住宅政策課担当課長	石津 啓介
	こうつうきょく交通局	総務課長	入江洋二郎

れい わ ね ん ど
令和 8 年度

よ さ ん が い よ う き よ く ば っ す い ば ん
予算概要 4 局 抜粋版

が い よ う ば ん
(概要版)

目次

けんこうふくしきょく

健 康 福 祉 局	7
しょうがいしゃ ちいきせいかつしえんとう よさんがいよう きょくばっすいばん ページ	
16 障 害 者 の地域生活支援等（予算概要4局 抜粋版10頁）	7
しょうがいしゃ ちいきしえん きょてん よさんがいよう きょくばっすいばん ページ	
17 障 害 者 の地域支援の拠点（予算概要4局 抜粋版13頁）	9
しょうがいしゃ そうだんしえん よさんがいよう きょくばっすいばん ページ	
18 障 害 者 の相談支援（予算概要4局 抜粋版14頁）	10
しょうがいしゃ ぼうさいたいさく とりくみ よさんがいよう きょくばっすいばん ページ	
19 障 害 者 の防災対策の取組（予算概要4局 抜粋版15頁）	11
しょうがいしゃ いどうしえん よさんがいよう きょくばっすいばん ページ	
20 障 害 者 の移動支援（予算概要4局 抜粋版16頁）	12
しょうがいしゃしえんしせつとうじりつしえんきゅうふひ よさんがいよう きょくばっすいばん ページ	
21 障 害 者 支援施設等自立支援給付費（予算概要4局 抜粋版18頁）	14
しょうがいしゃ せっちうんえいじぎょう よさんがいよう きょくばっすいばん ページ	
22 障 害 者 グループホーム設置運営事業（予算概要4局 抜粋版19頁）	15
しょうがいしゃしせつ せつび せいび よさんがいよう きょくばっすいばん ページ	
23 障 害 者 施設・設備の整備（予算概要4局 抜粋版20頁）	17
しょうがいしゃ しゅうろうしえん よさんがいよう きょくばっすいばん ページ	
24 障 害 者 の就 労 支援（予算概要4局 抜粋版21頁）	18

しょうがいしゃ	ぶんか	よさんがいよう	きよくばっすいばん	ページ	
25	障 害 者 のスポーツ・文化（予算概 要 4 局 抜 粋 版 22 頁 ）				19
しょうがいしゃさべつかいしょう	しょうがいりかい	すいしん	よさんがいよう	きよくばっすいばん	ページ
26	障 害 者 差 別 解 消 ・ 障 害 理 解 の 推 進（予算概 要 4 局 抜 粋 版 23 頁 ）				20
じゅうどしょうがいしゃいりようひじょせいじぎょう	こうせい	いくせいりりようじぎょう	よさんがいよう	きよくばっすいばん	ページ
27	重 度 障 害 者 医 療 費 助 成 事 業 / 更 生 ・ 育 成 医 療 事 業（予算概 要 4 局 抜 粋 版 24 頁 ）				21
けんこうたいさく	よさんがいよう	きよくばっすいばん	ページ		
28	こころの健 康 対 策（予算概 要 4 局 抜 粋 版 25 頁 ）				22
いぞんしょうたいさくじぎょう	よさんがいよう	きよくばっすいばん	ページ		
29	依 存 症 対 策 事 業（予算概 要 4 局 抜 粋 版 26 頁 ）				23
せいしんかきゅうきゅういりようたいさくじぎょう	よさんがいよう	きよくばっすいばん	ページ		
30	精 神 科 救 急 医 療 対 策 事 業（予算概 要 4 局 抜 粋 版 27 頁 ）				24
せいしょうねんきよく					
こども 青 少 年 局					25
ちいき	こそだ	しえん	じゅうじつ	よさんがいよう	きよくばっすいばん
2	地 域 に お け る 子 育 て 支 援 の 充 実（予算概 要 4 局 抜 粋 版 33 頁 ）				25
こ	こそだ	しえんせいど	ほいく	きょういく	じっしとう
3	子 ども ・ 子 育 て 支 援 制 度 に お け る 保 育 ・ 教 育 の 実 施 等（予算概 要 4 局 抜 粋 版 35 頁 ）				26
ようじきょういく	しえん	よさんがいよう	きよくばっすいばん	ページ	
4	幼 児 教 育 の 支 援（予算概 要 4 局 抜 粋 版 36 頁 ）				27
たよう	ほいく	たいおう	よさんがいよう	きよくばっすいばん	ページ
6	多 様 な 保 育 ニーズへの 対 応（予算概 要 4 局 抜 粋 版 37 頁 ）				28
ほうかご	いばしよ	よさんがいよう	きよくばっすいばん	ページ	
9	放 課 後 の 居 場 所 づ くり（予算概 要 4 局 抜 粋 版 38 頁 ）				29

ちいきりょういく	うんえいじぎょう	よさんがいよう	きよくばっすいばん	ページ	
11	地域療育センター運営事業（予算概要4局抜粋版40頁）				30
ざいたくしょうがいじおよ	しせつりようじどう	しえん	じゅうじつ	よさんがいよう	きよくばっすいばん
12	在宅障害児及び施設利用児童への支援の充実（予算概要4局抜粋版41頁）				31
いりょうきよく					
医 療 局					35
ねん	お	いりょうていきようたいせい	こうちく	よさんがいよう	きよくばっすいばん
2	2040年に向けた医療提供体制の構築（予算概要4局抜粋版47頁）				35
ほけんいりょうしさく	すいしん	よさんがいよう	きよくばっすいばん	ページ	
4	保健医療施策の推進（予算概要4局抜粋版49頁）				36
さいがいたいおうりよく	きょうか	よさんがいよう	きよくばっすいばん	ページ	
5	災害対応力の強化（予算概要4局抜粋版51頁）				38
きょういくいいんかいじむきよく					
教 育 委 員 会 事 務 局					39
はしら	すべ	こ	かのうせい	ひろ	まな
柱 1	全ての子どもの可能性を広げる学びの推進				39
しさく	しゅたいてき	たいわてき	ふか	まな	ししつ
施策 1	主体的・対話的で深い学びによる資質・能力の育成	のうりよく	いくせい	よさんがいよう	きよくばっすいばん
				ページ	39
しさく	たよう	きょういくてき	こた	ひとり	たいせつ
施策 4	多様な教育的ニーズに応える一人ひとりを大切にする教育の実現	きょういく	じつげん	よさんがいよう	きよくばっすいばん
				ページ	41
はしら	しゃかいぜんたい	こ	ささ	きょういく	すいしん
柱 4	社会全体で子どもを支える教育の推進				44

しさをく	ふくし	いりょうとう	しえん	じゅうじつ	よさんがいよう	きよくばっすいばん	ページ	
施策 2	福祉・医療等	とのつながり	による支援の充実	(予算概要 4 局 抜粋版 63 頁)		44		
はしら	しみん	ゆた	まな					
柱 7	市民の豊かな学び		45					
しさをく	しょうがいがかくしゅう	すいしん	よさんがいよう	きよくばっすいばん	ページ			
施策 1	生涯学習の推進	(予算概要 4 局 抜粋版 65 頁)		45				

けんこうふくしきよく
健康福祉局

しょうがいしゃ ちいきせいかつしえんとう よさんがいよう きよくばっすいばん ページ
16 障害者の地域生活支援等（予算概要4局 抜粋版10頁）

ねんどよさんがく おく 250億4,633万円 ねんどよさんがく おく 7年度予算額：213億1,255万円

じぎょうないよう
事業内容
しょうがいしゃ ちいき じりつ せいかつ せいかつりよく ひ だ じゅうにつ じぎょう すす
障害者が地域で自立して生活できるように、生活力を引き出すサポートを充実させます。そのために、いろいろな事業を進めていきます。
(しんちゅうき ひょうき じぎょう あたら よこはましちゅうきけいかく そあん せい か おも じぎょう
(新中期と表記している事業は、新しい横浜市中期計画（素案）の成果にかかわる主な事業です。あんしん ひょうき じぎょう
ん施策」を含む事業です。)

事業の名前	8年度予算額	7年度予算額	説明
しょうがいしゃ ちいき じりつ せいかつ 障害者ホームヘルプ事業 しんちゅうき 新中期	おく 239億7,552万円	おく 203億4,308万円	きょたくかいごじぎょう しょうがいしゃ じぎょう 居宅介護事業のうち障害者ホームヘルプ事業では、身体介護や家事の手助けが必要な障害 のある子どもや大人、また移動が難しい視覚障害、知的障害、精神障害のある子どもや おとな いどう おづか 大人にホームヘルプサービスを提供します。また、大学に通ったり仕事をしている重度 しょうがいしゃ 障害者には、身体介護などの支援を行います。
しょうがいしゃ じりつ せいかつ 障害者自立生活アシスタ ント事業・自立生活援助 事業 しんちゅうき 新中期 あんしん	おく 2億2,537万円	おく 2億955万円	ひとりぐらしのしょうがいしゃ ひとりぐらしめ ざ しょうがいしゃ ない 一人暮らしの障害者や一人暮らしを目指す障害者に対して、支援員の定期的な自宅訪問や ずいじ たいおうにより、にちじょうせいかつ かん そうだん じょうげん 随時の対応により、日常生活に関する相談や助言、情報提供などを行います。関係機関 との連絡調整や連携を通じて、本人が持つ能力を最大限に引き出し、地域で安定した単身 れんらくちようせい れんけい つう ほんにん も のうりよく さいだいげん ひ だ ちいき あんてい たんしん 生活を続けられるよう支援します。
こうけんてき しえん すいしん じぎょう 後見的支援推進事業 しんちゅうき 新中期 あんしん	おく 6億5,637万円	おく 6億4,065万円	しょうがいしゃ あんしん ちいき 障害者が安心して地域で暮らせるように、日常生活を見守るサポートをします。あんしん キーパーというサービスを使って、住み慣れた地域で見守り体制を作ります。また、制度

事業の名前	8年度予算額	7年度予算額	説明
			に登録した人には、定期的に訪問して将来の不安や希望を聞き、必要に応じて適切な支援機関とつなげます。（全区で実施します）
医療的ケア児・者等支援 促進事業＜拡充＞ 新中期 あんしん	905万円	738万円	医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療的ケア児・者等コーディネーターを中心に関係機関との連携や地域での受入れを推進するとともに、医療的ケア児・者についての理解を深めてより連携を広げていくため、市内訪問看護事業所、障害福祉サービス事業所、保育園・学校等に従事する職員を対象に、支援者養成研修を実施します。8年度は新たに成人領域診療科で働く医療者向けの研修を行います。
持続可能で安定的な 事業所運営に向けた支援 ＜新規・拡充＞新中期	1億360万円	4,559万円	障害福祉事業所の持続可能で安定的な運営体制をつくるため、障害福祉サービス事業所へコンサルタントを派遣し、経営分析等の支援を行います。また、人材確保・定着セミナーを開催するほか、新たに外国人材確保に向けた支援を実施します。さらに、事業所における介護ロボットやICT機器等の導入について、従来の障害者施設サービス事業所に加え、訪問系サービス事業所と相談支援事業所にも対象を拡大し補助を行います。
障害者社会参加促進事業 ＜拡充＞新中期	7,062万円	6,630万円	手話通訳者等養成事業や障害者社会参加訓練事業を実施します。あわせて、手話施策推進法の施行をふまえ、手話奉仕員養成にかかる講師確保や新たに学生向けの手話講座など、手話施策の充実に取り組みます。
メタバース空間を活用した交流機会創出事業＜新規＞新中期	250万円	0円	対面でのコミュニケーションや外出が難しい障害者などが、より多くの人と交流できるよう、メタバース空間を活用した交流機会等をつくるためのニーズ調査を行います。
障害者手帳のデジタル化 ＜新規＞	330万円	0円	紙またはカードの障害者手帳について、持っている方法の選択肢を広げるために、スマートフォンアプリを活用したデジタル化を推進します。

しょうがいしゃ ちいきしえん きよてん よさんがいよう きよくばっすいばん ページ
 17 障 害 者 の地域支援の拠点（予算概要 4 局 抜粋版13 頁）

8年度予算額：116億255万円 7年度予算額：108億2,106万円

事業の名前	8年度予算額	7年度予算額	説明
多機能型拠点運営事業 ＜拡 充＞ 新中期 あんしん	5億4,372万円	2億7,811万円	常に医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者等の地域での暮らしを支援するため、診療所を併設し、訪問看護サービスや短期入所などを一体的に提供できる拠点施設を運営します。8年度は、生活介護及び相談支援に対する運営費の補助を拡充します。（4か所）
障害者地域活動ホーム 運営事業 新中期	65億3,941万円	61億6,335万円	障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設として生活支援事業や日中活動事業を行う「障害者地域活動ホーム」に、運営費助成等を行います。（41か所：社会福祉法人型18か所、機能強化型23か所）
精神障害者生活支援センター運営事業 新中期 あんしん	14億4,354万円	13億9,554万円	統合失調症など精神障害者の社会復帰、自立等を支援する拠点施設として、全区で運営を行います。
地域活動支援センター の運営 新中期 あんしん	30億7,588万円	29億8,406万円	在宅の障害者に通所による活動の機会を提供し、社会との交流を促進する施設に対して、その運営費を助成します。（8年度末見込み 134か所）

しょうがいしゃ そうだんしえん よさんがいよう きよくばっすいばん ページ
 18 障害者の相談支援（予算概要 4 局 抜粋版 14 頁）

ねんどよさんかく おく 8 年度予算額：24 億 5,419 万円 ねんどよさんかく おく 7 年度予算額：22 億 7,365 万円

事業の名前	8 年度予算額	7 年度予算額	説明
しょうがいしゃ そうだんしえん しじょう 障害者相談支援事業 しんちゅうき 新中期	10 億 5,895 万円	10 億 1,752 万円	きかん そうだん しえん センター等にて、みちか ちいき そうだん こべつてき せんもんてき そうだん そうごうてき 基幹相談支援センター等にて、身近な地域での相談から個別的・専門的な相談まで総合的に じっし 実施します。また、しょうがい かた ちいき あんしん せいかつ 障害のある方が地域で安心して生活することができるよう、地域生活支援 きょてんきのうの じゅうじつ お 拠点機能の充実に向けて取り組みます。
けいかく そうだん ちいき そうだん 計画相談・地域相談 しえん じじょう しんちゅうき 支援事業 新中期	13 億 5,346 万円	12 億 1,670 万円	しょうがいふくし サービス等を利用する方に、サービス等利用計画の作成を含む相談支援を実施しま す。また、けいかく そうだん しえん じっしりつこうじょう 計画相談支援の実施率向上のため、「常勤・専従」の相談支援専門員を配置した じぎょうしょ ない じよせい じっし 事業所に対し、助成を実施します。それ以外にも、せつどう 施設等からの地域移行、単身等で生活する しょうがいしゃ ちいきでいちやく しえん 障害者の地域定着を支援する地域相談支援を実施します。
はったつしょうがいしゃ しえんたいせい 発達障害者支援体制 せいび じじょう 整備事業 しんちゅうき 新中期 あんしん	4,178 万円	3,943 万円	はったつしょうがいしゃ しえん こんなん かか 発達障害者の支援に困難を抱えている事業所への訪問支援や、きょうどうどうしょうがい たい しえんりよく 強度行動障害に対する支援力 こうじょう ほか けんしゅう じっし ちいき ひとりぐ お どうしじしえん おこな 向上を図るための研修の実施、地域での一人暮らしに向けた当事者支援を行うサポートホー ーム事業を実施します。

しょうがいしゃ ぼうさいたいさく とりくみ よさんがいよう きよくばっすいばん ページ
 19 障害者の防災対策の取組（予算概要 4 局 抜粋版 15 頁）

ねんどよさんかく 2,746万円 まんえん ねんどよさんかく 7年度予算額：6,070万円 まんえん

事業の名前	8年度予算額	7年度予算額	説明
災害時障害者支援事業 (E V車導入支援) 【基金】	720万円	2,295万円	災害発生時においても、障害福祉サービスが提供されるよう、障害者施設等における電気自動車の導入を支援し、災害時の電源対策を進めます。
要電源障害児者等災害時電源確保支援事業 【基金】 新中期	498万円	738万円	電源が必要な医療機器を在宅で使用する障害児者等に対し、災害時の停電に備えて、蓄電池等の非常用電源装置の購入を補助します。
災害派遣精神医療チーム(DPAT)養成支援事業 新中期	28万円	37万円	自然災害等が発生した際に、精神科医療の提供や精神保健活動の支援等を行うDPAT（※）従事者の養成を行います。また、災害発生時に必要となる通信手段を確保します。 ※ DPATとは 被災地域の精神保健医療ニーズを把握するとともに、専門性の高い精神科医療の提供と現地での精神保健活動の支援を行う医師、保健師及び看護師等で構成されるチーム。
非常用自家発電設備設置費補助	1,500万円	3,000万円	障害者支援施設が、緊急災害時においても非常用電源を活用することで、施設運営に必要な電力を維持し、施設利用者の安全を確保できるよう、非常用自家発電設備設置に要する費用を助成します。

しょうがいしゃ いどうしえん よさんがいよう きよくばっすいばん ページ
20 障害者の移動支援（予算概要 4 局 抜粋版16 頁）

ねんどよさんかく おく ねんどよさんかく おく 2,382 万 円 まんえん
8 年度予算額：80 億 7 年度予算額：77 億 2,382 万円

じぎょうないよう
事業内容

しょうがいしゃとう がいしゅつ そくしん かくじぎょう すいしん
障害者等の外出を促進するために、各事業を推進していきます。

事業の名前	8 年度予算額	7 年度予算額	説明
福祉特別乗車券交付 事業 しんちゅうき 新中期	34 億 2,223 万円 おく まんえん	32 億 1,886 万円 おく まんえん	市営交通機関、市内を運行する民営バス・金沢シーサイドライン及び一部地域公共交通を利用できる乗車券（福祉パス）を交付して、障害者等の外出を支援します。 利用者負担額（年額） 1,200 円（20 歳未満 600 円）
重度障害者タクシー 料金助成事業 しんちゅうき 新中期 あんしん	7 億 597 万円 おく まんえん	7 億 4,764 万円 おく まんえん	公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福祉タクシー利用券を交付します。8 年 10 月 から、1 乗車あたり 7 枚の利用枚数制限がなくなります。（助成額 1 枚 500 円 交付枚数 年 84 枚）
障害者自動車燃料費 助成事業 しんちゅうき 新中期	3 億 2,312 万円 おく まんえん	3 億 858 万円 おく まんえん	公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、自動車燃料券を交付します。 （助成額 1 枚 1,000 円 交付枚数 年 24 枚）
移動情報センター 運営等事業 しんちゅうき 新中期 あんしん	1 億 8,135 万円 おく まんえん	1 億 6,710 万円 おく まんえん	移動に困難を抱える障害者等からの相談に応じて情報提供を行うとともに、移動支援に関わるボランティア等の発掘・育成を行う移動情報センターを 18 区社会福祉協議会で運営します。
障害者ガイドヘルプ 事業＜拡充＞ しんちゅうき 新中期 あんしん	26 億 5,163 万円 おく まんえん	26 億 2,253 万円 おく まんえん	重度の肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者等に、ヘルパーが外出の支援を行います。また、ガイドヘルパー等資格取得にかかる研修受講料助成について、対象の研修を 追加（喀痰吸引等研修）します。

事業の名前	8年度予算額	7年度予算額	説明
障害者移動支援事業 新中期 あんしん	1億8,189万円	1億6,633万円	(1) ハンディキャブ事業 ハンディキャブ(リフト付車両)の運行・貸出、運転ボランティアの紹介を行います。 (2) タクシー事業者福祉車両導入促進事業 車椅子で乗車できるユニバーサルデザインタクシー導入費用の一部を助成します。 (3) ガイドボランティア事業 障害児・者等が外出する際の付き添い等をボランティアが行います。
障害者施設等通所者 交通費助成事業 新中期	4億9,270万円	4億6,438万円	施設等への通所者及び介助者に対して通所にかかる交通費を助成します。
障害者自動車運転訓練 費・改造費助成事業 新中期 あんしん	4,111万円	2,840万円	中重度障害者が運転免許を取得する費用の一部や、重度障害児・者本人及び介護者が使用する自動車改造費・購入費の一部を助成します。

しょうがいしゃしえんしせつとうじりつしえんきゅうふひ よさんがいよう きよくばっすいばん ページ
21 障 害 者 支 援 施 設 等 自 立 支 援 給 付 費 （ 予 算 概 要 4 局 抜 粋 版 18 頁 ）

ねんどよさんがく おく 8,307 万円 まんえん ねんどよさんがく おく 7,433 万円 まんえん
8 年度予算額：481 億 7 年度予算額：421 億

じぎょうないよう
事業内容

しょうがいしゃそうごうしえんほう もと しせつ にゅうしょまた つうしょ しょうがいしゃ たい にちじょうせいかつ じりつ お しえん しゅうろう お くんれんどう しょうがいふくし ていきよう
障害者総合支援法に基づき、施設に入所又は通所している障害者に対し、日常生活の自立に向けた支援や就労に向けた訓練等の障害福祉サービスを提供
します。

	せつめい 説明
おも 主な障害福祉サービス	(1) しせつにゅうしょしえん 施設に入所している人に対し、夜間や休日に、入浴・排泄・食事の介護等を提供します。 (2) せいかつかいご 施設に入所又は通所している人に対し、日中に、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会等を提供します。 (3) じりつくんれん 理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、日常生活上の相談支援等を行います。（機能訓練） 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援等を行います。（生活訓練） (4) しゅうろうしえん しゅうろうせんたくしえん しゅうろうけいぞくしえん しゅうろうこうしえんどう 就労先・働き方についてより良い選択ができるよう支援します。また、就労・生産活動の機会の提供、一般就労に向けた支援や就労後の職場定着のための支援を行います。
りようしやすうみこみ 利用者数見込	の 延べ 19,638 人（月平均）

しょうがいしゃ せつちうんえいじぎょう よさんがいよう きよくばっすいばん ページ
22 障害者グループホーム設置運営事業（予算概要4局抜粋版19頁）

ねんどよさんかく おく まんえん ねんどよさんかく おく まんえん
8年度予算額：240億4,215万円 7年度予算額：221億9,016万円

事業の名前	8年度予算額	7年度予算額	説明
せつちひほじょ しんちゅうき 設置費補助 新中期	おく まんえん 1億1,392万円	おく まんえん 1億1,099万円	しょうがいしゃ どう もと しんせつ ろうきゅうかどう いてんどう ひよう じよせい 障害者プラン等に基づくグループホームの新設、老朽化等による移転等にかかる費用を助成します。 （1）新設ホーム 44 か所、移転ホーム 10 か所 ※うち新設4か所は障害児施設18歳以上入所者 （か れい じ いこうそうとうぶん （過齢児）移行相当分 （2）スプリンクラー設置補助 14 か所 ※新設・移転ホーム分 12 か所 ※既設ホーム分 2 か所
うんきひほじょ しんちゅうき 運営費補助等 新中期 < 拡充 >	おく まんえん 238億4,395万円	おく まんえん 220億3,176万円	（1）グループホームにおける家賃、人件費等の一部を補助することで、運営、支援の強化等を図ります。 ※8年度末時点見込1,067か所（うち新設44か所） （2）グループホームと利用希望者とのマッチングの支援をすすめます。また、支援の質の向上のため、グループホーム職員を対象とした研修を行います。< 拡充 > （3）グループホーム事業所への経営分析 < 再掲（P8 じぞくかのう あんていてき じぎょうしょうんえい お しえん 持続可能で安定的な事業所運営に向けた支援） >

事業の名前 じぎょう なまえ	8年度予算額 ねんととさんがく	7年度予算額 ねんととさんがく	説明 せつめい
高齢化・重度化への 対応＜拡充＞ こうれいか しゅうどか たいおう かくじゅう しんちゅうき 新中期	8,428万円 まんえん	4,741万円 まんえん	(1) 医療的ケア等が必要となる入居者の受入のため、看護師等を配置して対応するグループホームに対して人件費等を補助します。また、既存ホームのバリアフリー改修を助成します。 あんしん (2) 多様なニーズに対応するため、重度の障害特性や高齢化等により少ない人数の生活が望ましい方や、より手厚い支援の必要な方を対象に、8年度から新たに、<u>2～3名定員のグループホームの家賃、人件費等の一部の補助を行います。</u>＜拡充＞

しょうがいしゃしせつ せつび せいび よさんがいよう きよくばっすいばん ページ
23 障 害 者 施 設 ・ 設 備 の 整 備 (予 算 概 要 4 局 抜 粋 版 20 頁)

ねんどよさんがく おく 8 年度予算額：4 億 974 万円 ねんどよさんがく おく 7 年度予算額：11 億 1,567 万円

事業の名前	8 年度予算額	7 年度予算額	説明
しょうがいしゃしせつせいびじぎょう 障害者施設整備事業 あんしん	8,894 万円	2 億 2,465 万円	しょうがいしゃ ちいき じりつ にちじょうせいかつ おく ひつよう しえん ていきょう しせつ せいび 障害者が地域において自立した日常生活を送るために必要な支援を提供する施設を整備する ひよう じよせい 費用を助成します。 ・ <u>多機能型拠点(5 館目設計費)</u> ・ かいしゅう だいき ぼしゅうぜんむ 3 か所 改修(大規模修繕費)
しょうふうがくえんさいせいびじぎょう 松風学園再整備事業 しんちゅうき 新中期	3 億 893 万円	8 億 7,640 万円	きょじゅうしゃ りようかんきょうかいぜん しょくいん しょくむかんきょうかいぜん ふくし どう かいたい かんりどうかいしゅう 居住者の利用環境改善と職員の職務環境改善のため、福祉ホーム棟を解体し、管理棟改修 こうじ はじ ねんどうこう たいいくどうかいしゅうこうじ おこな よてい <u>工事を始めます。9 年度以降は体育棟改修工事などを行う予定です。</u>
しょうがいしゃしせつあんぜんたいさく 障害者施設安全対策 じぎょう 事業	1,187 万円	1,462 万円	りようしゃ あんぜんかくほ ぼうはん ひじょうつうほうそうちどう せっち よう ひよう じよせい 利用者の安全確保のため、防犯カメラや非常通報装置等の設置に要する費用を助成します。 ぼうはんたいさく 9 しせつ ・ 防犯対策 9 施設

しょうがいしゃ しゅうろうしえん よさんがいよう きよくばっすいばん ページ
 24 障害者の就労支援（予算概要4局抜粋版21頁）

ねんどよさんかく おく 8年度予算額：3億4,605万円 ねんどよさんかく おく 7年度予算額：3億4,323万円

じぎょう なまえ 事業の名前	ねんどよさんかく 8年度予算額	ねんどよさんかく 7年度予算額	せつめい 説明
しょうがいしゃしゅうろうしえん 障害者就労支援センタ ー事業 しんちゅうき 新中期	おく 3億613万円	おく 3億613万円	しゅうろう かん する そうだん しえん しゅうしよく きぼう かた しゅうしよくしえん はたら つづ ていちゃくしえんどう 就労に関する相談支援、就職を希望する方への就職支援、働き続けるための定着支援等 おこな おこな しょうがいしゃしゅうろうしえん うんえい ほじょ おこな を行う障害者就労支援センターの運営について補助を行います。 しょうがいしゃしゅうろうしえん うんえいしえん 9か所 ・障害者就労支援センターの運営支援 9か所
しょうがいしゃきょうどうじゅちゅうじぎょう 障害者共同受注事業 【基金】 しんちゅうき 新中期	まんえん 2,517万円	まんえん 2,437万円	よこはまししょうがいしゃきょうどうじゅちゅう うんえいどう きぎょうどう しょうがいしゃし せつ はつちゅうそくしん じしゅ 横浜市障害者共同受注センターの運営等により、企業等から障害者施設への発注促進や自主 せいひん はんろかくだいどう ほうかつてき おこな 製品の販路拡大等、包括的なコーディネートを行います。また、しょうがいふくしじぎょうしょ じゅちゅうそくしん のため、のうさぎょうじゅちゅうそくしん じぎょう おこな の農業受注促進モデル事業を行います。
しょうがいしゃ しゅうろうけいはつどう 障害者の就労啓発等 しんちゅうき 新中期	まんえん 1,475万円	まんえん 1,273万円	しょうがいしゃ しゅうろう こよう りかい ひろ はたら 障害者の就労・雇用への理解を広げるため、「働きたい！わたしのシンポジウム」を実施し ます。しょうがいふくしじぎょうしょ さくせい しょうひんはんばい しえん ほんし のせつ かつそう 障害福祉事業所が作成した商品販売の支援、本市の施設を活用した障害者の就労啓発 とう おこな 等を行います。

しょうがいしゃ ぶんか よさんがいよう きよくばっすいばん ページ
 25 障害者のスポーツ・文化（予算概要4局抜粋版22頁）

ねんどよさんがく おく 3,229 万円 まんえん ねんどよさんがく おく 3,490 万円 まんえん
 8年度予算額：13億3,229万円 7年度予算額：12億3,490万円

じぎょうないよう
 事業内容

Ⅰ しょうがいしゃ ぶんか かつどう すいしん とりくみ しんちゆうき
 障害者のスポーツ・文化活動推進の取組新中期

しょうがいしゃ スポーツ・文化活動の中核拠点である障害者スポーツ文化センター（横浜ラポール・ラポール上大岡）を中心に障害者スポーツ等の普及啓発や
 ぜんこくたいかい せんしゅはけん と けんこ まし スポーツ協会や障害者施設等と連携し、障害者スポーツ・文化活動の全市的な支援の充実を図ります。

おも とりくみ 主な取組	せつめい 説明
リハビリテーション・スポーツ教室	よこはま しんごう リハビリテーションセンター等と連携したスポーツや健康に関する相談・運動プログラムの実施
地域支援事業	障害のある方が身近な場所でスポーツ等ができるよう、ラポール職員による出張教室や研修の開催
全国障害者スポーツ大会派遣業務	はけん せんしゅ せんこう か じっし 「ハマピック」の開催、及び出場選手の強化練習等の実施
文化振興事業	障害のある方の絵画、写真、陶芸等の作品展の開催やダンスの発表会などの実施
個別の健康増進事業	障害や健康状態に合わせたプログラムの提供等

しょうがいしゃさべつかいしょう しょうがいりかい すいしん よさんがいよう きよくばっすいばん ページ
26 障 害 者 差 別 解 消 ・ 障 害 理 解 の 推 進 (予 算 概 要 4 局 抜 粋 版 23 頁)

8年度予算額：3,796万円 7年度予算額：3,598万円

事業内容	8年度予算額	7年度予算額	説明
啓発活動 新中期	765万円	781万円	幅広い世代の市民等に向けた啓発活動を行います。 (1) 障害者週間イベント等の普及啓発活動 (2) 交通機関等での啓発動画掲載
情報保障の取組 新中期	2,058万円	1,844万円	聴覚障害等のコミュニケーションに配慮が必要な方への情報保障に取り組みます。 (1) 手話通訳者のモデル配置(2区) (2) タブレット端末を活用した遠隔手話通訳及び音声認識による文字表示(全区) (3) 市民苑の通知に関する点字等対応 (4) 市民向け資料等の表現見直しによる、知的障害者に分かりやすい資料の作成等
相談及び紛争防止等のための体制整備 新中期	811万円	811万円	差別解消に向けた助言等のサポートに加え、解決困難事案のあっせんを行う調整委員会を運営します。
障害者差別解消支援 地域協議会の運営 新中期	162万円	162万円	相談事例の共有や差別解消の課題等を協議するため、各分野の代表等で構成する協議会を運営します。

じゅうどしょうがいしゃいりょうひよせいじぎょう こうせい いくせいりょうじぎょう よさんがいよう きよくばっすいばん ページ
27 重度障害者医療費助成事業 / 更生・育成医療事業（予算概要4局抜粋版24頁）

8年度予算額：169億9,451万円 7年度予算額：162億7,268万円

事業の名前	8年度予算額	7年度予算額	説明
重度障害者医療費助成事業 新中期	122億1,575万円	116億2,972万円	重度障害者の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。 (1) 対象者：次のいずれかに該当する方 ア 身体障害1・2級 イ IQ35以下 ウ 身体障害3級かつIQ36以上IQ50以下 エ 精神障害1級（入院を除く） (2) 対象者数見込計 54,575人 ア 被用者保険加入者16,340人 イ 国民健康保険加入者15,158人 ウ 後期高齢者医療制度加入者23,077人
更生・育成医療給付事業 新中期	47億7,876万円	46億4,296万円	18歳以上の身体障害者や18歳未満の身体障害児等が障害の軽減や機能回復のための医療を受ける際の保険診療の自己負担分の一部を助成します。 (1) 更生医療給付（対象：18歳以上の身体障害者） ・ 対象者数見込2,395人 (2) 育成医療給付（対象：18歳未満の身体障害児等） ・ 対象者数見込142人

28 2022年度の健康対策（予算概要4局 抜粋版25頁）

8年度予算額：107億7,653万円 7年度予算額：100億9,541万円

事業の名前	8年度予算額	7年度予算額	説明
自殺対策事業〈拡充〉 新中期	8,002万円	7,483万円	第2期横浜市自殺対策計画に基づき、自殺死亡率を減らすため取り組みます。 （1）こども・若者の自殺対策の強化〈拡充〉 - 新たに、「こども・若者の自殺対策強化チーム」を設置 - 精神科救急等による自殺のハイリスクのこども・若者への危機対応 - 地域でこどもと関わることの多い市民に向けたゲートキーパー養成をすすめる （2）普及啓発・相談支援 若年層や中高年層への啓発やインターネットを通じた相談や情報提供を実施します。 （3）自死遺族支援、自殺未遂者支援 電話相談等による自死遺族支援を実施します。また自殺未遂者の初期対応にあたる医療機関への研修の実施や自殺未遂者が相談窓口につながりやすくなるよう支援を充実させます。
医療費公費負担事業 新中期	106億1,918万円	99億4,543万円	精神保健福祉法及び障害者総合支援法の規定に基づき措置入院費及び通院医療費を公費負担します。
精神保健福祉対策事業 【基金】〈拡充〉	7,715万円	7,515万円	7年度から一部精神科病院を対象に始めた「入院者訪問支援事業」について、市内全28病院に拡大して実施します。

いぞんしょうたいさくじぎょう よさんがいよう きよくばっすいばん ページ
 29 依存症対策事業（予算概要 4 局 抜粋版 26 頁）

ねんどよさんかく 6,534万円 7年度予算額：7,431万円

事業内容

第 2 期横浜市依存症対策地域支援計画（8 年 3 月策定予定）に基づき、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症当事者やその家族への支援の充実のため、相談・支援や普及啓発、連携推進などの取組を実施します。

事業の名前	8 年度予算額	7 年度予算額	説明
いぞんしょうたいさく すすしん しんちゅうき 依存症対策の推進新中期	6,534万円	7,431万円	市販薬・処方薬、オンラインギャンブル等の依存への対策や依存症に対する偏見の解消を図るため新たな啓発動画の制作や啓発イベントを実施します。支援者向けガイドラインの活用や民間支援団体・関係機関との連携して支援につなげます。さらに、依存症専門相談や当事者への回復プログラム、家族教室、支援者研修を開催します。 （１）地域支援計画推進 （２）専門相談支援事業 （３）普及啓発事業 （４）連携推進事業 （５）回復プログラム・家族教室・支援者研修の開催 （６）民間支援団体への補助金による事業活動支援

30 精神科 救 急 医療対策事業（予算概要 4 局 抜粋版27 頁）

8年度予算額：3億6,127万円 7年度予算額：3億5,700万円

事業内容

県及び県内他政令市と協 調 体制のもと、緊急に精神科医療を必要とする方を受け入れる協 力 医療機関の体制確保等を行います。

事業の名前	説明
精神科 救 急 医療の受入体制〈拡 充〉 新中期	措置診察に従事する精神保健指定医を安定的に確保するため、指定医の応援派遣体制を確保した病院に対する 待機料を新たに設定します。
精神科 救 急 医療情報窓口	本人、家族及び関係機関からの相談に対し、病 状 に応じて適切な医療機関を紹介する情報窓口を夜間・ 深夜・休日に実施します。
精神科身体合併症転院受入病院（全3 病院14床）	精神科病院に入院しており、身体疾患の治療が必要となった方の入院治療に対して、適切な医療機関での 受入が可能な体制を確保します。

ちいき こそだ しえん じゅうじつ よさんがいよう きょくばっすいばん ページ

2 地域における子育て支援の充実（予算概要4局抜粋版33頁）

ねんどよさながく せんまん ねんどよさながく せんまん

8年度予算額：3,637,830千円 7年度予算額：3,537,293千円

事業内容

安心して出産・子育てができるよう、地域における子育て支援の場や機会の拡充を図るとともに、子育てに関する情報提供・相談対応の充実や、地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境づくり等、こどもの健やかな育ちを支える取組を進めます。

事業の名前	8年度予算額	7年度予算額	説明
子育て応援アプリ「パマトコ」事業＜拡充＞ 【重点】 しんちゅうき	3億9,800万円	4億7,000万円	保護者・こども一人ひとりに合わせた情報を提供するとともに、さまざまな手続きを行うことができるアプリ「パマトコ」を運用します。 <u>引き続き、オンライン申請可能な手続きを拡充するとともにポイント機能の実装等により、さらなる利便性の向上を図ります。</u>

こ こそだ しえんせいど ほいく きょういく じっしとう よさんがいよう きよくばっすいばん ページ
3 子ども・子育て支援制度における保育・教育の実施等（予算概要4局抜粋版35頁）

8年度予算額：206,834,323千円 7年度予算額：198,670,526千円

事業内容

子ども・子育て支援法に基づき、「教育・保育給付」の認定を受けたこどもに対する保育・教育を実施します。なお、3歳児から5歳児のこども及び
市民税非課税世帯の0歳児から2歳児のこどもは、利用料が無償となります。

事業の名前	7年度予算額	6年度予算額	説明
「教育・保育給付」の 認定を受けたこどもの 保育・教育＜拡充＞	1,980億2,832万円	1,896億8,497万円	(2) 保育・教育施設及び地域型保育向上支援費＜拡充＞ 新中期 8年度は、本市の配置基準に加え、追加で配置する保育士等に係る助成（障害児等 受入加算等）の単価を引き上げます。

ようじきょういく しえん よさんがいよう きよくばっすいばん ページ
4 幼児教育の支援（予算概要4局抜粋版36頁）

ねんどよさんかく せんえん ねんどよさんかく せんえん
8年度予算額：9,544,821千円 7年度予算額：9,770,235千円

事業内容

しょうがい じんかくけいせい き そ しょうじきょういく しつ たか きょういく ほいく きかい ほしょう ちくてき しえん じつし
生涯にわたる人格形成の基礎となる幼児教育について、こどもたちに質の高い教育・保育の機会を保障することを目的とした支援を実施します。そのため
に、ようじきょういく ほいく おしやうか ともな しせつとうりようひ きゅうふ しりつようちえんどう じつし あず ほいく こべつしえんきょういくひどう ほぶ おこな
に、幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用費の給付、私立幼稚園等が実施する預かり保育、個別支援教育費等の補助を行います。

事業の名前	8年度予算額	7年度予算額	説明
しりつようちえんどうあず ほいくじぎょう わくわく！はまタイム～＜拡充＞ > しんちゅうき	おく ねんどよさんかく まんえん 62億3,827万円	おく ねんどよさんかく まんえん 57億9,365万円	しょうがい さい こべつ しえん ひつよう じどう うけい ほじょたんか ぞうがく 障害児など個別に支援が必要な児童を受入れた際の補助単価を増額します。
しりつようちえんどうこべつしえんきょういくひ 私立幼稚園等個別支援教育費 補助事業＜拡充＞	おく ねんどよさんかく まんえん 1億751万円	おく ねんどよさんかく まんえん 1億1,424万円	しがくじよせい う しょうちえんどう ざいえん しょうがい さい こべつ しえん ひつよう じどう たい 私学助成を受ける幼稚園等に在園する障害児など個別に支援が必要な児童に対し、 きょういুকかんきょうどう こうじよう はか けいひ いちぶ ほじょ ねんど ほじょたんか 教育環境等の向上を図るため、その経費の一部を補助します。8年度は、補助単価 ぞうがく たいしきょうしや にん ほぶたんか じょうげん まんえん にん ねん を増額します。（対象者：356人、補助単価：上限30万円/人・年）

たよう ほいく たいおう よさんがいよう きよくばっすいばん ページ
6 多様な保育ニーズへの対応（予算概要 4 局 抜粋版 37 頁）

ねんどよさんかく せんえん ねんどよさんかく せんえん
8年度予算額：12,498,516千円 7年度予算額：10,763,021千円

じぎょうないよう
事業内容

ひとり こせい はいけい おう ほいく じゅうじつ む しょうがいじ いりようてき じ うけい たいせい きょうか がいこく も しえん
 ひとりひとりの個性や背景に応じた保育の充実に向け、障害児や医療的ケア児の受入れ体制の強化、外国にルーツを持つ子どもへの支援、さらにこどもだれも つうえんせいど じっし たよう ほいく こた とりくみ すいしん
 も誰でも通園制度の実施など、多様な保育ニーズに応える取組を推進します。

事業の名前	8年度予算額	7年度予算額	説明
しょうがいじ いりようてき じ 障害児や医療的ケア児の うけい すいしん かくじゅう 受入れ推進＜拡充＞ (ほいく きょういくしせつこうじょう 支援費、地域型保育向上 支援費、保育・幼児 教育質向上事業、地域型 保育給付費、保育・幼児 教育職員等研修事業、 市立保育所運営費、 保育所等整備事業の いちぶ) 一部)	122億2,371万円	105億4,511万円	しょうがいじ いりようてき じ ほいく きょういく ひつよう ほいくし ついか はいちどう けいひ じよせい 障害児や医療的ケア児の保育・教育に必要な保育士を追加で配置等する経費の助成につい て、単価を引き上げます。また、医療的ケア児のために看護職員を配置する経費のほか、 かんごしよくいん けんしゅう きゅうかどう ぶざい ばあい、 かわりの かんごしよくいん はいち さい けいひ 看護職員が研修や休暇等で不在となる場合に、代替りの看護職員を配置する際の経費を じよせい します。さらに、 かんごしよくいん ぶくさう はいち じょうじ、 いりようてき じ うけい れ かのう な「医療的 ケア児サポート保育園」の新規認定を実施します。その他、障害や疾病等の理由から保育所 等での集団生活が困難な医療的ケア児の居宅に訪問して保育する居宅訪問型保育事業を実施 するほか、障害児や医療的ケア児の保育の事例を学ぶ研修の実施や、受入れのための施設 かいしゅうひどうおよ ちゅうしゃじょう せいび ひどう ほじょ 改修費等及び駐車場の整備費等を補助します。 【参考】 しょうがいじ ほいく きょういく たいしやうにんてい じどうすう ねんど 7年度：2,741人（6年度：2,743人） こべつしえん ほいく きょういく たいしやうにんてい じどうすう ねんど 7年度：396人（6年度：327人） いりようてき たいしやうにんてい じどうすう ねんど 7年度：82人（6年度：61人） ※各年度4月1日現在の認定児童数

ほうかご い ばしょ よさんがいよう きよくばっすいばん ページ
 9 放課後の居場所づくり（予算概要 4 局 抜粋版38 頁）

ねんどよさんかく せんえん ねんどよさんかく せんえん
 8年度予算額：17,217,026千円 7年度予算額：15,609,590千円

じぎょうないよう
 事業内容

すべてのこどもがさんかできる「ほうかごキッズクラブ」や、るすかていじどうとうさんかできる「ほうかごじどうクラブ」へのうんえいしえんおこないます。また、とくべつしえん特別支援学校における「はまっ子ふれあいスクール」のじっしと、こうえんいちぶを「こどものそうぞうりよくをいかしたじゆうなあそびば」としてかつようするプレイパークのかつどうの支援を引きつづきじっしとします。

じぎょうなまえ 事業の名前	ねんどよさんかく 8年度予算額	ねんどよさんかく 7年度予算額	せつめい 説明
とくべつしえんがっこう 特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業	9,186万円 まんえん	1億741万円 おくまんえん	いちぶとくべつしえんがっこうせつち 一部の特別支援学校に設置されている「はまっ子ふれあいスクール」で、がっこうしせつつか 学校の施設を使って、あそびをとおしてねんれいちがこ 遊びを通じて年齢の違う子どもたちが交流できるようにします。これにより、こどもたちがげんき に成長できるようにサポートします。

ちいきりょういく うんえいじぎょう よさんがいよう きよくばっすいばん ページ
11 地域療育センター運営事業（予算概要4局抜粋版40頁）

8年度予算額：3,994,368千円 7年度予算額：4,040,577千円

事業内容：

0歳から小学校期までの心身に障害のある、またはその可能性のある児童及びその家族を対象に、相談、診療・評価、集団療育等を実施します。また、地域における療育の中核機関として、障害児が通う保育所や幼稚園、小学校等を訪問し、児童の対応に関する助言や障害の理解を深めるための支援等を行います。方面別に設置している8センターに加えて、総合リハビリテーションセンターも同様の機能を担っており、合計9センターで18区を担当しています。

事業の名前	8年度予算額	7年度予算額	説明
ちいきりょういく 地域療育センター 運営事業 新中期	39億9,437万円	40億4,058万円	(1)きょうだい児預かりの実施＜拡充＞ 利用児童のきょうだい児を預かる「きょうだい児預かり」について、現在の4センターでの実施に加え、新たに2センター（港南・リハセンター）においてNPO法人等への委託により実施します。 (2)初期支援の実施等 利用申込後、こどもの遊びの場の提供とともに保護者への助言や相談対応を行う「ひろば事業」や心理職等の専門職による面接（相談対応）を引き続きすべてのセンターで実施します。

ざいたくしょうがいじおよ しせつりようじどう しえん じゅうじつ よさんがいよう きよくばっすいばん ページ
 12 在宅障害児及び施設利用児童への支援の充実（予算概要4局抜粋版41頁）

8年度予算額：31,734,616千円 7年度予算額：28,750,831千円

事業内容：

障害児及びその家族が安心して暮らせるよう、学齢期のデイサービスや相談支援、重症心身障害児・者等への医療的ケア等を行います。

取組の名前	8年度予算額	7年度予算額	説明
障害児通所支援 事業等 新中期	283億2,528万円	253億7,603万円	(1) 障害児通所支援事業 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業等（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）を利用する児童に対する給付費を支出します。また、運営指導件数を増やすとともに、集団指導及び虐待防止研修の継続実施等により事業所の質向上を図ります。より多くの児童が障害児相談を利用できるよう、障害児相談支援事業所への補助を実施します。特に、行動障害や医療的ケア等により特別な支援を要する児童に対して、相談支援を行う場合は、補助の上乗せを行います。 ○障害児通所事業所見込数983 か所 ○運営指導実施予定件数 200件 (2) 主として重症心身障害児を対象とした事業所の充実 主として重症心身障害児を対象とした事業所の充実に向けて、未整備区を対象に整備費補助を実施します。また、放課後等の通所先の選択肢増を目的に福祉車両の導入補助（3か所分）、災害時に備えて非常用電源の導入補助（7か所分）を実施します。＜社会福祉基金を活用＞

取組の名前	8年度予算額	7年度予算額	説明
学齢後期障害児支援事業	2億3,488万円	2億3,437万円	学齢後期(中学・高校生年代)の発達障害児を主な対象として、思春期における障害に伴う生活上の課題の解決に向けて、診療、相談、学校等関係機関との調整及び家族への相談支援等を市内4か所の事業所で実施します。
障害児医療連携支援事業 <拡充> 新中期	8,300万円	7,222万円	(1) <u>医療的ケア児・者等支援促進事業<拡充></u> 医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療的ケア児・者等コーディネーターを中心に関係機関との連携や地域での受入れを進めるとともに、理解を深めてより連携を広げていくため、支援者養成研修を行います。<u>8年度は、小児期から成人期へ移行しても適切な医療やケアを受けられるよう、成人領域診療科で従事する医療者向けの研修を新たに実施します。</u> (2) <u>医療的ケアを担う看護師等に対する研修</u> 医療的ケア児サポート保育園等や障害児通所支援事業所で医療的ケアを担う看護師等の確保・育成を目的とした研修を行います。 (3) <u>医療的ケア児・者等一時預かり事業<拡充></u> <u>ア 医療的ケア児・者レスパイト事業</u> 家族が安心して休息をとれるよう、看護師を自宅に派遣するレスパイト事業を実施します。<u>8年度は、年間の利用上限を24時間に拡大します。</u> <u>イ メディカルショートステイ事業</u> 常時医学的管理が必要な重症心身障害児・者等の在宅生活の安定を目的とし、協力医療機関で入院による一時的な受入れを行います。<u>8年度は、人工呼吸器装着患者受入加算を新設し、受入れを推進します。</u>

とりにくみ なまう 取組の名前	ねんととさんかく 8年度予算額	ねんととさんかく 7年度予算額	せつめい 説明
			(4) じゅうしょうしんしんしょうがいじ しゃどう ざいたくせいかつしえん 医療的ケアが必要な重症心身障害児・者の在宅生活を支えるため、訪問看護師を対象とした研修や ざいたくしえんかんけいしや じょうほうこうかんとく おこな れんらくかい かいさい いりようかんきよう じゅうじつ 在宅支援関係者との情報交換等を行う連絡会を開催し、医療環境を充実させます。
とくべつじどうふよう 特別児童扶養 てあてしきやうじ おふ 手当支給事務費	8,740万円 まんえん	7,752万円 まんえん	しょうがい さいみ まん こ たい てあて せいきゅううけつけ にんていとう おこな 障害のある20歳未満の子どもに対する手当の請求受付・認定等を行います。また、くやくしよぎようむ 一部を集約し市民の利便性向上及び事務の効率化を図ります。
しょうがいじにゆうしよしえん 障害児入所支援 じぎょうとう 事業等	30億406万円 おく まんえん	29億9,069万円 おく まんえん	しょうがい ようごじょう かだい しょうがいじしせつ にゆうしよ じどう たい ひよう そち ひ およ しょうがいじにゆうしよ 障害や養護上の課題により、障害児施設に入所している児童に対する費用（措置費及び障害児入所 きゅうふむ ししゆつ しせつ たい しょくいん かはいとう おこな きのおきようか はか 給付費）を支出するとともに、施設に対して職員の加配等を行い、機能強化を図ります。また、 ふくしがたしせつ にゆうしよ じどう ちいきいこう む そうだんしえん じゅうじつ じどう 福祉型施設に入所する児童の地域移行に向けた相談支援を充実させるために、児童のアセスメント 等を行うコーディネート業務を実施します。

ねん む いりょうていきょうたいせい こうちく よさんがいよう きょくばっすいばん ページ
2 2040年に向けた医療 提 供 体制の構築（予算概要 4 局 抜粋版47 頁）

じぎょうないよう
事業内容

こうれいか しんてん いりょうじゅよう ぞうか せいさんねんれいじんこう げんしょう しんこう ねん み す しつ たか いりょう こうりつてき こうかてき ていきょう いりょう
高齢化の進展による医療需要の増加や生産年齢人口の減少が進行している2040年を見据え、質の高い医療を効率的・効果的に提供できるよう、医療や
かいご かきね こ ちいきぜんたい かんじゃ ささ ちいきかんけつがたいりょう じつげん め ざ
介護の垣根を越えた地域全体で患者を支える「地域完結型医療」の実現を目指します。

とりにくみ なまふ 取組の名前	ねんとよさんかく 8年度予算額	ねんとよさんかく 7年度予算額	せつめい 説明
(4) ざいたくいりょう 在宅医療の じゅうじつ 充 実	3 億5,628万円 おく 5,628 まんえん	3 億5,628万円 おく 5,628 まんえん	ア ざいたくいりょうれんけいきょてん うんまい 在宅医療連携拠点の運営 ちいき いりょうきかん かいごじぎょうじょとう れんけい ふか き 切れ目のないざいたくいりょう かいご サービスの ていきょう 地域の医療機関と介護事業所等の連携を深め、在宅医療・介護サービスの提供 たいせい こうちく 体制を構築します。また、りょうよう ひつよう しょうがいふくし サービスの ていきょう さいがいじ たいおう 体制を構築します。また、療養に必要な障害福祉サービスの提供や災害時の対応についても、 かんけいきかん れんけい すす 関係機関との連携を進めます。

ほけんいりようしさく すいしん よさんがいよう きよくばっすいばん ページ
4 保健医療施策の推進（予算概要 4 局 抜粋版 49 頁）

事業内容

市民の皆様が健康で安心して生活できるように、感染症や食中毒のまん延を防ぎ、快適な生活環境を整えます。また、難病患者や医療的ケアが必要な子どもや大人、認知症患者への支援を強化します。さらに、病気の予防や早期発見につながる施策を進め、本人や周囲の人が自分らしく暮らせる社会を目指します。

取組の名前	8年度予算額	7年度予算額	説明
（１）医療的ケア児・者等及び障害児・者への対応＜拡充＞	1,157万円	1,518万円	ア 医療的ケア児・者等支援の促進＜拡充＞（８年度：905万円 ７年度：738万円） （こども青少年局・健康福祉局・医療局・教育委員会事務局の４局で実施） 医療的ケア児・者等コーディネーターを中心に関係機関との連携や地域での受入れを推進するとともに、市内の医療機関や福祉施設等に従事する職員を対象とする支援者養成研修を実施します。８年度は新たな取組として、小児期から成人期へ移行しても適切な医療やケアを受けられるよう、成人領域診療科で従事する医療者向けの研修を実施します。 イ 医療的ケア児・者等を支える看護師への支援（８年度：252万円 ７年度：780万円） ７年度までに育成した医療的ケアの経験が豊富な支援看護師が、医療的ケア児・者を受け入れている施設等の看護師に対し、実技等の対面研修を実施するほか、看護師同士の交流により課題の解決や不安解消を図ります。
（２）歯科保健医療の推進	１億1,075万円	１億775万円	ア 歯科保健医療センターの運営＜拡充＞（８年度：１億615万円 ７年度：１億115万円） 夜間・休日昼間の歯科診療、心身障害児・者歯科診療や通院困難者等に対する訪問歯科診療を行う横浜市歯科保健医療センターの運営費の一部を補助します。また８年度は、施設老朽化に伴う修繕費の一部を新たに補助します。

とりにくみ なまなま 取組の名前	ねんどとよさんかく 8年度予算額	ねんどとよさんかく 7年度予算額	せつめい 説明
			イ しかほけんいりよう すいしん しんちゆうき 歯科保健医療の推進新中期（8年度：460万円 7年度：660万円） よこはまししかいしかい じつし しやうがいじ しやしか しんりようけんしゆうじぎやう えんげきのうひやうかけんしゆう しゅうじゆつきこうくう 横浜市歯科医師会が実施する障害児・者歯科診療研修事業、嚥下機能評価研修や、周術期口腔 ケアのしみんけいはつ へいよう いちぶ ほしよ ケアの市民啓発にかかる費用の一部を補助します。また、かんけいきかんとく いけんこうかん おこな 関係機関等との意見交換を行いながら しやうがいじ しやしかほけんいりよう じゅうじつ お しさく すす 障害児・者歯科保健医療の充実に向けた施策を進めます。

さいがいたいおうりょく きょうか よさんがいよう きょくぼっすいばん ページ
5 災害対応力の強化（予算概要4局 抜粋版51頁）

事業内容

大規模地震時には、多数の傷病者が発生し、通常の医療体制では対応しきれない状況となることから、横浜市防災計画や横浜市地震防災戦略に基づき、医療機関や医療関係団体等と連携し、災害時医療体制や配慮が必要な方への支援の充実を図ります。また、避難生活における衛生・健康管理やペット対応など、保健所の機能を活かした取組を進めます。

取組の名前	8年度予算額	7年度予算額	説明
(1) 人工呼吸器等 電源を要する医療的ケア児・者等の個別避難 計画作成及び避難所の 整備 社福基金	4,265万円	3,183万円	ア 個別避難計画作成（8年度：2,295万円 7年度：3,183万円） 人工呼吸器等の電源を必要とする医療機器を使用している方の災害時個別避難計画について、クラウドを活用したシステムを用いて作成をさらに進めます。発災時に支援者間で情報共有を図ることで、迅速で確実な安否確認や避難を支援する機能を新たに実装します。 イ 避難所の整備〈新規〉（8年度：1,970万円 7年度：0万円） 発災時に自宅から直接避難し、医療的ケアの継続に必要な非常用電源設備等を備えた避難所を整備するとともに、避難所への移送手段の確保を行います。

きょういくいいんかいじむきょく
教 育 委 員 会 事 務 局

はしら すべ こ かのうせい ひろ まな すいしん
柱 1 全ての子どもの可能性を広げる学びの推進

しさく しゅたいてき たいわてき ふか まな ししつ のうりよく いくせい よさんがいよう きよくばっすいばん ページ
施策 1 主体的・対話的で深い学びによる資質・能力の育成 (予算概要 4 局 抜粋版 57 頁)

とりにみ なま 取組の名前	ねんどよさんかく 8 年度予算額	ねんどよさんかく 7 年度予算額	せつめい 説明
(4) デジタル学習 基盤と横浜の教育ビッグデータの活用 新中期	493,134 千円	578,830 千円	① 教育ビッグデータの活用【拡充】 ◆ 横浜市学力・学習状況調査の全面 CBT 化 8 年度の調査から、教科に関する調査の全教科、生活・学習意識調査の全ての調査を CBT により全校で実施します。 ※ CBT…Computer Based Testing。コンピューターを使用した試験方式 ◆ 横浜 St☆dy Navi (よこはまスタディナビ) 横浜市学力・学習状況調査や毎日の健康観察等の教育ビッグデータを収集、分析し、可視化する「横浜 St☆dy Navi」を全市立学校で運用し、さらに、社会情動的コンピューテンシーと連動した学力分析ツールの機能改修や児童生徒のための相談機能の開発等を行います。

取組の名称	8年度予算額	7年度予算額	説明
			◆横浜教育データサイエンス・ラボ 6年度に発足した横浜教育データサイエンス・ラボにおいて、児童生徒や学校にとって有効な「教育データ」を提供することを目的として、教育ビッグデータを活用した教職員・大学・企業との共創による分析・研究を進めます。 ②学びの三層空間（リアル・オンライン・バーチャル）の活用【拡充】 ◆オンライン空間：電子書籍サービスの活用 オンラインの取組として、7年度から全小学校・特別支援学校に導入している電子書籍サービスを授業でも積極的に活用します。 ◆バーチャル空間：メタバースの活用 空間的・時間的制約を超え、1人1台端末からアバターを介した交流が可能となるメタバースを活用し、海外の学校と互いの文化を紹介するなどの国際交流を実施します。これにより、子どもたちは、英語力を身につけるとともに、多様な人と考えを伝え合う経験を積み、さらに自ら学びを選択する力を養うことができます。モデル校3校でのこれまでの取組を踏まえ、8年度は、より多くの学校（10校）で国際交流を実施するとともに、着実な活用に向けてサポートを行います。また、全校がメタバース空間に触れることができる環境を整えることで、各校においては、国際交流はもとより、例えば他校との交流授業や校内での集会活動などにメタバースを活用するなど、子どもたちは多様な交流機会を持つことができます。

施策4 多様な教育的ニーズに応える一人ひとりを大切にする教育の実現（予算概要4局 抜粋版60頁）

取組の名前	8年度予算額	7年度予算額	説明
(1) 多様な学びの支援体制の構築	167,958千円	155,328千円	①就学・教育相談事業 特別な支援が必要な子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行うため、ふさわしい学びの場についての就学・教育相談を実施します。
(2) 小・中学校、高校における特別支援教育の推進新中期	334,998千円	320,977千円	①一般学級等に在籍する、特別な支援や配慮が必要な児童生徒への支援の充実 ◆特別支援教室活用推進校の拡充【拡充】 小・中・義務教育学校で、学習のつまずきや登校不安を抱える児童生徒を支援するため、<u>非常勤講師を配置する特別支援教室活用推進校を拡充</u>します。 <配置校数：R7：120校→R8：170校> ◆通級指導教室の運営 通級指導教室の充実に向けて、通級指導教室で使用する機材（オーディオメータなど）等の整備を行います。 <R8設置校数 小学校：17校、中学校：5校、高等学校：1校 特別支援学校：2校> ◆小・中・義務教育学校における医療的ケアの実施 日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校（ただし、肢体不自由特別支援学校を除く。）に対し、当該児童生徒への配慮及び当該校への支援を目的として、学校に看護師を派遣し、必要な医療的ケアを実施します。

とくべつしえんがっこう 取組の名前	ねんどとさんかく 8年度予算額	ねんどとさんかく 7年度予算額	せつめい 説明
			とくべつしえんきょういくしえんいんじぎょう ◆特別支援教育支援員事業 しょう ちゅう ぎ おきょういくがっこう がくしゅうめん こうどうめんなど しえん ひつよう じどうせいと とくべつ 小・中・義務教育学校に、学習面や行動面等に支援を必要とする児童生徒をケアする特別 しえんきょういくしえんいん ゆうしょう はいち とくべつしえんきょういくしえんいん はいち きょういん 支援教育支援員（有償ボランティア）を配置します。特別支援教育支援員の配置と教員と れんけい いっそうすいしん とくべつ しえん はいりょう ひつよう じどうせいとひとり の連携をより一層推進し、特別な支援や配慮が必要な児童生徒一人ひとりのニーズに応じた しえん おこな 支援を行います。 きょうしよくいん とくべつしえんきょういく かか せんもんせい こうじょう ②教職員の特別支援教育に係る専門性の向上 とくべつしえんきょういく せんもんしよく れんけい ◆特別支援教育における専門職との連携 したいふじゅうじどうせいと ざいせき しょう ちゅう ぎ おきょういくがっこう りがくりょうほうし はけん じどうせいと 肢体不自由児童生徒が在籍する小・中・義務教育学校に理学療法士を派遣し、児童生徒の あんぜんかくほよ しせい うんどうめん がくしゅう どだい すす まな じゅうじつ はか 安全確保及び姿勢や運動面などの学習の土台づくりを進め、学びの充実を図ります。 こべつしえんがっきゅう じぎょう かくじゅう ◆個別支援学級コンサルテーション事業【拡充】 たよう こ とくせいりかい なや こべつしえんがっきゅう きょういん たい はったつしょうがいどう 多様な子どもたちの特性理解やアセスメントに悩む個別支援学級の教員に対し、発達障害等 せんもんてきしえん けんしき じっせき みんかんじぎょうしゃ ていきょう こべつしえんがっきゅう の専門的支援に見識と実績のある民間事業者のノウハウを提供する「個別支援学級コンサル てーション事業」を実施し、教員の発達障害等への理解をさらに深めます。
とくべつしえんがっこう (3) 特別支援学校の じゅうじつ 充実	1,540,365千円 せんえん	1,454,932千円 せんえん	うんこうじぎょう かくじゅう ①スクールバス運行事業【拡充】 しゃかいじょうせい へんか ともな じんけんひ ねんりょうひ こうどうおよ こうつうじぎょうしゃ はたら がたかいかく ともな じょうむいん 社会情勢の変化に伴う人件費や燃料費の高騰及び交通事業者の働き方改革に伴う、乗務員 とう にな てぶそく たいおう きそん うんこうたいせい いじ とくべつしえんがっこう しかく 等の担い手不足に対応するとともに、既存の運行体制を維持しつつ、特別支援学校（視覚・ ちてき したい どう うんこう 知的・肢体）でスクールバス等を運行します。 したいふじゅうとくべつしえんがっこう つうがくちゅう いりょうてき ひつよう また、肢体不自由特別支援学校にて、通学中にも医療的ケアが必要なためスクールバスに

とりにくみ たまき 取組の名前	ねんととさんかく 8年度予算額	ねんととさんかく 7年度予算額	せつめい 説明
			じやうしゃ じどうせいと ていきやう ふくししゃりやう げんそくかん ごし どうじやう だいすう ふ うんこう 乗車できない児童生徒に提供 する福祉車両（原則看護師が同乗）は、台数を増やし、運行 かくじゆう はか コースの拡充を図ります。 つうがくやう どう うんこう <通学用スクールバス等の運行：50 コース、福祉車両の運行：R 7：33 コース→R 8：56 コース> とくべつし えんがっこういりやうてき たいせいせいびじぎやう ②特別支援学校医療的ケア体制整備事業 じどうせいと たやうか いりやうてき たいおう つうがくし えん じゆうじつ 児童生徒の多様化する医療的ニーズへの対応や通学支援を充実させるため、肢体不自由特別 しえんがっこう こう がっこうかん ごし はいち かんごし やく しゅにんきやう めい 支援学校6校に学校看護師を配置します。また、看護師のとりまとめ役となる主任級を2名 はいち そしきたいせい きやうか はか くわて こうどか いりやうてき ケアへの対応及び学校 かんごし しつ こうじやう はか けんしやう じっし じんこうこきやうきどうこうど いりやうてき じ 看護師の質の向上を図るため、研修を実施します。人工呼吸器等高度な医療的ケア児の ほごしや つきそ かいしやう しゆくはくぎやうじどう つづ つきそいかいしやう む てきじっせん 保護者の付添い解消について、引き続き、宿泊行事等への付添解消に向けたモデル的実践を じっし かりやうてき どう じたく ほうもんきやういく う かてい ふたんけいげん と 実施します。また、医療的ケア等があり、自宅で訪問教育を受けている家庭への負担軽減に取り く 組みます。 したいふじゆうとくべつしえんがっこう ひじやうやうでんげん せいび かくじゆう ③肢体不自由特別支援学校への非常用電源の整備【拡充】 いりやうてき ひつやう じどうせいと しょう いりやうき きどう じんこうこきやうき かくたんきやういんきどう たいおん 医療的ケアが必要な児童生徒が使用する医療機器等（人工呼吸器、喀痰吸引器等）や、体温 ちやうせつ ひつやう けうちやうせつびどう たい ひじやうじ でんげんきやうきやう つづ 調節に必要な空調設備等に対し、非常時も電源供給を続けられるよう、<u>肢体不自由特別</u> しえんがっこうしきち むていでんはつでんせつびどう あら せっち <u>支援学校敷地に無停電発電設備等を新たに設置</u>します。
こうりゆうおよ きやうどう (4) 交流及び共同 がくしゆう すいしん 学習の推進	6,610千円 せんえん	5,553千円 せんえん	わかばだいちいき しょうがっこう とくべつしえんがっこう じどうせいと あんしん まな つづ あら 若葉台地域において、小学校と特別支援学校の児童生徒が安心して学び続けられるための、新 こうりゆうおよ きやうどうがくしゆう けんどう けんきやう じっせんどう だいがく れんけい と く たな交流及び共同学習の検討・研究・実践等に、大学とも連携しながら、取り組みます。 とりくみないやう せいかどう ふ じ ねんどういこう じぎやうてんかい ほうこうせい けんどう また、これまでの取組内容の成果等を踏まえながら、次年度以降の事業展開の方向性を検討 します。

はしら しゃかいぜんたい こ ささ きょういく すいしん
柱 4 社会全体で子どもを支える教育の推進

しさく ふくし いりようとう しえん じゅうじつ よさんがいよう きよくばっすいばん ページ
施策2 福祉・医療等とのつながりによる支援の充実（予算概要4局抜粋版63頁）

とりにみ なま ま 取組の名前	ねんととさんかく 8年度予算額	ねんととさんかく 7年度予算額	せつめい 説明
いりようてき じ しゃとう 医療的ケア児・者等 しえんそくしんじぎょう 支援促進事業 かくじゅう しんちゅうき 【拡充】新中期	9,053千円 せんえん	7,382千円 せんえん	いりようてき じ しゃとう ざいたくせいかつ ささ 医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療的ケア児・者等コーディネーターを ちゅうしん かんけいきかん れんけい ちいき うけい すいしん 中心に関係機関との連携や地域での受入れを推進するとともに、理解を深めてより連携を広げ ていくため、支援者養成研修を実施します。 <u>ねん ど しょうにき せいじんき いこう てきせつ いりよう</u> <u>8年度は、小児期から成人期へ移行しても適切な医療やケアを受けられるよう、成人領域</u> <u>しんりょうか じゅうじ いりようしゃ お けんしゅう あら じっし</u> <u>診療科で従事する医療者向けの研修を新たに実施</u> します。

はしら しみん ゆた まな
柱 7 市民の豊かな学び

しさく しやうがいがくしゅう すいしん よさんがいよう きよくばっすいばん ペーじ
施策 1 生涯学習の推進（予算概要 4 局 抜粋版 65 頁）

とりにくみ なままえ 取組の名前	ねんどとさんかく 8 年度予算額	ねんどとさんかく 7 年度予算額	せつめい 説明
(2) 読書活動の 推進 新中期	2,122,775千円	2,041,506千円	① 図書館サービスの充実【拡充】 しみん まな ば いっそう じゅうじつ む ちいき さまざま だんたいどう れんけい さんかしゃ きやうみ かんしん 市民の学びの場の一層の充実に向け、地域の様々な団体等と連携しながら、参加者の興味や関心を ひ だ たいけんがた など じっし すす こ 引き出す体験型イベント等の実施を進めるとともに、子どもたちが本に親しむ機会を広げるなど みりよく としょかん かくじゅう と く 魅力ある図書館サービスの拡充に取り組めます。 ② 図書館資料の充実に向けた取組 しみん どくしよかつどう すいしん みりよく としよ じゅうじつ と く りようしゃ かだいかいけつ し 市民の読書活動の推進のため魅力ある図書の充実に取り組むとともに、利用者の課題解決に資する せんもんとしよ はばひろ しゅうしゅう でんししよせき でんしざっしどう かくじゅう すす 専門図書を幅広く収集します。また、電子書籍・電子雑誌等デジタルサービスの拡充を進めま す。 ③ 障害のある方への読書支援 しかくしょうがいしゃどう たいめんろうどく じっし ろくおんとしよ かしだし せいさく おこな 視覚障害者等への対面朗読の実施、録音図書・テキストデイジーの貸出・製作などを行います。 ④ 図書館の管理・運営 ちゅうおうとしよかんおよ ちいきとしよかんどう しせつかんり うんえい としょかんじょうほう うんようどう おこな 中央図書館及び地域図書館等の施設管理・運営、図書館情報システムの運用等を行います。

令和 8 年度 予算概要 4 局抜粋版

健康福祉局

こども青少年局

医療局

教育委員会

令和 8 年 度
予 算 概 要

健 康 福 祉 局

健康福祉局予算案の考え方

「中期計画2026-2029」（素案）を踏まえた予算案

令和8年度は「横浜市中期計画2026-2029」がスタートする年です。令和8年度予算案は、昨年12月に公表した計画素案の内容を踏まえて編成しました。

《新たな中期計画の考え方》

明日をひらく都市

戦略 市民生活の安心・安全×横浜の持続的な成長・発展

4年間で重点的に進める戦略や取組

市政の基礎となり、日々の生活や活動を支える
個別分野別計画、業務サービス など

《健康福祉局の基本目標と4つの施策の柱》

地域福祉保健と
健康づくりの推進

高齢者保健福祉の
推進

【基本目標】
今日の安心
明日の安心
そして将来への安心に向けて

障害者施策の
推進

生活基盤の安定と
自立の支援等

「中期計画2026-2029」と各分野別計画の連動

新たな中期計画に掲げる重点的に進める戦略や取組の推進と併せて、「横浜市地域福祉保健計画」、「健康横浜21」、「よこはまポジティブエイジング計画」、「横浜市障害者プラン」など、市政の基礎となり、市民の皆様の日々の生活や活動を支える各分野別計画に基づく施策も、引き続き着実に進めていきます。新たな中期計画とこれらの計画をしっかりと連動させ、推進していくことで、市民の皆様の暮らしやすさの向上につなげていきます。

市民の皆様の実感を評価の軸に

施策の推進にあたっては、最上位の目標を「市民の実感」をベースに設定し、アウトカム指標の進捗状況を把握し、データに基づいて検証を行いながら、施策の質の向上を図ります。こうした「市民目線の経営サイクル（PDCA）」の中で、市民の皆様が施策の効果を実感できるように取り組んでいきます。

健康福祉局の基本目標と4つの施策の柱

健康・福祉に関する4つの施策の柱を「地域福祉保健と健康づくりの推進」、「高齢者保健福祉の推進」、「障害者施策の推進」、「生活基盤の安定と自立の支援等」とし、健康福祉局の基本目標である「今日の安心 明日の安心 そして将来への安心に向けて」の実現に向けてしっかりと取り組んでいきます。

健康福祉局重点取組 「誰もが暮らしやすいと実感できるまちづくり」

現状と課題、取組の方向性

高齢化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、福祉ニーズは多様化・複雑化しています。また、身寄りのない高齢者等への支援など、今日的な課題も新たに生じてきています。そうした社会環境等の変化を踏まえ、高齢者や障害者、生活困窮等で困難を抱えた方なども含め、誰もが暮らしやすいと実感していただけるまちづくりを進めていくことが必要です。令和8年度は、新たな中期計画と各分野別計画をしっかりと連動させて推進していくとともに、①小児医療費助成の拡充、②受動喫煙対策の推進、③特別養護老人ホームの待機期間短縮、④社会参加と介護予防の推進、の4つを重点取組として進めていきます。

①小児医療費助成の拡充

(58頁に記載)

子育て世帯の経済的負担感を軽減し、「ゆとり」の創出を図るため、医療費（保険診療分）の自己負担無償化を18歳年度末まで拡大します。（令和8年6月実施予定）

②受動喫煙対策の推進

(14頁に記載)

屋外におけるさらなる受動喫煙対策を進めるため、路上喫煙が多発する場所のパトロールを実施します。また、望まない受動喫煙のない暮らしの実現に向けて、効果的なプロモーションを実施します。

③特別養護老人ホームの待機期間短縮

(23頁に記載)

特別養護老人ホームへの入所を必要とされている方が早期に入所できるよう、コーディネーターが入所申込者の状況を踏まえて提案を行うなど、入所申込者と施設とのマッチング機能を強化します。

④社会参加と介護予防の推進

(18, 19頁に記載)

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるよう、就労的活動・通いの場等への社会参加や、健診・医療・介護データ等を活用したフレイル対策等の介護予防を推進します。

《暮らしやすいまちを目指して》

福祉ニーズが多様化・複雑化する中、日々の不安や困りごとに対し、行政が市民目線で検討し、取り組むことが求められています。

そこで、生活困窮者等へのきめ細やかな居住支援の強化や、高齢者が安心して日常生活を送るための支援の検討を進めます。

また、障害者が地域で自分の希望にあった暮らしを安心して送れるよう、グループホームの支援の質の向上及び受入体制の強化を図ります。さらに、こども・若者の自殺対策のための専門家チームを新たに設置するなど、自殺対策を総合的に進めます。

あわせて、脱炭素社会の実現に向けた取組として、ペーパーレス化や施設の照明のLED化等を推進します。

健康福祉局予算案総括表

(一般会計)

(単位：千円)

項 目	令和8年度	令和7年度	増△減	増減率 (%)	備 考
7款 健康福祉費	415,946,165	380,847,558	35,098,607	9.2	
1項 社会福祉費	68,969,958	64,932,112	4,037,846	6.2	社会福祉総務費、社会福祉事業振興費、国民年金費、ひとり親家庭等医療費、小児医療費、難病対策費、葬務費
2項 障害者福祉費	160,288,339	146,061,325	14,227,014	9.7	障害者福祉費、こころの健康相談センター等運営費、障害者手当費、障害者医療費、障害者福祉施設運営費、リハビリテーションセンター等運営費
3項 老人福祉費	15,483,717	16,615,762	△ 1,132,045	△ 6.8	老人措置費、老人福祉費、老人福祉施設運営費
4項 生活援護費	142,967,659	138,977,213	3,990,446	2.9	生活保護費、援護対策費
5項 健康福祉施設整備費	23,813,827	10,174,453	13,639,374	134.1	健康福祉施設整備費
6項 健康推進費	4,422,665	4,086,693	335,972	8.2	健康づくり費、地域保健推進費
19款 諸支出金	141,255,604	135,329,075	5,926,529	4.4	
1項 特別会計繰出金	141,255,604	135,329,075	5,926,529	4.4	国民健康保険事業費、介護保険事業費、後期高齢者医療事業費、公害被害者救済事業費、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一般会計計	557,201,769	516,176,633	41,025,136	7.9	

(特別会計)

(単位：千円)

項 目	令和8年度	令和7年度	増△減	増減率 (%)
国民健康保険 事業費会計	311,601,533	307,420,211	4,181,322	1.4
介護保険 事業費会計	358,910,241	341,795,181	17,115,060	5.0
後期高齢者医療 事業費会計	116,458,763	105,467,250	10,991,513	10.4
公害被害者救済 事業費会計	109,592	34,161	75,431	220.8
新墓園事業費会計	4,498,750	2,550,170	1,948,580	76.4
特 別 会 計 計	791,578,879	757,266,973	34,311,906	4.5

(単位：千円)

健康福祉局一般会計予算の財源

	令和8年度	令和7年度
特定財源	(48.1) 267,788,464	(46.3) 239,154,284
一般財源	(51.9) 289,413,305	(53.7) 277,022,349
合 計	(100) 557,201,769	(100) 516,176,633

() 内は構成比 (%)

障害福祉主要事業の概要

障害者が希望する場所で自分らしく安心して生活することができるよう、障害施策に関わる中長期的な計画である「第4期横浜市障害者プラン」を令和3年度に策定し、各種事業を計画的かつ重層的に推進しています。

1 障害者総合支援法に基づく主な事業

障害者への福祉サービスの基本的な内容は、障害者総合支援法に規定されており、国が定める基準に基づき個人に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村等が地域特性や利用者の状況に応じて給付基準や内容を定める「地域生活支援事業」で構成されています。

(1) 自立支援給付関連

事業種別	本市事業名
障害福祉サービス費等 (介護給付、訓練給付)	居宅介護事業【予算概要16】 障害者地域活動ホーム運営事業【予算概要17】 障害者支援施設等自立支援給付費【予算概要21】 在宅障害児・者短期入所事業 障害者グループホーム設置運営事業【予算概要22】
計画相談支援給付費等	計画相談・地域相談支援事業【予算概要18】
自立支援医療費等	障害者支援施設等自立支援給付費【予算概要21】 更生医療事業【予算概要27】 医療費公費負担事業【予算概要28】 医療給付事業
補装具費	補装具費支給事業
高額障害福祉サービス等給付費	高額障害福祉サービス費等償還事業

(2) 地域生活支援事業関連

本市事業名	事業内容
後見的支援推進事業【予算概要16】	障害者が安心して地域で暮らせるように、生活を見守る仕組みを、地域を良く知る社会福祉法人等とともに作っていきます。
精神障害者生活支援センター運営事業【予算概要17】	各区に1館ある「精神障害者生活支援センター」では、精神障害者の自立生活を支援するため、精神保健福祉士による相談や居場所の提供等を行います。
地域活動支援センター（障害者地域作業所型・精神障害者地域作業所型）【予算概要17】	障害者が地域の中で創作活動や生産的活動、社会との交流などを行う地域活動支援センター（障害者地域作業所型等）に対して助成を行います。
障害者相談支援事業【予算概要18】	基幹相談支援センター等に配置された相談員が、障害者が地域で安心して暮らすために生活全般にわたる相談に対応します。
発達障害者支援体制整備事業【予算概要18】	発達障害児・者について、ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達障害児・者の福祉の向上を図ります。

2 その他の主な事業

前述の障害者総合支援法に規定されている事業以外にも、本市が独自に企画した事業等を展開しています。（財源については、可能な限り国費・県費を導入しています。）

本市事業名	事業内容
障害者自立生活アシスタント事業等【予算概要16】	地域で生活する单身等の障害者に対し、居宅訪問等を通じた助言や相談等のサービスを提供し、地域生活の継続を図ります。（障害者総合支援法の自立生活援助事業を含む）
多機能型拠点運営事業【予算概要17】	常に医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児・者等を支援するため、診療、訪問看護、短期入所等のサービスを一体的に提供する「多機能型拠点」を運営します。
障害者地域活動ホーム運営事業【予算概要17】	在宅の障害児・者の支援拠点として、日中活動のほか、一時的な滞在等を提供する各区の「障害者地域活動ホーム」の運営について補助を行います。
重度障害者タクシー料金助成事業【予算概要20】	公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福祉タクシー利用券を交付することにより、タクシー料金を助成します。
障害者自動車燃料費助成事業【予算概要20】	公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、自動車燃料券を交付することにより、自動車燃料費を助成します。

本市事業名	事業内容
障害者就労支援事業【予算概要24】	障害者の就労支援を行う就労支援センターの運営について補助を行います。また、企業等から障害者施設への発注促進や自主製品の販路拡大等を行います。
障害者スポーツ文化センター管理運営事業【予算概要25】	横浜ラポール及びラポール上大岡において、障害者のスポーツ・文化活動を推進します。
障害者差別解消推進事業【予算概要26】	障害者差別解消法、障害者差別解消の推進に関する取組指針等に基づいた事業を行います。
こころの健康対策【予算概要28】	自殺対策の充実に向け、関係機関や庁内関係部署との連携により総合的に取り組みます。このほか、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。
依存症対策事業【予算概要29】	アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症当事者やその家族への支援の充実のため、相談・支援や普及啓発、連携推進などの取組を実施します。
精神科救急医療対策事業【予算概要30】	県及び県内他政令市と協調体制のもと、緊急に精神科医療を必要とする方を受け入れる協力医療機関の体制確保等を行います。

3 障害者手帳所持者数

各年度、3月31日時点の人数。

【令和4年度】	身体障害：97,869人、知的障害：36,283人、精神障害：46,975人	合計：181,127人
【令和5年度】	身体障害：97,440人、知的障害：37,752人、精神障害：50,211人	合計：185,403人
【令和6年度】	身体障害：96,774人、知的障害：39,234人、精神障害：53,675人	合計：189,683人

16 障害者の地域生活支援等

本年度		前年度	増△減
250億4,633万円		213億1,255万円	37億3,378万円
本年度の財源内訳			
国	94億4,560万円	県	46億5,197万円
その他	193万円	市 費	109億4,683万円

事業内容

本人の生活力を引き出す支援を行い、障害者が地域で自立した生活を送れるよう、各事業を推進していきます。

（〔あんしん〕と表記している事業は、「将来にわたるあんしん施策」を含む事業です。）

1 障害者ホームヘルプ事業

新中期

239億7,552万円（203億4,308万円）

居宅介護事業のうち障害者ホームヘルプ事業では、身体介護や家事援助等を必要とする障害児・者及び移動に著しい困難を有する視覚障害、知的障害、精神障害の児・者に対して、ホームヘルプサービスを提供します。また、大学就学や就労している重度障害者に対して身体介護等の支援を提供します。

2 障害者自立生活アシスタント事業・自立生活援助事業

新中期

〔あんしん〕 2億2,537万円（2億955万円）

一人暮らしの障害者や一人暮らしを目指す障害者に対して、支援員の定期的な自宅訪問や随時の対応により、日常生活に関する相談や助言、情報提供等を行います。関係機関との連絡調整や連携を通じて、本人が持つ能力を最大限に引き出し、地域で安定した単身生活を継続できるよう支援します。

3 後見的支援推進事業〔あんしん〕

新中期

6億5,637万円（6億4,065万円）

障害者が地域で安心して暮らせるよう、本人の日常生活を見守るあんしんキーパーをはじめとして、住み慣れた地域での見守り体制を構築します。

また、制度登録者に対して、定期訪問のほか、将来の不安や希望を本人に寄り添いながら伺い、必要に応じて適切な支援機関につなぎます。



【「地域で暮らす」を考える～「親あるうち」の
「親なきあと」への備え～講演会の様子】

4 医療的ケア児・者等支援促進事業＜拡充＞[あんしん] **新中期**

905万円（738万円）

医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療的ケア児・者等コーディネーターを中心に関係機関との連携や地域での受入れを推進するとともに、医療的ケア児・者についての理解を深めてより連携を広げていくため、市内訪問看護事業所、障害福祉サービス事業所、保育園・学校等に従事する職員を対象に、支援者養成研修を実施します。

8年度は新たな取組として、小児期から成人期へ移行しても適切な医療やケアを受けられるよう、成人領域診療科で従事する医療者向けの研修を実施します。

5 持続可能で安定的な事業所運営に向けた支援 **新中期**

＜新規・拡充＞ 1億360万円（4,559万円）

障害福祉事業所の持続可能で安定的な運営体制を確保するため、障害福祉サービス事業所へコンサルタントを派遣し、経営分析等の支援を行います。

また、障害福祉分野における人材確保と定着を図るため、人材確保・定着セミナーを開催するほか、新たに外国人材確保に向けた支援を実施します。

併せて、職員の介護業務の負担軽減や業務効率化を推進するため、事業所における介護ロボットやICT機器等の導入について、従来の障害者施設サービス事業所に加え、訪問系サービス事業所と相談支援事業所にも対象を拡大し補助を行います。

＜主な取組＞

- （１）コンサルタント派遣による経営分析等＜新規＞
- （２）人材確保・定着セミナー
- （３）外国人材確保支援（セミナーの開催）＜新規＞
- （４）介護テクノロジー導入支援＜拡充＞



【介護ロボットを導入した支援の様子】

6 障害者社会参加促進事業<拡充>

新中期

7,062万円 (6,630万円)

障害者の社会参加の促進に向けて、手話通訳者等養成事業や障害者社会参加訓練事業を実施します。あわせて、手話施策推進法の施行をふまえ、手話奉仕員養成にかかる講師確保や新たに学生向けの手話講座など、手話施策の充実に取り組みます。

7 メタバース空間を活用した交流機会創出事業<新規>

新中期

250万円 (0万円)

対面でのコミュニケーションや外出が難しい障害者などが、より多くの人と交流できるよう、メタバース空間を活用した交流機会等の創出に向け、ニーズ調査を行います。

8 障害者手帳のデジタル化<新規>

330万円 (0万円)

紙またはカードで発行している障害者手帳について、携行方法の選択肢を広げ、利便性の向上を図るため、スマートフォンアプリを活用したデジタル化を推進します。

コラム

「手話リンク」の導入

聴覚障害者などが、市役所や区役所へ手話による電話での問い合わせができるよう、「手話リンク」サービスを導入します。

窓口等に出向かなくても、スマートフォンなどを利用し、本市ウェブサイト上の「手話で電話」ボタンを押すことで、手話通訳オペレーターを介してお問い合わせなどすることができます。(8年3月～導入予定)

【イメージ図】



画像提供元: 総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関 一般財団法人
日本財団電話リレーサービス

17 障害者の地域支援の拠点

本年度		前年度	増△減
116億255万円		108億2,106万円	7億8,149万円
本年度の財源内訳			
国	32億9,960万円	県	16億4,980万円
その他	9万円	市費	66億5,306万円

事業内容

1 多機能型拠点運営事業＜拡充＞[あんしん] 新中期 5億4,372万円（2億7,811万円）※

常に医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者等の地域での暮らしを支援するため、診療所を併設し、訪問看護サービスや短期入所等を一体的に提供する拠点施設の運営について補助を行います。8年度は、医療的ケアが必要な重症心身障害児・者等への支援を強化するため、生活介護及び相談支援に対する運営費の補助を拡充します。（4か所）

※事業移管による自立支援給付費の増：2億2,200万円



【多機能型拠点】▶



【地域活動ホーム】▶



予算概要4局抜粋版-13-

2 障害者地域活動ホーム運営事業 新中期

65億3,941万円（61億6,335万円）

障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設として生活支援事業や日中活動事業を行う「障害者地域活動ホーム」の運営について補助を行います。

（41か所：社会福祉法人型18か所、機能強化型23か所）

3 精神障害者生活支援センター運営事業[あんしん] 新中期

14億4,354万円（13億9,554万円）

統合失調症など精神障害者の社会復帰、自立等を支援する拠点施設として、全区で運営について補助等を行います。

（18か所）

4 地域活動支援センターの運営[あんしん] 新中期

30億7,588万円（29億8,406万円）

在宅の障害者に通所による活動の機会を提供し、社会との交流を促進する施設の運営について補助を行います。

（134か所（8年度末見込））

18 障害者の相談支援

本年度		前年度	増△減
24億5,419万円		22億7,365万円	1億8,054万円
本年度の財源内訳			
国	11億3,531万円	県	5億6,765万円
その他	1万円	市費	7億5,122万円

事業内容

新中期

1 障害者相談支援事業 10億5,895万円（10億1,752万円）

基幹相談支援センター等において、身近な地域での相談から個別的・専門的な相談まで総合的に実施するとともに、障害者が地域で安心して生活することができるよう、地域生活支援拠点機能の充実に取り組みます。



【基幹相談支援センターの相談員ミーティングの様子】

2 計画相談・地域相談支援事業

新中期

13億5,346万円（12億1,670万円）

障害福祉サービス等を利用する方に、サービス等利用計画の作成を含む相談支援を実施します。

また、計画相談支援の実施率向上のため、「常勤・専従」の相談支援専門員を配置した事業所に対し、助成を実施します。

その他、施設等からの地域移行、単身等で生活する障害者の地域定着を支援する地域相談支援を実施します。

3 発達障害者支援体制整備事業【あんしん】

新中期

4,178万円（3,943万円）

発達障害者の支援に困難を抱えている事業所への訪問支援や、強度行動障害に対する支援力向上を図るための研修の実施、地域での一人暮らしに向けた当事者支援を行うサポートホーム事業を実施します。

19 障害者の防災対策の取組

本年度		前年度	増△減
2,746万円		6,070万円	△3,324万円
本年度の財源内訳			
国	1,263万円	県	125万円
その他	844万円	市 費	514万円

事業内容

1 災害時障害者支援事業（EV車導入支援）【基金】 720万円（2,295万円）

「横浜市地震防災戦略」に基づき、誰もが安心して生活を送ることが出来る仕組み作りの一環として、万が一の災害発生時においても、電源を確保し、障害福祉サービスが提供されるよう、障害者施設等における電気自動車の導入費用について補助を行います。

2 要電源障害児者等災害時電源確保支援事業【基金】 新中期 498万円（738万円）

電源が必要な医療機器を在宅で使用する障害児・者等に対し、災害等による停電時の備えとして、災害時にも電源を確保できるよう、蓄電池等の非常用電源装置の購入について補助を行います。

3 災害派遣精神医療チーム（DPAT）養成支援事業 新中期 28万円（37万円）

自然災害等が発生した際に、精神科医療の提供や精神保健活動の支援等を行うDPAT従事者を養成するほか、災害発生時に必要となる通信手段を確保します。

4 非常用自家発電設備設置費補助 1,500万円（3,000万円）

障害者支援施設が、緊急災害時においても非常用電源を活用することで、施設運営に必要な電力を維持し、施設利用者の安全を確保できるよう、非常用自家発電設備設置に要する費用について補助を行います。

コラム 「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」とは

地震や事故など大きな災害が起きると、不安やストレスで精神的な問題や困りごとが増加します。DPATは精神科医師や看護師等で構成され、被災地域の精神面でのニーズや課題を把握し、こころのケアや精神科医療を提供するなど、被災地でこころの健康を支える活動を行います。

DPAT：Disaster Psychiatric Assistance Team

20 障害者の移動支援

本年度		前年度	増△減
80億円		77億2,382万円	2億7,618万円
本年度の財源内訳			
国	14億285万円	県	7億143万円
その他	7,743万円	市費	58億1,829万円

事業内容

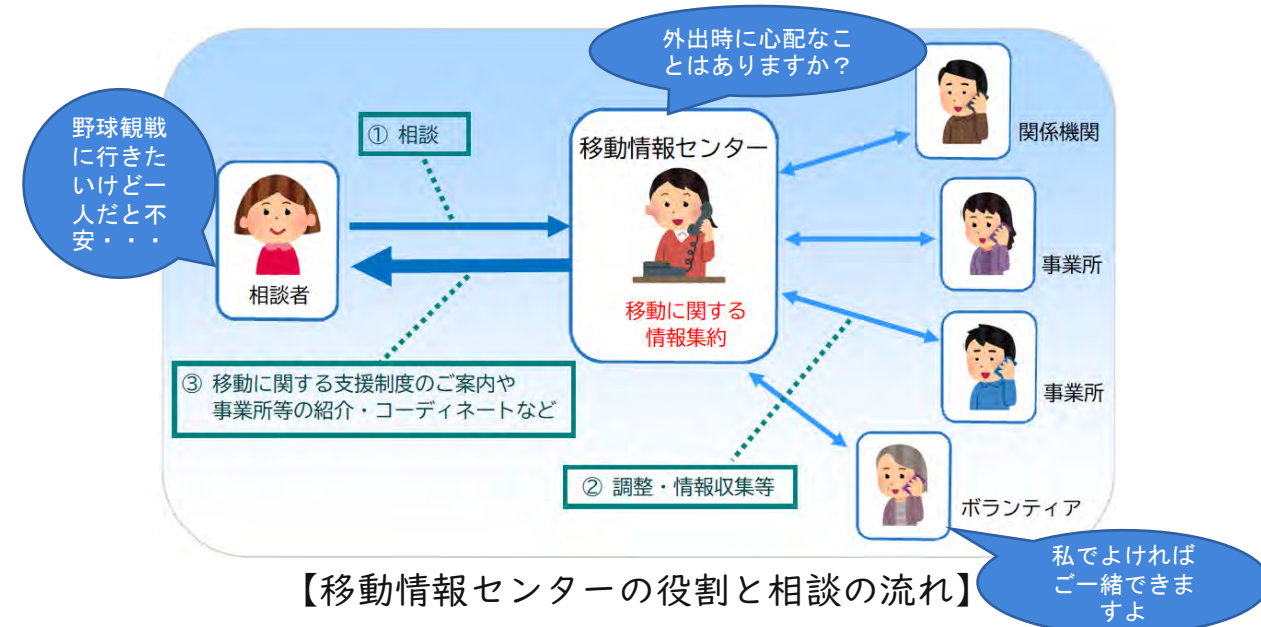
障害者等の外出を促進するために、各事業を推進していきます。

- 1 福祉特別乗車券交付事業** 新中期
34億2,223万円（32億1,886万円）
 市営交通機関、市内を運行する民営バス・金沢シーサイドライン及び一部地域公共交通を利用できる乗車券（福祉パス）を交付し、障害者等の外出を支援します。
 ・利用者負担額（年額） 1,200円（20歳未満600円）

- 2 重度障害者タクシー料金助成事業** 新中期
7億597万円（7億4,764万円）
 公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福祉タクシー利用券を交付します。なお、8年10月から、1乗車あたり7枚の利用枚数制限を撤廃します。（助成額1枚500円 交付枚数 年84枚）

- 3 障害者自動車燃料費助成事業** 新中期
3億2,312万円（3億858万円）
 公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、自動車燃料券を交付します。（助成額1枚1,000円 交付枚数 年24枚）

- 4 移動情報センター運営等事業** 新中期
1億8,135万円（1億6,710万円）
 移動に困難を抱える障害者等からの相談に応じて情報提供を行うとともに、移動支援に関わるボランティア等の発掘・育成を行う移動情報センターの運営（18区社会福祉協議会）について補助を行います。



5 障害者ガイドヘルプ事業<拡充>〔あんしん〕 新中期

26億5,163万円（26億2,253万円）

単独で外出が困難な重度の肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者等に対して、ガイドヘルプサービスを提供します。
また、ガイドヘルパー等資格取得にかかる研修受講料助成について、「喀痰吸引等研修」を対象に追加します。

6 障害者移動支援事業〔あんしん〕 新中期

1億8,189万円（1億6,633万円）

（1）ハンディキャブ事業

ハンディキャブ（リフト付車両）の運行・貸出、運転ボランティアの紹介を行う団体に対し事業経費の補助を行います。

（2）タクシー事業者福祉車両導入促進事業

車椅子で乗車できるユニバーサルデザインタクシー導入費用の一部について補助を行います。

（3）ガイドボランティア事業

障害児・者等が外出する際の付き添い等を行うボランティア活動を支援する団体に対し事業経費の補助を行います。

【ユニバーサルデザインタクシー】▶



7 障害者施設等通所者交通費助成事業 新中期

4億9,270万円（4億6,438万円）

施設等への通所者及び介助者に対して通所にかかる交通費を助成します。

8 障害者自動車運転訓練費・改造費助成事業〔あんしん〕 新中期

4,111万円（2,840万円）

中重度障害者が運転免許を取得する費用の一部や、重度障害児・者本人及び介護者が使用する自動車改造費・購入費の一部を助成します。

21 障害者支援施設等自立支援給付費

本年度		前年度	増△減
481億8,307万円		421億7,433万円	60億874万円
本年度の財源内訳			
国	240億8,592万円	県	120億4,273万円
その他	4万円	市 費	120億5,438万円

事業内容

障害者総合支援法に基づき、施設に入所又は通所している障害者に対し、日常生活の自立に向けた支援や就労に向けた訓練等の障害福祉サービスを提供します。

1 主な障害福祉サービス

(1) 施設入所支援

施設に入所している人に対し、夜間や休日に、入浴・排泄・食事の介護等を提供します。

(2) 生活介護

施設に入所又は通所している人に対し、日中に、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会等を提供します。

(3) 自立訓練

理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、日常生活上の相談支援等を行います。（機能訓練）

食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援等を行います。（生活訓練）

(4) 就労支援（就労選択支援、就労継続支援、就労移行支援等）

就労に関する適性、知識及び能力の評価、就労に関する意向等の整理（アセスメント）等を通じて、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう支援します。

また、就労・生産活動の機会の提供、一般就労に向けた支援や就労後の職場定着のための支援を行います。

2 利用者数見込

延べ19,638人（月平均）



【生活介護の様子（左）・就労支援の様子（右）】

22 障害者グループホーム設置運営事業

本年度		前年度	増△減
240億4,215万円		221億9,016万円	18億5,199万円
本年度の財源内訳			
国	100億523万円	県	49億9,618万円
その他	—	市 費	90億4,074万円

事業内容

新中期

1 設置費補助 1億1,392万円（1億1,099万円）

障害者プラン等に基づくグループホームの新設、老朽化等による移転等について補助を行います。

- (1) 新設ホーム 44か所、移転ホーム 10か所
 ※うち新設4か所は障害児施設18歳以上入所者
 （過齢児）移行相当分

- (2) スプリンクラー設置補助 14か所
 ※新設・移転ホーム分 12か所 ※既設ホーム分 2か所

新中期

2 運営費補助等＜拡充＞ 238億4,395万円（220億3,176万円）

- (1) グループホームにおける運営、支援の強化等を図るため、家賃、人件費等の一部の補助を行います。
 ※8年度末時点見込1,067か所（うち新設44か所）

- (2) グループホームと利用希望者とのマッチングの支援を強化するとともに、グループホームにおける支援の質の向上のため、グループホーム職員を対象とした研修を行います。＜拡充＞
- (3) グループホーム事業所への経営分析＜再掲（P36）＞



【障害者グループホームの外観（左）・リビング（右）】

3 高齢化・重度化への対応＜拡充＞

新中期

8,428万円（4,741万円）

- (1) 医療的ケア等が必要となる入居者の受入のため、看護師等を配置して対応するグループホームに対して人件費等の補助を行います。また、既存ホームのバリアフリー改修の補助を行います。[あんしん]
- (2) 多様なニーズに対応するため、重度の障害特性や高齢化等により少人数の生活が望ましい方や、より手厚い支援の必要な方を対象に、8年度から新たに、2～3名定員の小規模なグループホームの家賃、人件費等の一部の補助を行います。＜拡充＞

23 障害者施設・設備の整備

本年度		前年度	増△減
4 億974万円		11億1,567万円	△ 7 億593万円
本年度の財源内訳			
国	5,148万円	県	—
その他	265万円	市 費	3 億5,561万円

事業内容

1 障害者施設整備事業【あんしん】

8,894万円（2億2,465万円）

障害者が地域において自立した日常生活を送るため必要な支援を提供する施設を整備する費用について補助を行います。

- ・多機能型拠点（5館目(中央部方面)設計費）
- ・改修（大規模修繕費）3か所

新中期

2 松風学園再整備事業

3億893万円（8億7,640万円）

居住者の利用環境及び職員の職務環境改善のため、福祉ホーム棟を解体し、管理棟の改修工事に着手します。

9年度以降は体育棟改修工事などを行う予定です。

3 障害者施設安全対策事業

1,187万円（1,462万円）

利用者の安全確保のため、防犯カメラや非常通報装置等の設置に要する費用について補助を行います。

- ・防犯対策 9施設



【松風学園 日中活動棟（新設）】

24 障害者の就労支援

新中期

本年度		前年度	増△減
3 億4,605万円		3 億4,323万円	282万円
本年度の財源内訳			
国	—	県	—
その他	1,222万円	市 費	3 億3,383万円

事業内容

新中期

1 障害者就労支援センター事業 3 億613万円（3 億613万円）

就労に関する相談支援、就職を希望する方への就職支援、働き続けるための定着支援等を行う障害者就労支援センターの運営について補助を行います。

・障害者就労支援センターの運営支援 9 か所

新中期

2 障害者共同受注事業【基金】 2,517万円（2,437万円）

横浜市障害者共同受注センターの運営等により、企業等から障害者施設への発注促進や自主製品の販路拡大等、包括的なコーディネートを行います。

また、障害福祉事業所の受注促進のため、農作業受注促進モデル事業を行います。

3 障害者の就労啓発等

1,475万円（1,273万円）

障害者就労の理解を広げるため、「働きたい！わたしのシンポジウム」を実施します。障害福祉事業所が作成した商品販売の支援、本市の施設を活用した障害者の就労啓発等を行います。



【働きたい！わたしのシンポジウムの様子】

25 障害者のスポーツ・文化

本年度		前年度	増△減
13億3,229万円		12億3,490万円	9,739万円
本年度の財源内訳			
国	1億3,424万円	県	5,651万円
その他	47万円	市費	11億4,107万円

事業内容

1 障害者のスポーツ・文化活動推進の取組

新中期

13億3,229万円（12億3,490万円）

障害者のスポーツ・文化活動の中核拠点である障害者スポーツ文化センター（横浜ラポール・ラポール上大岡）を中心に障害者スポーツ等の普及啓発や全国大会への選手派遣に取り組むとともに、横浜市スポーツ協会や障害者施設等と連携し、障害者スポーツ・文化活動の全市的な支援の充実を図ります。

〈主な取組〉

（1）リハビリテーション・スポーツ教室

横浜市総合リハビリテーションセンター等と連携したスポーツや健康に関する相談・運動プログラムの実施

（2）地域支援事業

障害者が身近な場所でスポーツ等ができるよう、ラポール職員による出張教室や福祉施設職員への研修の開催



【市内福祉施設での出張教室（地域支援事業）】※写真はボッチャの様子

（3）全国障害者スポーツ大会派遣業務

派遣選手の選考を兼ねて実施する「ハマピック」の開催や出場選手の強化練習等の実施

（4）文化振興事業

障害者の絵画、写真、陶芸等の作品展の開催やダンスの発表会などの実施



【横浜ラポールでの絵画制作プログラム（文化振興事業）】

（5）個別の健康増進事業

障害や健康状態に合わせたプログラムの提供等

26 障害者差別解消・障害理解の推進

本年度		前年度	増△減
3,796万円		3,598万円	198万円
本年度の財源内訳			
国	1,380万円	県	690万円
その他	—	市 費	1,726万円

事業内容

新中期

1 啓発活動 765万円（781万円）

幅広い世代の市民等に向けた啓発活動を行います。

- （１）障害者週間イベント等の普及啓発活動
- （２）交通機関等での啓発動画掲載

新中期

2 情報保障の取組 2,058万円（1,844万円）

聴覚障害等のコミュニケーションに配慮が必要な方への情報保障に取り組みます。

- （１）手話通訳者のモデル配置（２区）
- （２）タブレット端末を活用した遠隔手話通訳及び音声認識による文字表示（全区）
- （３）市民宛の通知に関する点字等対応

- （４）市民向け資料等の表現見直しによる、知的障害者に分かりやすい資料の作成等

新中期

3 相談及び紛争防止等のための体制整備 811万円（811万円）

差別解消に向けた助言等のサポートに加え、解決困難事案のあっせんを行う調整委員会を運営します。

新中期

4 障害者差別解消支援地域協議会の運営 162万円（162万円）

相談事例の共有や差別解消の課題等を協議するため、各分野の代表等で構成する協議会を運営します。



【障害者週間イベントの様子】

27 重度障害者医療費助成事業・更生・育成医療給付事業

新中期

本年度		前年度	増△減
169億9,451万円		162億7,268万円	7億2,183万円
本年度の財源内訳			
国	24億6,862万円	県	55億6,529万円
その他	20億340万円	市 費	69億5,720万円

事業内容

新中期

1 重度障害者医療費助成事業 122億1,575万円（116億2,972万円）

重度障害者の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。

（1）対象者：次のいずれかに該当する方

- ア 身体障害Ⅰ・Ⅱ級
- イ IQ35以下
- ウ 身体障害Ⅲ級かつIQ36以上IQ50以下
- エ 精神障害Ⅰ級（入院を除く）

（2）対象者数見込 計 54,575人

- ア 被用者保険加入者 16,340人
- イ 国民健康保険加入者 15,158人
- ウ 後期高齢者医療制度加入者 23,077人

2 更生・育成医療給付事業 47億7,876万円（46億4,296万円）

18歳以上の身体障害者や18歳未満の身体障害児等が障害の軽減や機能回復のための医療を受ける際の保険診療の自己負担分の一部を助成※します。

（1）更生医療給付（対象：18歳以上の身体障害者）

- ・対象者数見込 2,395人

※医療費の窓口負担：Ⅰ割に軽減

負担上限月額：0円～40,200円

（2）育成医療給付（対象：18歳未満の身体障害児等）

- ・対象者数見込 142人

※医療費の窓口負担：Ⅰ割に軽減

負担上限月額：0円～20,000円

28 こころの健康対策

本年度		前年度	増△減
107億7,635万円		100億9,541万円	6億8,094万円
本年度の財源内訳			
国	52億3,747万円	県	5,514万円
その他	152万円	市費	54億8,222万円

事業内容

新中期

1 自殺対策事業＜拡充＞ 8,002万円（7,483万円）

第2期横浜市自殺対策計画に基づき、総合的に対策を進め、自殺死亡率の低減に向けて取り組みます。

（1）こども・若者の自殺対策の強化＜拡充＞

- ・新たに、「こども・若者の自殺対策強化チーム」の設置
- ・精神科救急等による自殺のハイリスクのこども・若者への危機対応
- ・地域でこどもと関わることの多い幅広い市民に向けたゲートキーパー養成の推進

（2）普及啓発・相談支援

若年層や中高年層への啓発やインターネットを通じた相談や情報提供を実施します。

（3）自死遺族支援、自殺未遂者支援

電話相談等による自死遺族支援を実施します。また、自殺未遂者の初期対応にあたる医療機関への研修の実施や自殺未遂者が相談窓口につながりやすくなるよう、ツールを作成するなど、支援を充実させます。

新中期

2 医療費公費負担事業 106億1,918万円（99億4,543万円）

精神保健福祉法及び障害者総合支援法の規定に基づき措置入院費及び通院医療費を公費負担します。

3 精神保健福祉対策事業＜拡充＞【基金】

新中期

7,715万円（7,515万円）

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進のため、7年度から一部精神科病院を対象に開始した「入院者訪問支援事業」について、市内全28病院に拡大して実施します。

コラム 「こども・若者の自殺対策強化チーム」とは

市役所の関連区局や精神科医・心理士等の専門家で構成する「こども・若者の自殺対策強化チーム」が、自殺リスクの高いこども・若者への対応に苦慮する教員や支援者に対し、本人や家族への接し方、危機対応支援のほか、医療・相談機関、地域の居場所など、社会資源へつながるよう支援していきます。

さらに、教員等に対する研修（対応方法や事例検討）、学校での出前講座を実施し、学校や地域の支援者等における自殺対策力を高めます。

29 依存症対策事業

本年度		前年度	増△減
6,534万円		7,431万円	△897万円
本年度の財源内訳			
国	3,713万円	県	90万円
その他	14万円	市 費	2,717万円

事業内容

第2期横浜市依存症対策地域支援計画（8年3月策定予定）に基づき、民間支援団体や関係機関と支援の方向性を共有し、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症当事者やその家族への支援の充実のため、相談・支援や普及啓発、連携推進などの取組を実施します。

新中期

1 依存症対策の推進 6,534万円（7,431万円）

市販薬・処方薬、オンラインギャンブル等の依存への対策や依存症に対する偏見の解消を図るため、新たな啓発動画の制作や啓発イベントを実施します。

支援者向けガイドラインの活用や民間支援団体・関係機関との連携により、早期発見・早期支援及び包括的・重層的な支援につなげます。

さらに、依存症当事者や家族等の回復を支えていくため、依存症専門相談や当事者への回復プログラム、家族教室、支援者研修を開催します。

- (1) 地域支援計画推進
- (2) 専門相談支援事業
- (3) 普及啓発事業
- (4) 連携推進事業
- (5) 回復プログラム・家族教室・支援者研修の開催
- (6) 民間支援団体への補助金による事業活動支援



【依存症支援者向けガイドライン（左）・家族向けリーフレット（右）】

30 精神科救急医療対策事業

本年度		前年度	増△減
3億6,127万円		3億5,700万円	427万円
本年度の財源内訳			
国	6,610万円	県	1,065万円
その他	44万円	市 費	2億8,408万円

事業内容

県及び県内他政令市と協調体制のもと、緊急に精神科医療を必要とする方を受け入れる協力医療機関の体制確保等を行います。

1 精神科救急医療対策事業＜拡充＞

新中期

3億6,127万円（3億5,700万円）

（1）精神科救急医療の受入体制＜拡充＞

措置診察に従事する精神保健指定医を安定的に確保するため、指定医の応援派遣体制を確保した病院に対する待機料を新たに設定します。

（2）精神科救急医療情報窓口

本人、家族及び関係機関からの相談に対し、病状に応じて適切な医療機関を紹介する情報窓口を夜間・深夜・休日に実施します。

（3）精神科身体合併症転院受入病院（全3病院14床）

精神科病院に入院しており、身体疾患の治療が必要となった方の入院治療に対して、適切な医療機関での受入が可能な体制を確保します。

令和 8 年 度

予 算 概 要

こ ど も 青 少 年 局

令和 8 年度 こども青少年局予算案について

「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン（計画期間：令和7～11年度）」（以下、「よこはまわくわくプラン」という）に定める目標・方向性の実現に向け、全てのこどものウェルビーイングを支える取組や、子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出すための取組をはじめ、切れ目のない総合的なこども・子育て支援施策を着実に推進していきます。

また、本年5月頃に原案の策定を予定している「横浜市中期計画2026-2029（計画期間：令和8～11年度）」（以下、「中期計画」という）の素案の内容を踏まえた予算案としています。

「中期計画」（素案）における こども青少年局関連の政策群・施策群等

政策群 04 こども・子育て

施策群 6 | 子育て支援

施策群 7 | 保育・幼児教育

施策群 8 | こどもの体験機会づくりと居場所の充実

施策群 9 | 困難な状況にあるこども・家庭への支援

政策群 07 障害児・者

施策群 15 | 障害児・者支援

明日をひらく都市

戦略 市民生活の安心・安全×横浜の持続的な成長・発展

4年間で重点的に
進める戦略や取組

中期計画では、市民の皆様の実感を評価の軸として、目標に向けて柔軟に必要な取組や手段を選択し、実践していくスキームとし、市民の皆様の暮らしの意識や状態を定期的に把握しながら、「政策-施策の体系のもと、4年間で重点的に取り組む戦略や取組」と「市政の基礎となり、日々の生活や活動を支える個別分野別計画の事業や業務サービス等」を連動させ、市民生活の向上を目指すこととしています。

本計画の初年度となる令和8年度の予算案は、この趣旨を踏まえ、本計画の目標達成に向け、編成しています。

市政の基礎となり、日々の生活や
活動を支える個別分野別
計画、業務サービスなど

「よこはまわくわくプラン」の 目指すべき姿や基本的な視点

【目指すべき姿】

全てのこどものウェルビーイングを社会全体で支え、
未来を創るこども一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、
豊かで幸せな生き方を切り拓く力、
共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

基本的な視点

- 1 | こどもの視点に立った支援
- 2 | 全てのこどもへの支援
- 3 | それぞれの発達段階に応じ、育ちや学びの連続性を大切に
する一貫した支援
- 4 | こどもに内在する力を引き出す支援
- 5 | 家庭の子育て力を高めるための支援
- 6 | 子育て世代の「ゆとり」を創り出すための支援
- 7 | 様々な担い手による社会全体での支援 ～自助・共助・公助～

本予算概要において、主に中期計画2026 - 2029（素案）の計画期間の
成果に寄与する主な事業については、**新中期** マークを付けています。

重点テーマ I

全てのこどもの ウェルビーイングを支える

- 1 | 多機関連携によるこども・子育て
家庭の安全・安心を支えるための
基盤づくりと地域ネットワークの
構築
- 2 | こどもが安心して過ごせる居場所
や遊び場・体験活動の充実
- 3 | 年齢や発達に応じてこども
が意見を表明でき、その意見が尊
重され、「こどもまんなか社会」
に生かされる仕組み

重点テーマ II

子育て家庭が実感できる 「ゆとり」を生み出す

- 1 | 時間的負担感の軽減
- 2 | 精神的負担感の軽減
- 3 | 経済的負担感の軽減

施策 分野 1

全てのこども・
子育て家庭への
切れ目のない支援

- 1 | 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実
1 | 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実
- 2 | 地域における子育て支援の充実
2 | 地域における子育て支援の充実
- 3 | 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続
3 | 子ども・子育て支援制度における保育・教育の実施等
4 | 幼児教育の支援 5 | こどもも親も安心して利用できる一時預かりの充実
6 | 多様な保育ニーズへの対応
7 | 保育・教育の質の確保・向上、保育士等の確保 8 | 保育・教育の場の確保
- 4 | 学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進
9 | 放課後の居場所づくり 10 | こども・若者の健全育成の推進
- 5 | 障害児・医療的ケア児等への支援の充実
11 | 地域療育センター運営事業
12 | 在宅障害児及び施設利用児童への支援の充実

施策 分野 2

多様な境遇にある
こども・子育て家庭
への支援

- 6 | 困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実
13 | 困難を抱えやすいこども・若者への支援の充実
- 7 | ひとり親家庭の自立支援／DV被害者支援／困難な問題を抱える女性への支援
14 | ひとり親家庭等の自立支援 15 | DV対策事業 16 | 児童扶養手当等
22 | 母子父子寡婦福祉資金貸付事業
- 8 | 児童虐待防止対策と社会的養育の推進
17 | 区と児童相談所における児童虐待への対応の強化 18 | 社会的養育の推進

施策 分野 3

社会全体での
こども・子育て支援

- 9 | 社会全体でこども・若者を大切にする地域づくりの推進
19 | ワーク・ライフ・バランスの推進 21 | 児童手当

計画の推進

- 20 | 計画の推進

令和8年度 こども青少年局予算案総括表

(一般会計)

(単位：千円)

項 目	令和7年度	令和8年度	差 引	前年度比 (%)	備 考
こども青少年費	412,406,274	422,551,271	10,144,997	2.5	
青少年費 (※)	25,136,734	26,224,780	1,088,046	4.3	こども青少年総務費、青少年育成費
子育て支援費	245,243,013	254,329,161	9,086,148	3.7	地域子育て支援費、保育・教育施設運営費、幼児教育費、放課後児童育成費、保育所等整備費
こども 福祉保健費	142,026,527	141,997,330	△ 29,197	△ 0.0	児童措置費、こども家庭福祉費、親子保健費、こども手当費、児童福祉施設運営費、児童相談所費、児童福祉施設整備費
諸 支 出 金	467,318	466,737	△ 581	△ 0.1	
特別会計繰出金	467,318	466,737	△ 581	△ 0.1	母子父子寡婦福祉資金、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一 般 会 計 計	412,873,592	423,018,008	10,144,416	2.5	

(特別会計)

(単位：千円)

項 目	令和7年度	令和8年度	差 引	前年度比 (%)	備 考
母子父子寡婦 福祉資金会計	320,099	619,069	298,970	93.4	母子父子寡婦福祉資金貸付金、事務費、公債費、一般会計繰出金
特 別 会 計 計	320,099	619,069	298,970	93.4	

※青少年費の一部は、令和8年度から健康福祉局へ移管します。

2 地域における子育て支援の充実

千円				
本年度	3,637,830	本年度の 財源内訳	国	853,262
前年度	3,537,293		県	650,968
差 引	100,537		その他	5,293
			市 費	2,128,307

事業内容

安心して出産・子育てができるよう、地域における子育て支援の場や機会の拡充を図るとともに、子育てに関する情報提供・相談対応の充実や、地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境づくり等、こどもの健やかな育ちを支える取組を進めます。

重点！

1 地域子育て支援拠点事業＜拡充＞ 13億8,772万円（13億4,118万円）

(1) 地域子育て支援拠点の運営

ア 実施内容

- (ア) 親子の居場所事業
- (イ) 相談事業
- (ウ) 子育て情報の収集・提供事業
- (エ) 利用者支援事業
- (オ) 子育て支援ネットワーク事業
- (カ) 子育て支援関係者の人材育成事業
- (キ) 横浜子育てサポートシステム区支部事務局（※）

※ 横浜子育てサポートシステム事業で実施

イ 実施箇所数 継続28か所（サテライト10か所含む）

ウ 運営方法 子育て関連事業に取り組むNPO法人、社会福祉法人等に委託して実施

(2) 「日曜開所」の実施＜新規＞

平日に地域子育て支援拠点を
利用できない家庭など、より
多くのご家庭に利用いただける
ようにするため、日曜日の開所
を実施します。

（各区年数回程度）



【地域子育て支援拠点】
（磯子区・いそピヨ）

(3) 地域子育て支援拠点による「出張ひろば」の実施＜拡充＞

拠点へのアクセスが良くない地域への支援強化のため、施設外での居場所である「出張ひろば」を実施し、これまで拠点を利用していなかった親子への積極的なアプローチに取り組みます。

○実施箇所数 新規3か所、継続6か所

2 横浜子育てサポートシステム事業

新中期

5億3,201万円（5億2,230万円）

(1) 子育て援助活動の実施

利用会員や提供会員として登録した市民が、地域の中でこどもを預け、預かります。

併せて、新たに赤ちゃんが生まれた世帯で利用会員となった方を対象に、「子サポdeあずかりおためし券」（8時間分）を配付します。

○利用会員（13,597人）…市内在住で生後57日以上小学校6年生までの児童がいる方

○提供会員（2,686人）…市内在住で健康で、子育て支援に理解と熱意のある20歳以上の方

○両方会員（612人）…利用会員かつ提供会員の方
（令和7年11月末時点）

(2) 横浜子育てサポートシステム区支部事務局

子育て援助活動の実施に向け、会員の統括及び調整等を行います。

重点！

3 親と子のつどいの広場事業＜拡充＞ 8億148万円（7億668万円）

商店街の空き店舗やアパートの一室等を活用し、親子の交流の場の提供、子育て相談の実施、地域の子育て関連情報の提供を行います。

(1) 実施箇所数＜拡充＞

新規4か所、継続78か所

(2) 一時預かり事業＜拡充＞

○実施内容：広場のスペースを活用した一時預かりを実施

○実施箇所数：新規1か所、継続39か所

4 市立保育所・私立保育所等地域子育て支援事業<拡充>

重点Ⅰ

4億2,186万円(4億237万円)

子育て中の保護者の抱える子育ての不安や悩みの解消、乳幼児期のこどもの健やかな成長及び地域の育児力の向上を目的として、保育所・認定こども園・幼稚園で施設の地域開放、子育て相談、育児講座、園児との交流保育等を実施します。

○実施箇所数 新規19か所、継続133か所

5 子育て支援者事業

7,012万円(7,669万円)

重点Ⅰ

保護者が子育ての不安を軽減・解消し、安心して子育てができる環境をつくることを目指し、地区センターや地域ケアプラザ等の身近な施設で、地域の身近な子育ての先輩である「子育て支援者」が親子の交流をすすめたり、相談に応じる子育て支援者会場を運営します。

○実施会場数 180会場

6 親子の居場所事業(常設)従事者のための体系的な研修の実施

※予算額は1に含む

経験年数や施設内での役割に応じた、常設の親子の居場所(地域子育て支援拠点事業、親と子のつどいの広場事業、市立保育所・私立保育所等地域子育て支援事業)従事者向け研修を実施し、支援の質の向上を図ります。

7 子育て応援アプリ「パマトコ」事業<拡充>

新中期

重点Ⅱ

3億9,800万円(4億7,000万円)

(1) 子育て応援アプリ「パマトコ」<拡充>

保護者・こども一人ひとりに合わせた情報を提供するとともに、さまざまな手続を行うことができるアプリ「パマトコ」を運用します。

引き続き、オンライン申請可能な手続を拡充するとともにポイント機能の実装等により、さらなる利便性の向上を図ります。

(2) 市内の子育て世代向けプロモーションサイト

「横浜子育て応援マガジン」

子育て世代の定住を促進するため、「パマトコ」内に本市の様々な魅力や特色ある取組を紹介するコンテンツを設け、効果的に発信します。

8 ハマハグ推進事業

465万円(807万円)

子育てを地域社会全体であたたかく見守り、応援するという機運を醸成していくため、ハマハグ協賛店舗の認定等を行います。

小学生以下のこどものいる家庭の方や妊娠中の方が、協賛店でちょっとした心配りや設備・備品の利用、割引・優待など、子育てを応援するサービスを受けられます。ハマハグは子育て応援アプリ「パマトコ」に登録することで、サービスを受けられます。

また、「横浜アンパンマンこどもミュージアム」内に子育て情報スポットを設置し、市内の子育てに関する情報を発信します。

○ハマハグ協賛店舗・施設数 4,541店舗・施設(令和7年12月末時点)



【ハマハグ協賛店舗ステッカー】

9 ベビーカーフレンドリーYOKOHAMA<新規>

重点Ⅱ

2,000万円(新規)

ベビーカー利用者に優しい社会的機運を醸成することで、子育て世代が外出・移動しやすい環境を整えます。

市営地下鉄車内の「車いす・ベビーカー優先スペース」の一部にラッピングを実施します。

10 子育て応援賃貸住宅における交流促進等事業<新規>

新中期

重点Ⅱ

200万円(新規)

「子育て応援賃貸住宅」(建築局所管事業)として整備された物件において、居住者・地域間の交流機会等につながるイベント運営等に補助を実施することで、子育てしやすい住環境を提供します。

3 子ども・子育て支援制度における保育・教育の実施等

千円

本年度	206,834,323	本年度の 財源内訳	国	74,026,763
前年度	198,670,526		県	33,055,516
差 引	8,163,797		その他	11,325,002
			市 費	88,427,042

事業内容

子ども・子育て支援法に基づき、「教育・保育給付」の認定を受けたこどもに対する保育・教育を実施します。

なお、3歳児から5歳児のこども及び市民税非課税世帯の0歳児から2歳児のこどもは、利用料が無償となります。

1 「教育・保育給付」の認定を受けたこどもの保育・教育＜拡充＞

1,980億2,832万円(1,896億8,497万円)

子ども・子育て支援制度における施設型給付及び地域型保育給付並びに保育・教育の質の向上等のための市独自助成を給付対象施設・事業に支給し、保育士等の処遇改善、保育・教育の質を確保するとともに、安定的かつ継続的な運営を支援します。

(1) 施設型給付及び地域型保育給付 新中期

ア 施設型給付費

内訳	令和7年度	令和8年度見込
民間保育所	814か所	818か所
市立保育所	56か所	56か所
幼稚園（給付対象施設）	140か所	156か所
幼保連携型認定こども園	62か所	64か所
幼稚園型認定こども園	15か所	14か所
計	1,087か所	1,108か所

イ 地域型保育給付費

内訳	令和7年度	令和8年度見込
小規模保育事業	255か所	259か所
家庭的保育事業	14か所	14か所
事業所内保育事業	4か所	4か所
居宅訪問型保育事業	3か所	3か所
計	276か所	280か所

(2) 保育・教育施設及び地域型保育向上支援費＜拡充＞

新中期

保育・教育の質の向上のため、本市独自の助成として、代休代替等のためにローテーション保育士を確保するための経費やアレルギー児童に対応するための経費等を助成します。

また、国の公定価格における処遇改善等加算区分3と併せて、要件を満たす経験年数7年以上の全ての保育士等に月額4万円の処遇改善ができるよう独自助成を引き続き実施します。

8年度は、本市の配置基準に加え、追加で配置する保育士等に係る助成（障害児等受入加算等）の単価を引き上げます。

ア 保育・教育施設向上支援費＜拡充＞

保育所、幼稚園、認定こども園での保育・教育の質の向上に必要な経費を助成します。

8年度は、公定価格の改定に伴い、本市での保育士配置基準に係る加算の単価を国と同水準まで引き上げます。

また、ローテーション保育士の確保にあたっては、保育所等のICT化を要件とします。

イ 地域型保育向上支援費＜拡充＞

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業での保育・教育の質の向上に必要な経費を助成します。

8年度は、質の高い保育の提供のため、小規模保育事業の保育士及び家庭的保育事業の補助員に対する加算を拡充します。

4 幼児教育の支援

千円				
本年度	9,544,821	本年度の 財源内訳	国	2,339,146
前年度	9,770,235		県	1,203,331
差 引	△ 225,414		その他 市 費	0 6,002,344

事業内容

生涯にわたる人格形成の基礎となる幼児教育について、こどもたちに質の高い教育・保育の機会を保障することを目的とした支援を実施します。

そのために、幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用費の給付、私立幼稚園等が実施する預かり保育、個別支援教育費等の補助を行います。

1 私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付費＜拡充＞ 新中期

私学助成幼稚園等に通う園児について、世帯の状況にかかわらず、施設等利用給付費を支給します。

8年度は、上限額を引き上げます。

○支給額（月額） 28,000円上限（10月利用分から）

○給付対象人数 8,841人

2 私立幼稚園等預かり保育事業～わくわく！はまタイム～＜拡充＞ 新中期

保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、保護者の就労等により保育を必要とする在園児を対象に、長時間の預かり保育を行う幼稚園・認定こども園に対して運営費を補助します。

国の無償化対象外となる月48時間以上64時間未満の就労等で利用する場合についても、市単独助成として無償化します。

○実施箇所数 新規5園、継続233園

8年度は、障害児など個別に支援が必要な児童を受入れた際の補助単価を増額します。

また、預かり保育等できめ細かな送迎を行うための小型通園バスの購入等に係る補助制度を創設します。

3 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業＜拡充＞ 新中期

1億9,858万円（2億3,191万円）
保育を必要とする2歳児を対象に、幼稚園の教育・保育資源を活用した長時間の受入れを実施します。安定的かつ継続的な運営を支援するため、開設準備費及び運営費を補助します。

○実施箇所数 新規6園、継続25園

4 私立幼稚園等一時預かり保育事業 新中期

2億7,962万円（2億1,460万円）
在園児を対象に、保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的な預かりを行う幼稚園・認定こども園に対し、補助を行います。

○実施園数 170園

5 私立幼稚園等個別支援教育費補助事業＜拡充＞

1億751万円（1億1,424万円）
私学助成を受ける幼稚園等に在園する障害児など個別に支援が必要な児童に対し、教育環境等の向上を図るため、その経費の一部を補助します。8年度は、補助単価を増額します。

○対象者：356人、補助単価：上限30万2千円/人・年

6 私立幼稚園等補助事業

1億1,945万円（1億1,945万円）
幼稚園・認定こども園に対し、施設・設備の整備等の経費の一部を補助し、教育条件の維持及び向上を図り、幼児教育の健全な発展に役立てます。

○対象園数 265園

7 私立幼稚園等施設整備費補助事業

3,000万円（3,000万円）
1件200万円以上の園舎修繕工事等について一部を補助し、幼稚園・認定こども園の良好な教育環境を確保します。

○対象園：30園、補助額：上限100万円

8 幼稚園教諭等住居手当補助事業

5,679万円（5,879万円）
私立幼稚園等預かり保育事業又は私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園に勤務する幼稚園教諭等が賃貸住宅に居住し、幼稚園が当該職員に対し住居手当を支給している場合に、その手当の一部を補助します。

○補助基準額：1人あたり上限月額40,000円

○申請見込件数：386人相当分

6 多様な保育ニーズへの対応

千円

本年度	12,498,516	本年度の 財源内訳	国	536,857
前年度	10,763,021		県	18,054
差 引	1,735,495		その他	10,929
			市 費	11,932,676

事業内容

こども一人ひとりの個性や背景に応じた保育の充実に向け、障害児や医療的ケア児の受入れ体制の強化、外国にルーツを持つこどもへの支援、さらにプレイフルラーニングの実施やこども誰でも通園制度の実施など、多様な保育ニーズに応える取組を推進します。

1 障害児や医療的ケア児の受入れ推進<拡充>

122億2,371万円 (105億4,511万円)

(保育・教育施設向上支援費、地域型保育向上支援費、保育・幼児教育質向上事業、※予算額は再掲
地域型保育給付費、保育・幼児教育職員等研修事業、市立保育所運営費、保育所等整備事業の一部)

障害児や医療的ケア児の保育・教育に必要な保育士を追加で配置等する経費の助成について、8年度は、単価を引き上げます。

また、医療的ケア児のために看護職員を配置する経費のほか、看護職員が研修や休暇等で不在となる場合に、代替りの看護職員を配置する際の経費を助成します。

さらに、看護職員を複数配置し、常時、医療的ケア児の受入が可能な「医療的ケア児サポート保育園」の新規認定を実施します。

その他、障害や疾病等の理由から保育所等での集団生活が困難な医療的ケア児の居宅に訪問して保育する居宅訪問型保育事業を実施するほか、障害児や医療的ケア児の保育の事例を学ぶ研修の実施や、受入れのための施設改修費及び駐車場の整備費等を補助します。

【参考】

- 障害児保育教育対象認定児童数
7年度：2,741人（6年度：2,743人）
- 個別支援保育教育対象認定児童数
7年度：396人（6年度：327人）
- 医療的ケア対象認定児童数
7年度：82人（6年度：61人）
- ※各年度4月1日現在の認定児童数

2 外国につながるこどもへの支援<拡充>

(保育・教育施設向上支援費、業務効率化推進事業の一部) 1億5,030万円 (1億2,659万円)

※予算額は再掲

保育所等が外国にルーツを持つ児童の保育を円滑に行えるよう、国の助成に加えて保育士を雇用するための経費を助成し、8年度は、単価を引き上げます。

また、外国籍の保護者や児童とのコミュニケーションを円滑にするための翻訳機購入費用を補助します。

3 プレイフルラーニングの実施<拡充>

865万円 (1,000万円)

乳幼児期からの英語体験の充実を目指し、コミュニケーション活動を通して英語に触れられるよう、ネイティブレベルの講師によるプレイフルラーニング（遊びを通して英語や文化に触れる活動）を市立保育所全園で実施します。



【プレイフルラーニングの様子】

4 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）<拡充>

1億1,587万円 (8,131万円)

保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもが月一定時間まで利用できる「こども誰でも通園制度」を新たな給付制度として実施します。

また、乳児等通園支援事業に従事する職員等を対象とした研修を実施し、質の向上を図ります。

○実施箇所数 新規61か所、継続36か所



【こども誰でも通園制度の様子】

9 放課後の居場所づくり

千円				
本年度	17,217,026	本年度の 財源内訳	国	4,867,221
前年度	15,609,590		県	4,415,566
差 引	1,607,436		その他	2,828
			市 費	7,931,411

事業内容

全ての児童を対象とした「放課後キッズクラブ」や、留守家庭児童等を対象とした「放課後児童クラブ」への運営支援を行います。

また、特別支援学校における「はまっ子ふれあいスクール」の実施や、公園の一部を「こどもの創造力を生かした自由な遊び場」として活用するプレイパークの活動の支援を実施します。

1 放課後キッズクラブ事業<拡充>

新中期

115億8,039万円 (106億6,691万円)

学校施設等を活用し全てのこどもを対象とした「遊びの場」と、留守家庭児童等を対象とした「生活の場」を兼ね備えた、安全・安心な放課後の居場所を提供するとともに、児童の健全な育成を行います。

また、児童が安全で快適に活動できるよう、付帯設備の修繕や暑さ対策のための空調整備・点検等を行います。

加えて、夏季休業期間中のこどもの体験活動の機会を確保するため、週1回を超えてプログラムを実施するクラブに対しての補助を創設します。

さらに、一層の質の向上を図るため、基本補助額等の引き上げや、経験年数等に応じた処遇改善加算に新たに3年目の区分を設けるほか、小規模なクラブへの補助額を引き上げます。

あわせて、小学校における児童の端末持ち帰りに対応するため、アクセスポイントの設置が困難なクラブを対象に通信費等の補助を創設します。

- 運営箇所数 336か所
- 小規模なクラブ数 2か所



【放課後キッズクラブの活動】

2 小学校建替え等に伴う放課後キッズクラブ整備事業

4億1,714万円 (2億3,655万円)

小学校建替え等に伴う放課後キッズクラブの活動場所の整備を行います。

○実施設計 2か所、工事 8か所

3 放課後児童クラブ事業<拡充>

45億300万円 (40億3,705万円)

地域の理解と協力のもと、保護者の就労等により留守家庭となる児童の遊び及び生活を通じた健全育成を行います。

また、小学校における児童の端末持ち帰りに対応するための通信費等の補助を引き続き実施します。

さらに、一層の質の向上を図るため、基本補助額等の引き上げや、経験年数等に応じた処遇改善加算に新たに3年目の区分を設けるほか、小規模なクラブへの補助額を引き上げます。



【放課後児童クラブの活動】

○小規模なクラブ数 38か所

4 放課後児童サポート事業<新規・拡充>

新中期

5億1,916万円 (4億7,866万円)

放課後児童育成施策の質の向上のための支援を行い、全てのこどもたちにとって安全・安心な放課後の居場所づくりを推進します。

(1) 人材確保支援<拡充>

事業所における人材確保支援のため、主要駅通路デジタルサイネージや大学等での広報動画の掲出に加え、新たにSNS等を活用したWEB広告を実施します。



【人材募集動画】

(2) 人材育成支援

クラブのスタッフが必要な知識や技術の習得ができるよう、こどもの育成支援や安全・安心への対応など様々な研修を実施するとともに、研修講座の内容の充実を図ることで、事業所の人材育成が一層進むよう支援します。

(3) プログラム充実のための支援

クラブにおいて地域や民間事業者等と連携したイベントやプログラムが実施できるよう支援します。

(4) DXの推進

DXの推進により、保護者の利便性の向上及びクラブの事務負担軽減を図ります。



【プログラムの様子】

(5) 長期休業期間中における昼食提供＜新規・拡充＞ **重点Ⅱ**

全ての放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブを対象に、長期休業期間中の昼食提供を夏休み・冬休み・春休みに実施します。

また、就学援助世帯等を対象に新たに利用料金の半額減免を実施します。

○利用料金 440円/食



【昼食提供の様子】

(6) こどもの性被害防止に係る取組＜拡充＞

こどもの性被害防止対策のために、備品購入費等の補助を実施するとともに、クラブ向けの研修動画を作成・配信します。

重点Ⅱ
5 小学生の朝の居場所づくりモデル事業

3,521万円 (4,505万円)

小学生の始業前等の朝の時間に、学校施設を活用して、こどもたちが安心して過ごすことができる居場所づくり事業を引き続きモデル事業として10か所で実施します。

○実施箇所数 10か所

6 特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業

9,186万円 (1億741万円)

一部の特別支援学校に設置されているはまっ子ふれあいスクールにおいて、学校施設を活用し、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することにより、児童・生徒の健やかな成長を支援します。

重点Ⅰ
7 プレイパーク支援事業＜拡充＞

7,027万円 (3,796万円)

※みどり環境局との共管事業

地域主体で、公園等の一部を「こどもの自由な遊び場」として活用する、プレイパークの活動を支援します。

また、プレイパークの認知度の向上を図るとともに、こどもたちが身近な公園等で、自然と触れ合いながら自由に安心して遊ぶ機会を増やすため、新たに出張プレイパークの開催を支援します。

加えて、プレイリーダーの人材確保等に向けて、補助を拡充します。

○実施団体数 23団体

○実施箇所数 27か所

○出張プレイパーク 8か所



【プレイパークの活動】

11 地域療育センター運営事業

千円

本年度	3,994,368	本年度の 財源内訳	国	41,457
前年度	4,040,577		県	19,854
差 引	△ 46,209		その他	109
			市 費	3,932,948

事業内容

0歳から小学校期までの心身に障害のある、またはその可能性のある児童及びその家族を対象に、相談、診療・評価、集団療育等を実施します。

また、地域における療育の中核機関として、障害児が通う保育所や幼稚園、小学校等を訪問し、児童の対応に関する助言や障害の理解を深めるための支援等を行います。

方面別に設置している8センターに加えて、総合リハビリテーションセンターも同様の機能を担っており、合計9センターで18区を担当しています。

【地域療育センターの主なサービス内容】

- (1) 相談・地域支援等
 ア 相談対応
 イ 巡回訪問
 ウ 初期支援
 エ 障害児相談支援
 オ 療育講座
 カ 保育所等訪問支援 等

- (2) 診療
 ア 診断・検査
 イ 評価・訓練 等

- (3) 集団療育（通園部門等）
 ア 児童発達支援等



【上：地域療育センターにおける療育の様子】

【下：「ひろば事業」の様子】

1 地域療育センター運営事業

新中期

39億9,437万円 (40億4,058万円)

(1) きょうだい児預かりの実施＜拡充＞

利用児童のきょうだい児を預かる「きょうだい児預かり」について、現在の4センターでの実施に加え、新たに2センター（港南・リハセンター）においてNPO法人等への委託により実施します。

(2) 初期支援の実施等

利用申込後、こどもの遊びの場の提供とともに保護者への助言や相談対応を行う「ひろば事業」や心理職等の専門職による面接（相談対応）を引き続きすべてのセンターで実施します。

【各地域療育センター予算内訳】

単位：千円

地域療育センター名		担当区	R8 予算額
1	東部地域療育センター	鶴見、神奈川	541,864
2	中部地域療育センター	西、中、南	482,223
3	よこはま港南地域療育センター	港南、栄	403,554
4	西部地域療育センター	保土ヶ谷、旭、瀬谷	494,664
5	南部地域療育センター	磯子、金沢	467,476
6	地域療育センターあおば	青葉	358,819
7	北部地域療育センター	緑、都筑	539,359
8	戸塚地域療育センター	戸塚、泉	544,556
9	総合リハビリテーションセンター	港北	※ 161,853
合 計			3,994,368

※総合リハビリテーションセンターについては、障害児支援に係る経費の一部をこども青少年局予算としています。

12 在宅障害児及び施設利用児童への支援の充実

千円				
本年度	31,734,616	本年度の 財源内訳	国	15,021,524
前年度	28,750,831		県	7,045,868
差 引	2,983,785		その他 市 費	18,721 9,648,503

事業内容

障害児及び家族が安心して暮らせるよう、学齢期のデイサービスや相談支援、重症心身障害児・者等への医療的ケア等を実施します。

新中期

1 障害児通所支援事業等 283億2,528万円 (253億7,603万円)

(1) 障害児通所支援事業

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業等（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）を利用する児童に対する給付費を支出します。また、運営指導件数を増やすとともに、集団指導及び虐待防止研修の継続実施等により事業所の質向上を図ります。

より多くの児童が障害児相談を利用できるよう、障害児相談支援事業所への補助を実施します。特に、行動障害や医療的ケア等により特別な支援を要する児童に対して、相談支援を行う場合は、補助の上乗せを行います。

- 障害児通所事業所見込数 983か所
- 運営指導実施予定件数 200件

(2) 主として重症心身障害児を対象とした事業所の充実

主として重症心身障害児を対象とした事業所の充実に向けて、未整備区を対象に整備費補助を実施します。

また、放課後等の通所先の選択肢増を目的に福祉車両の導入補助（3か所分）、災害時に備えて非常用電源の導入補助（7か所分）を実施します。＜社会福祉基金を活用＞

2 学齢後期障害児支援事業 2億3,488万円 (2億3,437万円)

学齢後期(中学・高校生年代)の発達障害児を主な対象として、思春期における障害に伴う生活上の課題の解決に向けて、診療、相談、学校等関係機関との調整及び家族への相談支援等を市内4か所の事業所で実施します。

3 障害児医療連携支援事業＜拡充＞

8,300万円 (7,222万円)

新中期

(1) 医療的ケア児・者等支援促進事業＜拡充＞

医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療的ケア児・者等コーディネーターを中心に関係機関との連携や地域での受入を推進するとともに、理解を深めてより連携を広げていくため、支援者養成研修を実施します。8年度は、小児期から成人期へ移行しても適切な医療やケアを受けられるよう、成人領域診療科で従事する医療者向けの研修を新たに実施します。

(2) 医療的ケアを担う看護師等に対する研修

医療的ケア児サポート保育園等や障害児通所支援事業所で医療的ケアを担う看護師等の確保・育成を目的とした研修を実施します。

(3) 医療的ケア児・者等一時預かり事業＜拡充＞

ア 医療的ケア児・者レスパイト事業

家族が安心して休息をとれるよう、看護師を自宅に派遣するレスパイト事業を実施します。

8年度は、年間の利用上限を24時間に拡大します。

イ メディカルショートステイ事業

常時医学的管理が必要な重症心身障害児・者等の在宅生活の安定を目的とし、協力医療機関で入院による一時的な受入を行います。

8年度は、人工呼吸器装着患者受入加算を新設し、受入を推進します。

(4) 重症心身障害児・者等の在宅生活支援

医療的ケアを要する重症心身障害児・者の在宅生活を支えるため、訪問看護師を対象とした研修や在宅支援関係者との情報交換等を行う連絡会を開催し、医療環境の充実を図ります。

4 特別児童扶養手当支給事務費

8,740万円 (7,752万円)

障害のある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的に手当の請求受付・認定等を実施します。また、区役所業務の一部集約化を全区展開し、市民の利便性向上及び事務の効率化を図ります。

5 障害児入所支援事業等

30億406万円 (29億9,069万円)

障害や養護上の課題により、障害児施設に入所している児童に対する費用（措置費及び障害児入所給付費）を支出するとともに、施設に対して職員の加配等を行い、機能強化を図ります。

福祉型施設に入所する児童の地域移行に向けた相談支援を充実させるために、児童のアセスメント等を行うコーディネート業務を実施します。

令和8年度 予算概要

医療局
医療局病院経営本部



横浜市中期計画2026-2029(素案)を踏まえた予算案

令和7年12月、横浜市中期計画2026-2029(以下、「本計画」という。)の素案を公表しました。

本計画では、市民の皆様の実感を評価の軸として、目標に向けて柔軟に必要な取組や手段を選択し、実践していくスキームとし、市民の皆様の暮らしの意識や状態を定期的に把握しながら、「政策-施策の体系のもと、4年間で重点的に取り組む戦略や取組」と「市政の基礎となり、日々の生活や活動を支える個別分野別計画の事業や業務サービス等」を連動させ、市民生活の向上を目指すこととしています。本計画の初年度となる令和8年度の予算案は、この趣旨を踏まえ、本計画*¹の目標達成に向け、編成しています。

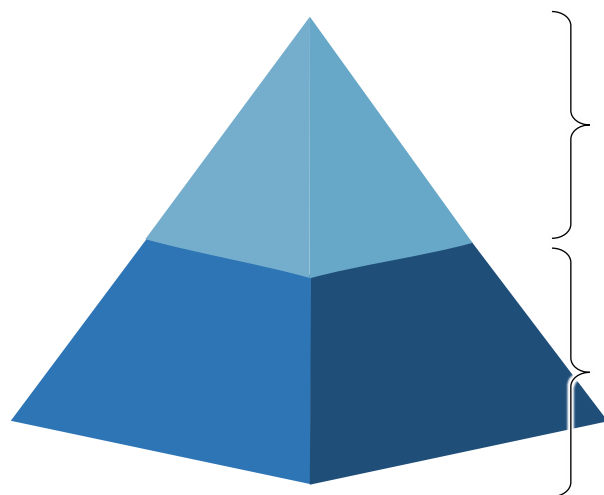
*¹ 策定スケジュール

令和8年1月5日～2月27日 パブリックコメント

令和8年5月頃 原案の策定(策定した原案は議案として提出予定)

明日をひらく都市

戦略 市民生活の安心・安全×横浜の持続的な成長・発展



4年間で重点的に進める戦略や取組*²

本予算概要において、「4年間で重点的に進める戦略や取組」の計画期間における成果に寄与する主な事業について、

新中期 マークを付けています。

市政の基礎となり、日々の生活や活動を支える
個別分野別計画、業務サービス など

*² 本計画素案24～69ページに記載の政策及び施策

誰もが安心して適切な医療が受けられる横浜へ

全国の医療需要は2030年頃をピークに減少する一方、本市では更なる高齢化の進展により、その後も医療需要が増加すると見込まれています。また、医療従事者の人材不足も顕在化しており、地域全体で適切な医療を効率的に提供する体制の構築が急務です。

少子・高齢化の影響が顕著になる2040年を見据え、市民の皆様が必要な医療を受けられ、本人・家族が健康で安心して生活し続けることができるよう、保健・福祉・介護分野との連携を着実に進め、地域全体で支える体制の構築に取り組んでいきます。

5疾病(がん・脳卒中・心血管疾患・糖尿病・精神疾患)や5事業(救急医療・災害時における医療・周産期医療・小児医療・新興感染症発生/まん延時における医療)及び在宅医療の充実に引き続き取り組むとともに、疾病の発症・重症化予防や感染症、食中毒への対策を充実させます。

特に、生涯に2人に1人がり患するといわれる「がん」については、引き続き重点施策として推進します。がん検診受診者数の増加と精密検査受診率の向上を目指し65歳以上の方のがん検診・精密検査の無料化に取り組み、早期発見の取組を推進します。また、生成AIでのがん相談サービスなど新しい技術を取り入れながら、がんになっても自分らしい生活を大切にできるよう支援していきます。

市立病院は、物価高騰の影響等により厳しい経営環境が続く中、地域医療機関など関係機関との連携強化による役割分担の明確化やコストの最適化、経営管理の強化により経営改善を進めます。また、医療安全・医療倫理を徹底し、引き続き安全で良質な医療を提供します。

医療現場におけるAI・DXの積極的な活用を加速させます。また、データの分析・活用を徹底し、エビデンスに基づく施策展開を図ります。

「横浜市地震防災戦略」に基づき、災害医療体制の充実強化や避難生活の支援に取り組めます。

また、GREEN×EXPO 2027の開催に向けて、救急医療体制の整備、感染症・食品衛生・環境衛生対策など、安全対策を推進します。

令和8年度は、新たな中期計画の初年度にあたります。医療局・医療局病院経営本部は、市民の皆様の安心・安全な暮らしにつながる最適な保健・医療の提供に向けて、スピード感を持ちつつ着実に取組を進めていきます。

Ⅱ 令和8年度予算案について

令和8年度予算案総括表

(1) 医療局

(上段:事業費、下段:市費・単位:千円、%)

	令和8年度	令和7年度	増▲減	増減率
一般会計	35,182,262 (33,210,015)	34,195,079 (32,487,402)	987,183 (722,613)	2.9 (2.2)
8款 医療費	27,385,168 (25,412,921)	26,297,707 (24,590,030)	1,087,461 (822,891)	4.1 (3.3)
1項 医療政策費	7,862,175 (7,269,356)	6,823,626 (6,673,404)	1,038,549 (595,952)	15.2 (8.9)
2項 公衆衛生費	19,522,993 (18,143,565)	19,474,081 (17,916,626)	48,912 (226,939)	0.3 (1.3)
19款 諸支出金	7,797,094 (7,797,094)	7,897,372 (7,897,372)	▲ 100,278 (▲ 100,278)	▲ 1.3 (▲ 1.3)
病院事業会計繰出金	7,797,094 (7,797,094)	7,897,372 (7,897,372)	▲ 100,278 (▲ 100,278)	▲ 1.3 (▲ 1.3)
特別会計	425,693 (81,945)	425,693 (81,945)	- (-)	- (-)
介護保険事業費会計	425,693 (81,945)	425,693 (81,945)	- (-)	- (-)
合 計	35,607,955 (33,291,960)	34,620,772 (32,569,347)	987,183 (722,613)	2.9 (2.2)

(2) 医療局病院経営本部(病院事業会計)

(単位:千円、%)

	令和8年度	令和7年度	増▲減	増減率
収益的收入	47,538,669	46,605,481	933,188	2.0
市民病院	35,423,146	34,989,886	433,260	1.2
脳卒中・神経脊椎センター	10,256,052	9,743,018	513,034	5.3
みなと赤十字病院	1,859,471	1,872,577	▲ 13,106	▲ 0.7
収益の支出	49,101,811	47,948,424	1,153,387	2.4
市民病院	36,728,231	36,463,857	264,374	0.7
脳卒中・神経脊椎センター	10,551,620	10,041,631	509,989	5.1
みなと赤十字病院	1,821,960	1,442,936	379,024	26.3
収益の収支	▲ 1,563,142	▲ 1,342,943	▲ 220,199	16.4
うち特別損益	▲ 314,294	▲ 490,911	176,617	▲ 36.0
うち予備費	1,800,000	1,400,000	400,000	28.6
経常収支	551,152	547,968	3,184	0.6
資本的收入	5,338,849	5,818,644	▲ 479,795	▲ 8.2
市民病院	1,638,232	1,828,366	▲ 190,134	▲ 10.4
脳卒中・神経脊椎センター	2,022,004	1,737,263	284,741	16.4
みなと赤十字病院	1,678,613	2,253,015	▲ 574,402	▲ 25.5
資本的支出	7,941,645	8,682,729	▲ 741,084	▲ 8.5
市民病院	3,011,001	3,457,076	▲ 446,075	▲ 12.9
脳卒中・神経脊椎センター	2,736,943	2,467,316	269,627	10.9
みなと赤十字病院	2,193,701	2,758,337	▲ 564,636	▲ 20.5
資本的収支	▲ 2,602,796	▲ 2,864,085	261,289	▲ 9.1
うち予備費	200,000	200,000	-	-

* 経常収支は、収益的収支から特別損益及び予備費を除いたものです。

* 収益的収支のうち、旧市民病院解体工事費の財源の一部に充てるため企業債329,000千円を借り入れます。

* 資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額は、当年度分損益勘定留保資金等で補填します。

2 2040年に向けた医療提供体制の構築

高齢化の進展による医療需要の増加や生産年齢人口の減少が進行している2040年を見据え、質の高い医療を効率的・効果的に提供できるよう、医療や介護の垣根を越えた地域全体で患者を支える「地域完結型医療」の実現を目指します。

(1) 医療DX・AI活用推進 新中期

3,204万円

ア 医療DX・AIを活用した業務効率化モデル事業等〈新規〉 社福基金

1,364万円

モデル病院におけるDX・AI技術の導入支援を通じ、診療・看護等の業務における情報精度とスピード感を高め、医療の質の確保と業務効率化に取り組みます。導入後の効果検証等を通じて好事例を創出し、市内医療機関への波及に向けて取り組みます。
また、在宅医療など高齢者医療を支える現場の課題を整理し、AI等のデジタル技術を活用したモデル事業を実証的に行います。

イ 生成AIによるがん相談サービス「よこはまランタン」の活用促進〈新規〉〈再掲〉

1,000万円

ウ 肺がん検診二次読影へのAI導入〈新規〉〈再掲〉

840万円

(2) 医療データ活用の推進

2,804万円(3,912万円)

ア 横浜メディカルダッシュボードの運用整備

493万円(1,042万円)

7年度に本格運用を開始したメディカルダッシュボードを活用し、8年度は安定した運用体制を整え、熱中症・感染症対策の啓発に取り組みます。



URL: <https://iryo-dashboard.city.yokohama.lg.jp>

横浜メディカルダッシュボード

検索



2 2040年に向けた医療提供体制の構築

(4) 在宅医療の充実

4億4,518万円(4億5,292万円)

2040年に向けて85歳以上人口が急増し、医療と介護を同時に必要とする方が増える見込みの中、住み慣れた自宅で安心して在宅医療・介護を受けられるよう、各区の在宅医療連携拠点で多職種連携と人材育成を推進していきます。

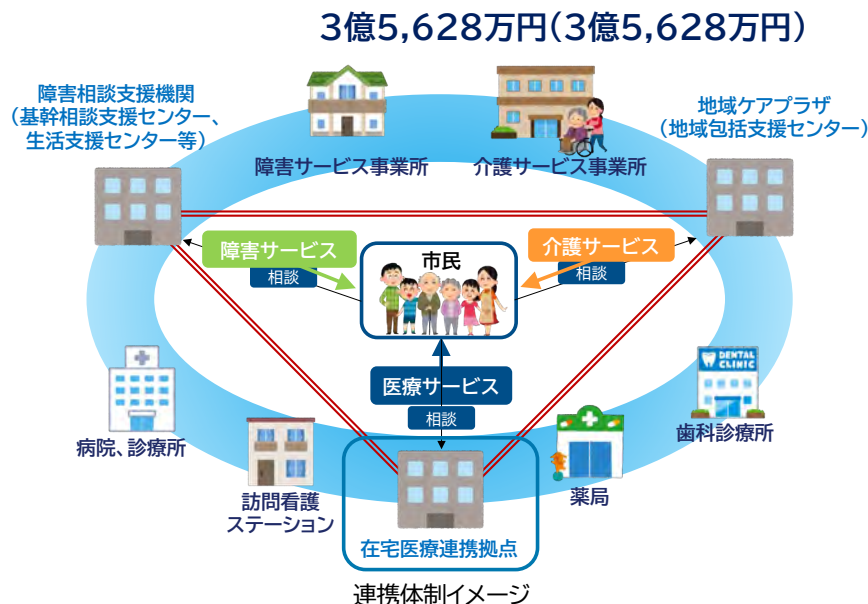
また、人生の最期まで自分らしく生きるための支援として、「人生会議」の普及啓発を進めます。

ア 在宅医療連携拠点の運営

地域の医療機関と介護事業所等の連携を深め、切れ目のない在宅医療・介護サービスの提供体制を構築します。また、療養に必要な障害福祉サービスの提供や災害時の対応についても、関係機関との連携を進めます。

* 取組内容

- ① 在宅医療・介護に関する相談支援
- ② 医療・介護従事者の人材育成と連携強化
- ③ 市民啓発



イ 疾患別医療・介護連携の強化

3,980万円(3,980万円)

高齢者に多くみられる「糖尿病」「心疾患」「摂食嚥下」「緩和ケア」などの課題について、医療・介護に携わる人材の対応力向上と連携の強化に向けたネットワークづくりのため、地域ごとに多職種連携研修等の取組を進めます。

* 取組内容

- ① 運営会議
- ② 多職種連携研修
- ③ 地域資源リストの作成
- ④ 事例検討
- ⑤ 市民啓発講演会

Ⅲ 主な取組

4 保健医療施策の推進

市民の皆様が健康で安心した生活を送れるよう、感染症や食中毒などのまん延防止や快適な生活環境の確保に取り組めます。また、難病患者や医療的ケア児・者、認知症患者などの方々への支援を強化するとともに、疾病等の予防・早期発見につながる施策を推進し、本人や周囲の人にとって自分らしく暮らせる社会の実現を目指します。

(1) 医療的ケア児・者等及び障害児・者への対応〈拡充〉〈再掲〉

1,157万円(1,518万円)

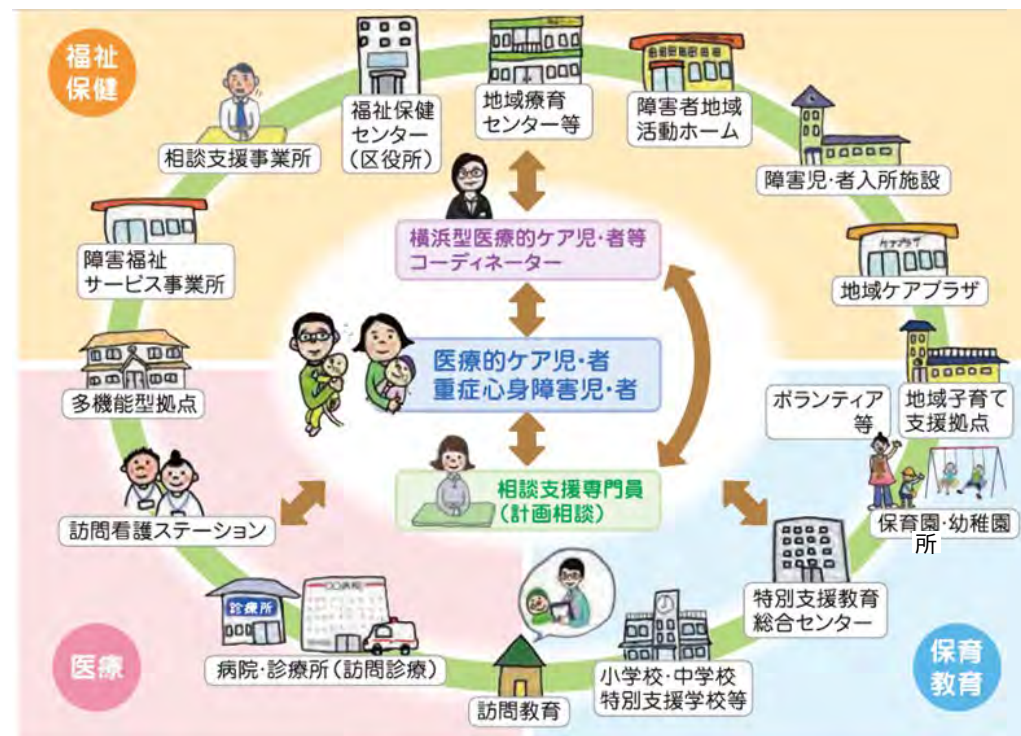
ア 医療的ケア児・者等支援の促進〈拡充〉

905万円(738万円)

＊ こども青少年局・健康福祉局・医療局・教育委員会事務局の4局で実施

医療的ケア児・者等コーディネーターを中心に関係機関との連携や地域での受入れを推進するとともに、市内の医療機関や福祉施設等に従事する職員を対象とする支援者養成研修を実施します。

8年度は新たな取組として、小児期から成人期へ移行しても適切な医療やケアを受けられるよう、成人領域診療科に従事する医療者向けの研修を実施します。



4 保健医療施策の推進

(1) 医療的ケア児・者等及び障害児・者への対応

イ 医療的ケア児・者等を支える看護師への支援

252万円(780万円)

7年度までに育成した医療的ケアの経験が豊富な支援看護師が、医療的ケア児・者を受け入れている施設等の看護師に対し、実技等の対面研修を実施するほか、看護師同士の交流により課題の解決や不安解消を図ります。

(2) 歯科保健医療の推進

1億1,075万円(1億775万円)

ア 歯科保健医療センターの運営〈拡充〉

1億615万円(1億115万円)

夜間・休日昼間の歯科診療、心身障害児・者歯科診療や通院困難者等に対する訪問歯科診療を行う横浜市歯科保健医療センターの運営費の一部を補助します。また8年度は、施設老朽化に伴う修繕費の一部を新たに補助します。

イ 歯科保健医療の推進 新中期

460万円(660万円)

横浜市歯科医師会が実施する障害児・者歯科診療研修事業、嚥下機能評価研修や、周術期口腔ケアの市民啓発に係る費用の一部を補助します。

また、関係機関等との意見交換を行いながら、障害児・者歯科保健医療の充実に向けた施策を進めます。

本市の障害児・者歯科医療体制

種別	内容	医療機関数	医療機関名
一次医療	障害児・者のかかりつけ歯科医による治療	104か所	心身障害児・者歯科診療協力医療機関
二次医療	地域の歯科医療機関では実施が困難な治療	1か所	横浜市歯科保健医療センター
三次医療	高度で専門的な対応（全身麻酔や入院設備など）を必要とする治療	3か所	・神奈川県立こども医療センター ・神奈川歯科大学附属横浜クリニック ・鶴見大学歯学部附属病院

5 災害対応力の強化

大規模地震時には、多数の傷病者が発生し、通常の医療体制では対応しきれない状況となることから、横浜市防災計画や横浜市地震防災戦略に基づき、医療機関や医療関係団体等と連携し、災害時医療体制や配慮が必要な方への支援の充実を図ります。

また、避難生活における衛生・健康管理やペット対応など、保健所の機能を活かした取組を進めます。

(1) 人工呼吸器等電源を要する医療的ケア児・者等の個別避難計画作成及び避難所の整備 福祉基金 4,265万円(3,183万円)

ア 個別避難計画作成 2,295万円(3,183万円)

人工呼吸器等の電源を必要とする医療機器を使用している方の災害時個別避難計画について、クラウドを活用したシステムを用いて作成をさらに進めます。

発災時に支援者間で情報共有を図ることで、迅速で確実な安否確認や避難を支援する機能を新たに実装します。



安否確認・共助避難行動の支援体制づくり

イ 避難所の整備〈新規〉

1,970万円

発災時に自宅から直接避難し、医療的ケアの継続に必要な非常用電源設備等を備えた避難所を整備するとともに、避難所への移送手段の確保を行います。

凡例 → 従来 → 今後



地域防災拠点
地域の小・中学校



在宅避難が困難な場合、直接避難

従来の横浜市の福祉避難所

医療機器の電源供給ができる直接避難
が可能な福祉避難所の整備



予算概要4局抜粋版-51-

令和 8 年 度

予 算 概 要

教 育 委 員 会

■ 教育予算案について

上段は事業費、下段（）は市債＋一般財源

区分	8 年度予算額	7 年度予算額	増▲減	前年度比
一般会計	3,337億3,366万円 (2,616億5,225万円)	2,978億2,647万円 (2,359億2,501万円)	359億719万円 (257億2,724万円)	12.1% (10.9%)
教育施策の推進にかかる経費	989億7,985万円 (790億9,713万円)	※ 839億4,503万円 (677億3,052万円)	150億3,482万円 (113億6,661万円)	17.9% (16.8%)
教職員人件費等	1,858億6,651万円 (1,410億6,819万円)	1,713億3,243万円 (1,310億5,143万円)	145億3,408万円 (100億1,676万円)	8.5% (7.6%)
教育施設整備費	488億8,730万円 (414億8,693万円)	425億4,901万円 (371億4,306万円)	63億3,829万円 (43億4,387万円)	14.9% (11.7%)

※ 8 年度予算額には事業移管に伴い国際局の一部事業を計上しています。前年度比較の観点から、7 年度予算額についても当該事業を教育予算に計上しています。

■ 市立学校の学校数等

区分	8 年度	7 年度	差引
学校数	校 504	校 505	校 △ 1
小学校	335	336	△ 1
中学校	144	144	0
義務教育学校	3	3	0
高等学校	9	9	0
特別支援学校	13	13	0

区分	8 年度	7 年度	差引
児童生徒数	人 248,505	人 252,289	人 △ 3,784
小学校	163,509	165,704	△ 2,195
中学校	73,423	74,962	△ 1,539
義務教育学校	2,413	2,428	△ 15
高等学校	7,650	7,723	△ 73
特別支援学校	1,510	1,472	38

区分	8 年度	7 年度	差引
学級数	学級 10,503	学級 10,465	学級 38
小学校	7,172	7,188	△ 16
中学校	2,578	2,535	43
義務教育学校	100	101	△ 1
高等学校	215	215	0
特別支援学校	438	426	12

※ 8 年度の児童生徒数及び学級数は推計値、7 年度の児童生徒数及び学級数は実数値

※ 小・中・義務教育学校の児童生徒数、学級数は個別支援学級を含む

※ 小学校は、市場小学校けやき分校、新井小学校桜坂分校を含む

※ 中学校は、新井中学校桜坂分校、南高等学校附属中学校、横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校を含む

※ 高等学校のうち、戸塚高校（全日制と定時制）、横浜商業高校（全日制と別科）はそれぞれ 1 校として計上

※ 中学校は、7 年度は全学年40人学級、8 年度は 1 年生のみ35人学級で算出

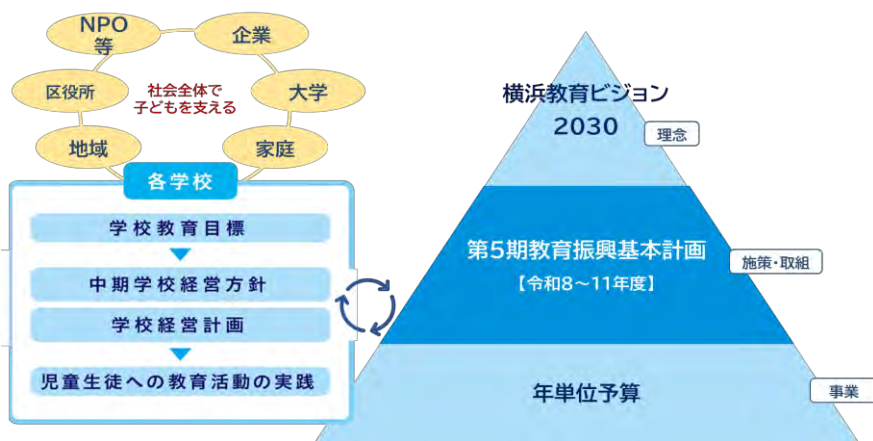
※ 特別支援学校は、通級指導教室を含まない

第5期横浜市教育振興基本計画、横浜市中期計画2026-2029（素案）を踏まえた予算案

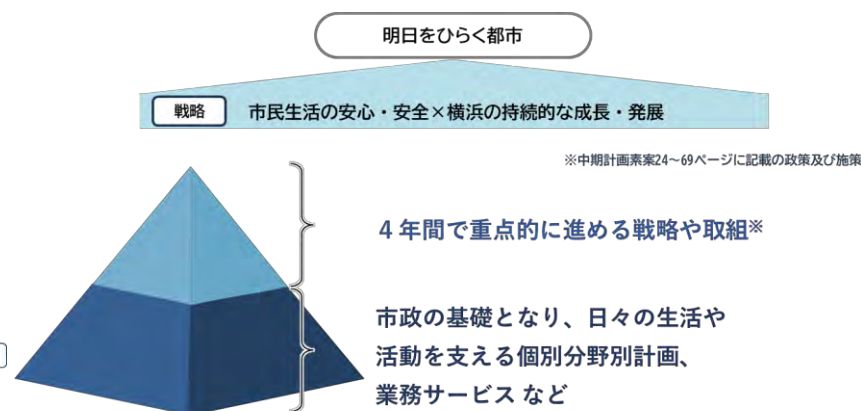
横浜市教育委員会では、市全体で教育の基本的方向性を共有し、実践につなげる計画として「第5期横浜市教育振興基本計画（以下「5期計画」という。）」を令和7年度中に策定する予定です。

5期計画の策定に当たっては、令和7年12月に素案を公表した「横浜市中期計画2026-2029」（以下「中期計画」という。）をはじめ、他の計画と関連する部分について整合を図っています。

この令和8年度教育委員会予算概要は、5期計画及び中期計画の計画初年度に当たる予算案について、両計画で掲げる目標の達成に向け、主要な施策・事業を中心に記載しています。



第5期横浜市教育振興基本計画の体系図



横浜市中期計画の体系図

本予算概要は、中期計画の「4年間で重点的に進める戦略や取組」の計画期間における成果に寄与する主な事業について、**新中期** マークを付けています。

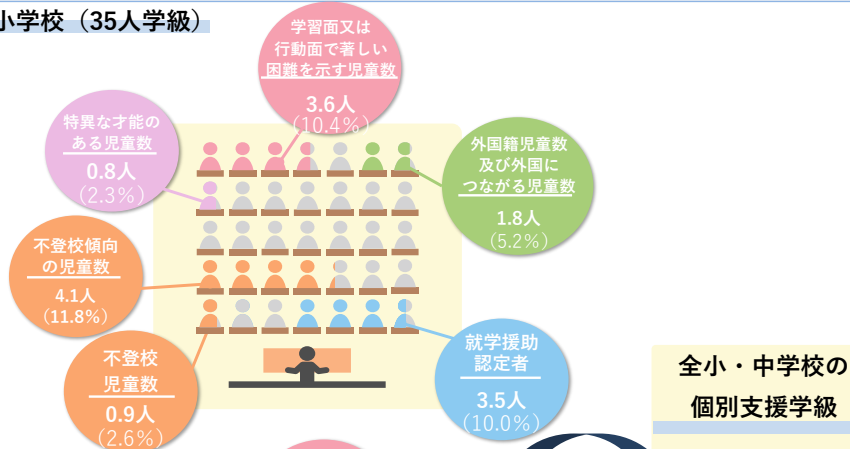
令和8年度予算の重点ポイント

● 子ども一人ひとりの「今」を守る取組

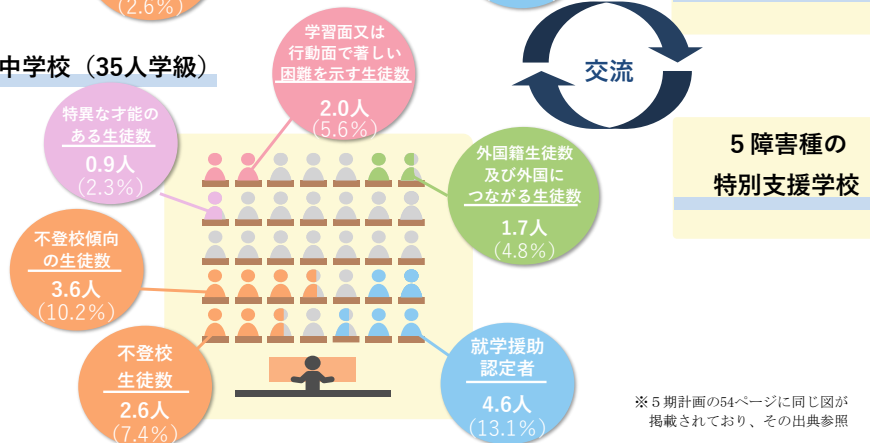
取組の概要

特別な支援や日本語指導が必要であったり、不登校や経済的に困難な状況にあったりする児童生徒など、全ての子どもが、どんなときでも安心できる、柔軟で多様な学びの環境を創ります。そのため、小・中学校、高校、特別支援学校における特別支援教育の推進、不登校児童生徒の安心できる居場所・学びの支援、日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実等に取り組めます。

小学校（35人学級）



中学校（35人学級）



※5期計画の54ページに同じ図が掲載されており、その出典参照

● 安心して学べる環境づくり

R8 主な新規・拡充

特別な支援や配慮が必要な児童生徒の学びを支える取組

＜小・中学校・高校における支援の充実＞

特別支援教室活用
推進校の展開【拡充】



民間コンサル
テーションの実施【拡充】



通級（難聴、言語、情緒、LD・ADHD、弱視）における指導、特別支援教育支援員の配置、看護師の派遣による医療的ケア

＜特別支援学校の充実＞

医療的ケア児への
福祉車両提供【拡充】



肢体不自由校への
非常用電源の整備【拡充】



通学支援（スクールバス運行）、学校看護師の配置等による医療的ケア

＜交流及び共同学習の推進＞

若葉台地域における新たな交流
及び共同学習の検討・研究・実践



＜就学・教育相談＞

特別な支援が必要な子ども一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた、ふさわしい学びの場についての相談

不登校・不登校傾向の児童生徒の学びを支える取組

ハートフルセンター上大岡を起点とした支援の充実【新規・拡充】



保護者支援



オンライン
バーチャル

学びの
調査研究



学校内・学校外・家庭での安心できる居場所と学びの支援(継続)

日本語指導が必要な児童生徒の学びを支える取組



ライブ配信による
初期日本語指導

日本語支援拠点施設ひまわり（初期日本語指導）、
国際教室（教室外指導）
日本語教室（講師派遣・集中教室）

経済的に困難な児童生徒の学びを支える取組

就学援助等による支援、スクールソーシャルワーカーによる高校修学継続の支援、
ケースワーカー等による相談支援、放課後学習支援事業

施策 1		主体的・対話的で深い学びによる 資質・能力の育成		※（ ）内は7年度予算額 取組内容 全ての子どもが、世界の人たちと出会ってともに新しい価値を創造し、多様性や変化を受け止めて自らの可能性を最大化していけるよう、デジタル学習基盤を活用した子ども一人ひとりの状況の細やかな把握等を踏まえた、「子ども主体の学び」を実現し、資質・能力を育成します。			
本 年 度		5,609,836千円		新中期 ▶（1）「探究」の充実とその基盤となる「情報活用能力」などの育成 40,667千円（16,603千円）			
前 年 度		3,537,411千円		「子ども主体の学び」の実現に向けては、探究の充実とその基盤となる情報活用能力の育成が求められています。8年度は、新たにプログラミングを活用した探究学習のための体験プログラムの実施や、児童生徒の主体的な学習を支援するための生成AIを活用した学びのアシスト機能の試行・研究、さらに、情報活用能力の向上に向けた各種取組を実施します。 ①「子ども主体の学び」を支える「探究」 ◆探究的プログラミング教育の推進【新規】 <u>IT企業やものづくり企業と共創し、実社会の「限られた資源を効率的に使う」という課題をプログラミングの「最も効率よく進めるための仕組みを考える」という考え方を活用して解決する体験型プログラムを実施します。</u> プログラムの実施により、探究の質を高め、児童生徒が課題解決に向けて論理的に考えるプログラミング的な思考や学びに主体的に向かうための資質・能力の育成を図ります。 ◆生成AIを活用した学びのアシスト機能の試行・研究【新規】 <u>学習での課題等について、子ども一人ひとりに合わせた助言や支援を対話形式で行う学びのアシスト機能（生成AIチャットボット機能等）の試行・研究に新たに取り組めます。</u> 生成AIとのやりとりの中で、論理的に思考しながら、自らの学びを振り返ることや、課題解決に向かうことを通じて、物事に主体的に取り組む力の育成を目指します。			
差 引		2,072,425千円					
本年度の財源内訳	国・県	69,477千円					
	その他	248千円					
	市債	-					
	一般財源	5,540,111千円					
②「探究」の基盤となる情報活用能力等の向上 ◆情報活用能力の向上（情報教育研修・研究事業） 各教科等や総合的な学習（探究）の時間を通じて、探究的な学びを支え、駆動させる基盤として重要な情報活用能力を育成していきます。また、そのための教職員への研修等も行います。 インターネットの危険性や情報セキュリティなど、情報技術の適切な取扱いについて、効果的に授業実践している事例を共有するなどにより、情報モラルやセキュリティ意識の向上を図ります。							
				班ごとに分かれて考えを出し合う			

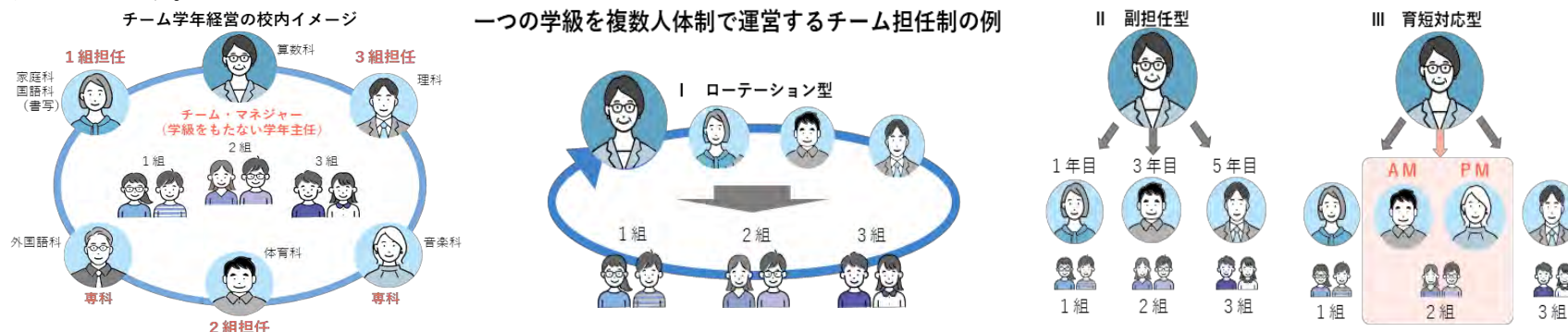
新中期 (3) 組織的な体制の強化

1,100千円 (1,062千円)

「子ども主体の学び」の充実には子ども一人ひとりが安心して学び続けるための組織体制の強化が必要です。7年度から全小学校に展開しているチーム学年経営に引き続き取り組むとともに、チーム担任制の全小学校への展開とモデル校による実践研究を進めます。

◆チーム学年経営の展開・チーム担任制の推進【拡充】

全小学校において、教科等の指導を分担するチーム学年経営を継続実施し、児童が複数の教職員と関わることで、安心して学校生活を送れる環境を整えます。また、チーム学年経営を基盤としながら、授業以外の学級担任業務も分担するチーム担任制を全小学校で展開するとともに、取組を効果的に推進するため研究・検証を行うモデル校を設定します。さらに、中学校でも、チーム担任制の試行・研究を進めます。



新中期 (4) デジタル学習基盤と横浜の教育ビッグデータの活用

493,134千円 (578,830千円)

「子ども主体の学び」の充実に向けて、デジタル学習基盤を活用した「把握」「確認」「支援」の学びのサイクルを循環させていく必要があります。そのために、横浜市学力・学習状況調査の安定的な実施、学習ダッシュボード「横浜St☆dy Navi」の運用・機能改善、横浜教育データサイエンス・ラボによる分析・研究に取り組めます。

さらに、先端技術も取り入れながら、学びの三層空間のさらなる活用を進めます。

①教育ビッグデータの活用【拡充】

◆横浜市学力・学習状況調査の全面CBT化

8年度の調査から、教科に関する調査の全教科、生活・学習意識調査の全ての調査をCBTにより全校で実施します。

※CBT…Computer Based Testing. コンピューターを使用した試験方式

◆横浜St☆dy Navi (よこはまスタディナビ)

横浜市学力・学習状況調査や毎日の健康観察等の教育ビッグデータを収集、分析し、可視化する「横浜St☆dy Navi」を全市立学校で運用し、さらに、社会情動的コンピテンシーと連動した学力分析ツールの機能改修や児童生徒のための相談機能の開発等を行います。

◆横浜教育データサイエンス・ラボ

6年度に発足した横浜教育データサイエンス・ラボにおいて、児童生徒や学校にとって有効な「教育データ」を提供することを目的として、教育ビッグデータを活用した教職員・大学・企業との共創による分析・研究を進めます。

②学びの三層空間（リアル・オンライン・バーチャル）の活用【拡充】

◆オンライン空間：電子書籍サービスの活用

オンラインの取組として、7年度から全小学校・特別支援学校に導入している電子書籍サービスを授業でも積極的に活用します。

◆バーチャル空間：メタバースの活用

空間的・時間的制約を超え、1人1台端末からアバターを介した交流が可能となるメタバースを活用し、海外の学校と互いの文化を紹介するなどの国際交流を実施します。これにより、子どもたちは、英語力を身につけるとともに、多様な人と考えを伝え合う経験を積み、さらに自ら学びを選択する力を養うことができます。モデル校3校でのこれまでの取組を踏まえ、8年度は、より多くの学校（10校）で国際交流を実施するとともに、着実な活用に向けてサポートを行います。

また、全校がメタバース空間に触れることができる環境を整えることで、各校においては、国際交流はもとより、例えば他校との交流授業や校内での集会活動などにメタバースを活用するなど、子どもたちは多様な交流機会を持つことができます。

（5）デジタル学習基盤の持続的な安定運用と進化

3,030,366千円（1,866,958千円）

「子ども主体の学び」を支えるため、安全で安心なデジタル学習基盤の充実を図ります。高速大容量ネットワークや既存システムの安定運用を継続しつつ、GIGAスクール構想に基づく一人一台端末等の機器の更新による最新技術への対応を進めます。

①一人一台端末の更新・配備

2年度に整備した一人一台端末について、生成AI等の最新の学習環境に対応するため、中学校の端末を更新するとともに、新たに指導者用の端末を整備します。また、更新にあたっては国の基金を活用します。なお、小学校の端末については、9年度の更新に向けた準備を実施します。

②安心して利用できるデジタル学習基盤の整備

学校の高速大容量ネットワークを安定的に運用し、学習や校務を支える通信環境の可用性を確保します。さらに、学習・校務データを保護することが可能となる新たな端末管理ライセンスを導入し、一人一台端末のセキュリティを強化します。

データサイエンス・ラボ R8研究テーマ

算数科、数学科の
学力と意欲の関係に関する
分析・研究(R6～)

子どものこころの変化をとらえ、
安心な学びの環境をつくる
『横浜モデル』の開発(R6～)

国語科の資質・能力の育成や
意識の醸成に寄与する学校での
学習活動に関する分析・検討(R7～)

データを活用した
子どもの運動・スポーツに対する
意識向上に関する調査・研究(R7～)



学びの三層空間のイメージ

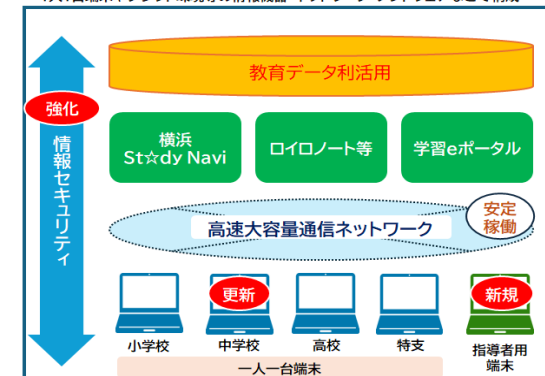
リアル空間
多様な人と関わり
「対面」で学べる

オンライン空間
場所を選ばず人や
ツールと繋がる

バーチャル空間
仮想・メタバース空間で
世界とつながる

「子ども主体の学び」を支えるデジタル学習基盤

～1人1台端末やクラウド環境等の情報機器・ネットワーク・ソフトウェアなどで構成～



柱1 全ての子どもの可能性を広げる学びの推進

施策4	多様な教育的ニーズに応える一人ひとりを大切にする教育の実現		取組内容 不登校や貧困、特別な支援や日本語指導が必要な児童生徒など、全ての子どもが、どんなときでも安心できる、柔軟で多様な学びの環境を創ります。 (1) 多様な学びの支援体制の構築 167,958千円 (155,328千円) ①就学・教育相談事業 特別な支援が必要な子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行うため、ふさわしい学びの場についての就学・教育相談を実施します。 11年度の新たな教育センターの開設に向けて、児童生徒、保護者、学校の多様なニーズに対応できるよう、ハード面での検討と併せ、専門職の活用や多角的なアセスメントの実施方法に関する協議等、窓口・人材・システムの一元化によるワンストップの支援体制の構築準備を進めます。 新中期 (2) 小・中学校、高校における特別支援教育の推進 334,998千円 (320,977千円) ①一般学級等に在籍する、特別な支援や配慮が必要な児童生徒への支援の充実 ◆特別支援教室活用推進校の拡充【拡充】 小・中・義務教育学校で、学習のつまずきや登校不安を抱える児童生徒を支援するため、<u>非常勤講師を配置する特別支援教室活用推進校を拡充</u>します。 〈配置校数：R 7：120校→R 8：170校〉 ◆通級指導教室の運営 通級指導教室の充実に向けて、通級指導教室で使用する機材（オーディオメータなど）等の整備を行います。 〈R 8 設置校数 小学校：17校、中学校：5校、高等学校：1校 特別支援学校：2校〉 ◆小・中・義務教育学校における医療的ケアの実施 日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校（ただし、肢体不自由特別支援学校を除く。）に対し、当該児童生徒への配慮及び当該校への支援を目的として、学校に看護師を派遣し、必要な医療的ケアを実施します。
本年度		6,351,662千円	
前年度		6,025,664千円	
差 引		325,998千円	
本年度の財源内訳	国・県	1,079,078千円	
	その他	17,894千円	
	市債	57,000千円	
	一般財源	5,197,690千円	

◆特別支援教育支援員事業

小・中・義務教育学校に、学習面や行動面等に支援を必要とする児童生徒をケアする特別支援教育支援員（有償ボランティア）を配置します。

特別支援教育支援員の配置と教員との連携をより一層推進し、特別な支援や配慮が必要な児童生徒一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。

②教職員の特別支援教育に係る専門性の向上

◆特別支援教育における専門職との連携

肢体不自由児童生徒が在籍する小・中・義務教育学校に理学療法士を派遣し、児童生徒の安全確保及び姿勢や運動面などの学習の土台づくりを進め、学びの充実を図ります。

◆個別支援学級コンサルテーション事業【拡充】

多様な子どもたちの特性理解やアセスメントに悩む個別支援学級の教員に対し、発達障害等の専門的支援に見識と実績のある民間事業者のノウハウを提供する「個別支援学級コンサルテーション事業」を実施し、教員の発達障害等への理解をさらに深めます。

（３）特別支援学校の充実

1,540,365千円（1,454,932千円）

①スクールバス運行事業【拡充】

社会情勢の変化に伴う人件費や燃料費の高騰及び交通事業者の働き方改革に伴う、乗務員等の担い手不足に対応するとともに、既存の運行体制を維持しつつ、特別支援学校（視覚・知的・肢体）でスクールバス等を運行します。

また、肢体不自由特別支援学校にて、通学中にも医療的ケアが必要なためスクールバスに乗車できない児童生徒に提供する福祉車両（原則看護師が同乗）は、台数を増やし、運行コースの拡充を図ります。

＜通学用スクールバス等の運行：50コース、福祉車両の運行：R 7：33コース→R 8：56コース＞

②特別支援学校医療的ケア体制整備事業

児童生徒の多様化する医療的ニーズへの対応や通学支援を充実させるため、肢体不自由特別支援学校6校に学校看護師を配置します。また、看護師のとりまとめ役となる主任級を2名配置し、組織体制の強化を図ります。

それに加えて、高度化する医療的ケアへの対応及び学校看護師の質の向上を図るため、研修を実施します。

人工呼吸器等高度な医療的ケア児の保護者の付添い解消について、引き続き、宿泊行事等への付添い解消に向けたモデル的実践を実施します。また、医療的ケア等があり、自宅で訪問教育を受けている家庭への負担軽減に取り組みます。

③肢体不自由特別支援学校への非常用電源の整備【拡充】

医療的ケアが必要な児童生徒が使用する医療機器等（人工呼吸器、喀痰吸引器等）や、体温調節に必要な空調設備等に対し、非常時も電源供給を続けられるよう、肢体不自由特別支援学校敷地に無停電発電設備等を新たに設置します。

（４）交流及び共同学習の推進

6,610千円（5,553千円）

若葉台地域において、小学校と特別支援学校の児童生徒が安心して学び続けられるための、新たな交流及び共同学習の検討・研究・実践等に、大学とも連携しながら、取り組みます。

また、これまでの取組内容の成果等を踏まえながら、次年度以降の事業展開の方向性を検討します。

（５）不登校児童生徒の居場所・学びの支援の充実

1,122,482千円（1,088,776千円）

7年8月に開設した不登校児童生徒支援拠点「ハートフルセンター上大岡」で、子どもたちの声を大切にしながら、安心できる居場所と感じられる空間づくりと、自分に合った学びを選べる柔軟で多面的な支援に取り組みます。

また、その取組を市内の各学校や他施設にも広げ、関係機関との連携を進めるハブとしての機能を強化し、不登校児童生徒一人ひとりに合った多様な学びの場の確保と保護者支援の充実に取り組みます。



バーチャル空間

①安心して過ごせる多様な学びの場の推進

◆リアルな居場所に加え、オンラインやバーチャル空間を活用した、誰もが安心して楽しめる交流の場と学びの機会を、ハートフルセンター上大岡から全市に展開します。【新規】

◆校内ハートフルや特別支援教室等、各学校での支援の充実を図ります。

◆学びの多様な学校等、不登校児童生徒の実態に配慮した学びの調査研究に取り組みます。【新規】

②児童生徒一人ひとりに合った支援と保護者支援の充実【新規】

保護者が悩みを抱えて孤立しないよう、ハートフルセンター上大岡を拠点に、保護者同士が気軽に集まり、交流や情報交換ができる「ハートフルカフェ」を定期的開催するとともに、相談窓口の強化や情報提供の充実を図ります。



ハートフルセンター上大岡

柱4 社会全体で子どもを支える教育の推進

施策2		福祉・医療等との つながりによる 支援の充実
本 年 度		1,316,789千円
前 年 度		1,301,449千円
差 引		15,340千円
本年度の 財源内訳	国・県	429,385千円
	その他	5,449千円
	市債	-
	一般財源	881,955千円

取組内容

全ての子どもの可能性を広げるため、子どもを取り巻く多様化・複雑化した課題等を踏まえると、学校だけで子どもを守り、支えることは困難であり、特に、福祉・医療等の機関と顔の見える関係を作り、連携・協働を充実させることで、子ども一人ひとりを守り、支えることにつなげます。

新中期

多様化・複雑化した課題への重層的な対応
子どもの安全・安心な居場所の確保

1,315,316千円（1,299,220千円）

①医療的ケア児・者等支援促進事業【拡充】

（こども青少年局・健康福祉局・医療局・教育委員会事務局の4局で実施、4局合計 54,347千円）

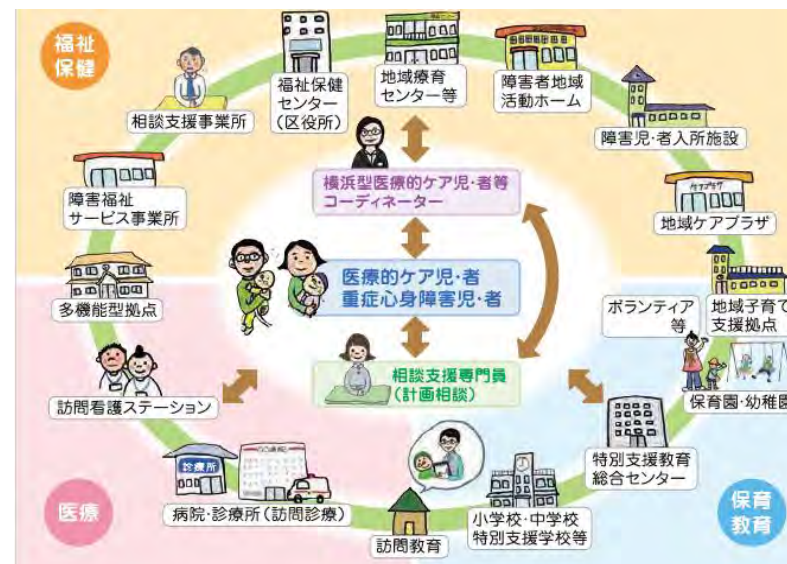
医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療的ケア児・者等コーディネーターを中心に関係機関との連携や地域での受入れを推進するとともに、理解を深めてより連携を広げていくため、支援者養成研修を実施します。

8年度は、小児期から成人期へ移行しても適切な医療やケアを受けられるよう、成人領域診療科で従事する医療者向けの研修を新たに実施します。

②健康・安全教育推進事業【再掲】

児童生徒等を取り巻く健康課題（けがの予防、性に関する指導、薬物乱用防止、睡眠の大切さ等）について、学校が課題意識に応じて医師等の専門家を招き、授業等を行います。

また、性暴力に関する正しい知識や対処法を学ぶ「いのちの安全教育」について、新たに専門家による授業等を拡充し、児童生徒にとってより受け入れやすく、より効果的な授業にできるよう取り組みます。



出典「医療的ケア啓発パンフレット（3年3月31日第2版）」

③こども・若者の自殺対策強化チームの設置【新規】（健康福祉局予算）

自殺の危険性がある児童生徒等への対応が困難な学校等の支援者に対し、精神科医等の専門家による「こども・若者の自殺対策強化チーム」が支援方針の検討・助言等を行い、地域における自殺対策力の向上を図ります。

④SC及びSSWの配置【再掲】

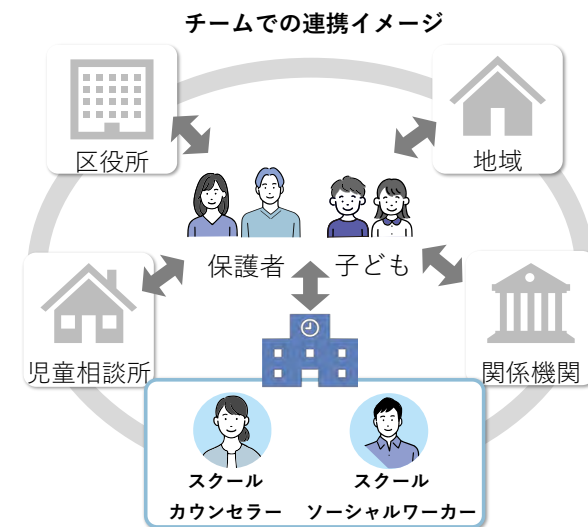
心理の専門職であるスクールカウンセラー（SC）や スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置を継続し、一人ひとりの子どもや保護者に寄り添った専門的支援を実施します。区役所や児童相談所、関係機関等との連携を強化しながら、子どもが安心して学校生活が送れるよう取り組みます。

⑤幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続【再掲】

就学後の支援や指導に配慮が必要な事項などを、幼保小が共有し、子どもの育ちを支えます。

⑥子どもの安全・安心な居場所の確保

子どもが学校から下校したあと（放課後）の安全・安心な居場所を確保し、学校との連続性をもちながら学ぶことができるよう、1人1台端末を利用できる学習環境を確保する等、学校と放課後キッズクラブ・放課後児童クラブとの連携を強化します。



放課後キッズクラブの活動

柱 7 市民の豊かな学び

施策 1		生涯学習の推進		取組内容 だれもが生涯にわたり主体的に学び続けられるよう、デジタル技術も生かしながら、図書館や博物館など多様な学びの場を整え、学習活動や体験の充実を図ります。	
本 年 度		4,994,921千円		(1)多様な学びの場や機会の充実と人材育成 106,222千円 (104,484千円)	
前 年 度		4,690,219千円		①生涯学習総合支援事業費 デジタル技術を活用し、新たにオンライン学習を推進することで、誰もが時間や場所を問わずリアルだけでなくオンラインでも学ぶことができるよう、学びの機会を広げます。	
差 引		304,702千円		②子どもアドベンチャーカレッジ事業費 市内の小学生に向けて「主体的・対話的で深い学びのきっかけづくり」及び「社会参加のきっかけづくり」の場と機会を提供するため、民間企業などの協力を得て、体験学習プログラムを実施します。	
本年度の財源内訳	国・県	439,451千円		③二十歳の市民を祝うつどい事業費 二十歳を迎えた市民を祝い励ますとともに、成人としての社会的責任を改めて自覚し、横浜への愛着を深めてもらうことを目的として開催します。	
	その他	26,478千円			
	市債	36,000千円			
	一般財源	4,492,992千円			



6年度実施の体験型イベント（声優体験）



子どもアドベンチャーカレッジにてプログラミングを教えている様子

新中期	(2)読書活動の推進	2,122,775千円 (2,041,506千円)
①図書館サービスの充実【拡充】 市民の学びの場の一層の充実に向け、地域の様々な団体等と連携しながら、参加者の興味や関心を引き出す体験型イベント等の実施を進めるとともに、子どもたちが本に親しむ機会を広げるなど魅力ある図書館サービスの拡充に取り組みます。		
②図書館資料の充実に向けた取組 市民の読書活動の推進のため魅力ある図書の充実に取り組むとともに、利用者の課題解決に資する専門図書を幅広く収集します。また、電子書籍・電子雑誌等デジタルサービスの拡充を進めます。		
③障害のある方への読書支援 視覚障害者等への対面朗読の実施、録音図書・テキストデイジーの貸出・製作などを行います。		
④図書館の管理・運営 中央図書館及び地域図書館等の施設管理・運営、図書館情報システムの運用等を行います。		

令和8年度 教育予算総括表

(単位：千円。上段は事業費、下段 () は市債＋一般財源)

款項目	8年度 予算額	7年度 予算額	増▲減	前年度比 (%)	備考
17款 教育費	333,733,660 (261,652,245)	297,826,468 (235,925,005)	35,907,192 (25,727,240)	12.1 (10.9)	
1項 教育総務費	213,136,639 (165,552,011)	※ 196,378,478 (153,501,497)	16,758,161 (12,050,514)	8.5 (7.9)	教育委員会費、事務局費、教職員費、教育指導振興費、教育センター費、特別支援教育指導振興費、教育相談費
2項 小学校費	15,103,101 (15,048,564)	13,811,283 (13,757,998)	1,291,818 (1,290,566)	9.4 (9.4)	学校管理費、学校運営費
3項 中学校費	7,263,129 (7,212,817)	6,320,759 (6,277,466)	942,370 (935,351)	14.9 (14.9)	学校管理費、学校運営費
4項 高等学校費	1,194,161 (332,039)	1,136,923 (266,950)	57,238 (65,089)	5.0 (24.4)	学校管理費、学校運営費
5項 特別支援学校費	1,921,615 (1,869,079)	1,875,071 (1,828,238)	46,544 (40,841)	2.5 (2.2)	学校管理費、学校運営費
6項 生涯学習費	6,929,305 (6,854,620)	4,102,790 (4,018,896)	2,826,515 (2,835,724)	68.9 (70.6)	生涯学習推進費、文化財保護費、図書館費
7項 学校保健体育費	39,298,406 (23,296,184)	31,652,159 (19,130,896)	7,646,247 (4,165,288)	24.2 (21.8)	学校保健費、学校体育費、学校給食費、学校給食物資購入費
8項 教育施設整備費	48,887,304 (41,486,931)	42,549,005 (37,143,064)	6,338,299 (4,343,867)	14.9 (11.7)	学校用地費、小・中学校整備費、高等学校整備費、特別支援教育施設整備費、学校施設営繕費、学校施設整備基金積立金

※8年度予算額には事業移管に伴い国際局の一部事業を計上しています。前年度比較の観点から、7年度予算額についても当該事業を教育予算に計上しています。

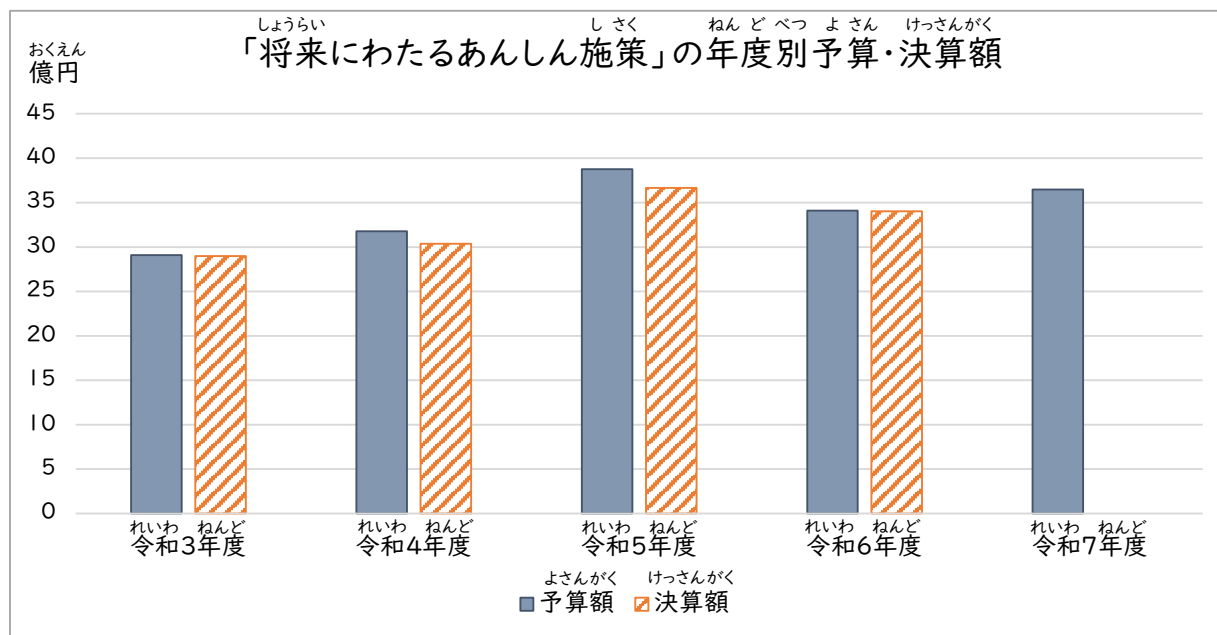
明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA

しょうらい
「将来にわたるあんしん施策」の実績報告について

じぎょう ひよさん けっさんがく
I 事業費予算・決算額



	れい わ ねん ど 令和3年度	れい わ ねん ど 令和4年度	れい わ ねん ど 令和5年度	れい わ ねん ど 令和6年度	れい わ ねん ど 令和7年度
よ さん が く 予算額	おく 29億 ひやくまんえん 8百万円	おく せん 31億7千 ひやくまんえん 8百万円	おく せん 38億7千 ひやくまんえん 6百万円	おく 34億 ひやくまんえん 9百万円	おく せん 36億4千 ひやくまんえん 7百万円
け っ さん が く 決算額	おく せん 28億9千 ひやくまんえん 8百万円	おく せん 30億3千 ひやくまんえん 7百万円	おく せん 36億6千 ひやくまんえん 6百万円	おく 34億 ひやくまんえん 2百万円	-

2 第4期障害者プランにおける主な取組内容、実績・進捗

施策の柱ごとに、主な取組を抜粋して記載しています。

(1) 親なき後も安心して地域生活が送れる仕組みの構築		
【事業名】 後見的支援制度	【事業内容】 障害者本人や家族に寄り添い、漠然とした将来の不安や悩みと一緒に考え、親なきあとも安心して暮らすことができる地域での見守り体制を構築します。	【令和6年度実績(年度末時点)】 ○実施か所数 18か所(各区1か所) ○登録者数 2,116人 ○あんしんキーパー数 1,617人 【課題と今後の方向性】 本制度を必要とする障害者は多く潜在すると考えられるため、制度を広く普及させ、必要とする人につないでいきます。 また、地域における見守り体制の強化が必要であるため、あんしんキーパーの担い手の拡充に向け取り組んでいきます。

【事業名】 たきのうがたきよてん 多機能型拠点の せいび うんえい 整備・運営	【事業内容】 つね いりようてき ひつよう じゅうしやう 常に医療的ケアを必要とする重症 しんしんしやうがいじ しやどう かぞく ちいき 心身障害児・者等とその家族の地域 せいかつ しえん そうだんしえん 生活を支援するため、相談支援、 たんきにゆうしよ せいかつかいご しんりよう ほうもん 短期入所、生活介護、診療、訪問 かんご きょたくかいご いったいてき 看護や居宅介護などを一体的に ていきやう たきのうがたきよてん せいび うんえい 提供する多機能型拠点を整備・運営 します。	【令和6年度実績(年度末時点)】 れいわ ねんどじっせき ねんどまつじてん 市内6館整備予定のうち4館開所済 しな い かんせいびよてい かんかいしよずみ (郷/栄区、つづきの家/都筑区、 さと さかえく いえ つづきく こまち/瀬谷区、び・すけっと菊名/港北区) かんめ せいび しんちよくじようきやう ○5館目整備の進捗状況 き そちやうさじっし 基礎調査実施 どうろくしゃすう ○登録者数 たん きにゆうしよ にん ・短期入所 669人 にっちゆういちじしえん にん ・日中一時支援 500人 せいかつかいご さと のぞ にん ・生活介護(郷を除く) 78人 かだい こんご ほうこうせい 【課題と今後の方向性】 かんめ れいわ ねんどちゆう こうぼ 5館目については令和7年度中に公募を じっし せいび うんえいほうじん せんてい おこな 実施し、整備・運営法人の選定を行います。 かんめ せいび ひ つづ さまざま 6館目の整備についても、引き続き様々 しゅほう けんどう せいびようち かくほ な手法を検討しながら整備用地を確保 そうき せいび む とく し、早期の整備に向けて取り組んでまい ります。
--	--	--

(2) 障害者の高齢化・重度化への対応		
【事業名】 障害者グループホーム設置運営費補助事業	【事業内容】 障害者の高齢化・重度化への対応のため、高齢化・重度化対応グループホームを拡充します。 また、利用するグループホームが高齢化・重度化等により、生活が困難となる場合に、グループホームのバリアフリー等改修に係る経費を補助します。	【令和6年度実績(年度末時点)】 ○ 高齢化・重度化対応グループホーム設置数及び定員数 設置数:3箇所 定員数:26人 【内訳】 高齢化:2箇所、定員16人 重度化:1箇所、定員10人 ○バリアフリー等改修経費補助件数 3件(平成24年度から累積20件) 【課題と今後の方向性】 高齢化への対応や重度障害者の方の支援策を協議するため、入所施設やグループホームの運営事業者団体との協議の場を設置しました。引き続き、持続的に実現可能な仕組みを検討していきます。 バリアフリー等改修事業は、必要性が認められるグループホームについて整備を進めました。今後とも、利用者の状態変化に対し、グループホームが適切な時期に必要な改修ができるよう、制度の案内や事前の調査を継続して実施していきます。

【事業名】 民間住宅居住 支援事業	【事業内容】 障害者が民間賃貸住宅への入居を しやすくする仕組みとして「住宅セー フティネット制度」を活用し、住宅の マッチングや入居支援などを行いま す。 また、平成30年度に設立したよこは ま住まいサポート（横浜市居住 支援協議会）では、住宅確保 要配慮者やオーナー等からの相談 に対し、住宅の紹介や福祉相談 窓口の紹介等を行う相談窓口を 開設しています。令和5年3月から は、相談者に寄り添った居住支援を 行うサポーター制度の運用を開始 し、不動産や福祉の事業者との連携 を強化しています。	【令和6年度実績（年度末時点）】 ○相談件数 442件（合計2,125件のうち、障害者から の相談件数） 【課題と今後の方向性】 高齢化や単身世帯の増加により、相談窓口 に寄せられる相談は、障害に関するものだけ ではなく複合的な課題を抱えている内容が 多いです。相談窓口と、居住支援を行う 不動産や福祉の事業者、支援機関との連携 を強化することにより、障害者の状況に応じ たきめ細やかな支援を進めます。
------------------------------------	---	---

ち い き せ い か つ こ ま た い お う
(3) 地域生活のためのきめ細かな対応

じ ぎ ょ う め い
【事業名】

し ょ う が い じ し ゃ い り ょ う
障害児者の医療
かん き ょ う せ い び じ ぎ ょ う
環境整備事業

じ ぎ ょ う な い ょ う
【事業内容】

し ょ う が い じ し ゃ み ち か ち い き て き せ つ
障害児・者が身近な地域で適切な
い り ょ う う かん き ょ う す い し ん
医療が受けられる環境づくりを推進
するため、障害特性等を理解し適切
な医療を提供できる医療機関を増
やします。
また、い り ょ う て き じ し ゃ と う ち い き
医療的ケア児・者等の地域
せ い か つ し え ん ひ つ よ う し え ん
生活への支援として、必要な支援を
そ う ご う て き ち ょ う せ い よ こ は ま が た い り ょ う て き
総合的に調整する「横浜型医療的
ケア児・者等コーディネーター」の
よう せ い は い ち し ょ ぞ く し せ つ じ ぎ ょ う し ょ
養成と配置、所属する施設・事業所
等において、い り ょ う て き じ し ゃ と う
医療的ケア児・者等の
う け い せ つ き ゃ く て き お こ な し え ん
受入れを積極的に行えるよう支援
に必要知識・技術の普及啓発を
お こ な よ こ は ま が た い り ょ う て き じ し ゃ と う
行う「横浜型医療的ケア児・者等
し え ん し ゃ よ う せ い お こ な
支援者」の養成を行います。

れ い わ ね ん ど じ つ せ き ね ん ど ま つ じ て ん
【令和6年度実績(年度末時点)】

- ち て き し ょ う が い じ し ゃ せ ん も ん が い ら い せ っ ち い り ょ う き かん
知的障害者専門外来設置医療機関 の
か し ょ う す う お よ じ ゅ し ん し ゃ す う
箇所数及び受診者数
せ っ ち す う び ょ う い ん じ ゅ し ん し ゃ す う に ん
設置数:5病院、受診者数:254人
- い り ょ う て き じ し ゃ と う そ う だ ん
医療的ケア児・者等コーディネーター相談
けん す う けん
件数:827件
- い り ょ う て き じ し ゃ と う し え ん し ゃ よ う せ い けん し ゅ う
医療的ケア児・者等支援者養成研修
し ゅ う り ょ う し ゃ す う に ん る い け い に ん
修了者数:64人(累計298人)

か だ い こ ん ご ほうこうせい
【課題と今後の方向性】

- ち て き し ょ う が い じ し ゃ せ ん も ん が い ら い せ っ ち い り ょ う き かん
知的障害者専門外来設置医療機関につ
いて、なん ぶ ほうめん せ っ ち て き
南部方面に設置出来ておらず、
か し ょ う す う す く なん ぶ ほうめん し ょ め
箇所数も少ないため、南部方面に6 か所目
の設置を目指します。

また、て き せ つ い り ょ う う
適切な医療が受けやすくなるよう、
い り ょ う じ ゅ う じ し ゃ た い し ょ う し ょ う が い り か い そ く し ん
医療従事者を対象とした障害理解の促進
につな げ ん し ゅ う お こ な
がる研修を行います。

- い り ょ う て き じ し ゃ と う し え ん そ く し ん じ ぎ ょ う
医療的ケア児・者等支援促進事業につい
て、い り ょ う て き じ し ゃ と う た い お う し せ つ
医療的ケア児・者等に対応できる施設・
じ ぎ ょ う し ょ と う す く い り ょ う て き じ
事業所等が少ないため、医療的ケア児
し え ん ほう し こ う ふ ほ い く き ょ う い く ぶ ん や
支援法の施行も踏まえ、保育・教育分野で
のう け い そ く し ん は か
受入れ促進を図ります。

けん し ゅ う か い さい ふ く し え ん し ゃ よ う せ い
研修のオンライン開催も含め支援者養成を
ち ゃ く じ つ す す
着実に進めるとともに、フォローアップ研修
じ つ し と う かん け い き かん れ ん け い き ょ う か す す
の実施等により関係機関の連携強化を進
めます。

また、こーでいねーたーのに ん ち ど こうじょう
認知度を向上さ
せ、ち い き し え ん し ゃ かん け い き かん い り ょ う て き
地域の支援者や関係機関が医療的ケア
児・者のし ゃ た い お う そ う だ ん
対応についての相談をしやすくしま
す。

【事業名】 移動情報センター運営等事業	【事業内容】 移動支援に関する情報を集約し、一人ひとりにあった適切な情報を提供することや、移動支援を支える人材の発掘・育成を行う移動情報センターを全区に設置し、市内のどの地域でも移動支援の仕組みを効果的に利用できるようにします。	【令和6年度実績(年度末時点)】 ○相談件数 2,561件 【課題と今後の方向性】 移動情報センターでは、センターの役割が十分に周知されておらず、積極的な活用につながっていない現状があります。 また、近年は多面的な支援を要する相談が増加しており、関係機関との連携がより一層求められています。 今後は、センターの役割や提供できる支援内容についてさらなる周知を図り、必要な支援につながる体制づくりを進めていきます。 併せて、地域の社会資源との連携強化や推進会議における事例共有を促進することと、複合的な相談にも対応できる体制整備を進めていきます。
【事業名】 障害者自立生活アシスタント	【事業内容】 地域で単身等で生活する障害者に対して、自立生活アシスタントが、その障害特性を踏まえて、具体的な生活場面での社会適応力を高める助言を中心とした支援を行います。	【令和6年度実績(年度末時点)】 ○実施か所数 36 か所 (知的・精神・高次脳機能障害対象) ○登録者数 のべ798人 【課題と今後の方向性】 障害者の地域移行を進める中で、本事業の必要性は高いものと考えられます。 引き続き、必要な方に支援が届くように関係機関への周知やアシスタントのスキルアップに努めます。

じっしがいよう
実施概要

ほんちようさ だい きよこはまししょうがいしゃ けいかくきかん れいわ ねんど れいわ ねんど ねんど さくてい
本調査は、「第5期横浜市障害者プラン(計画期間:令和9年度～令和14年度[2027～2032年度])」策定
しょうがいとうじしゃ かた いけん はあく じっし
にあたり、障害当事者の方からのご意見を把握するために実施したアンケートです。

げんざい しゅうけいちゅう がつまつじてん でんしんせい かいとう たんじゅんしゅうけいけつ か そくほうち
現在、アンケートは集計中ですが、1月末次点での電子申請システム回答の単純集計結果(速報値
けん ほうこく
1,158件)について、ご報告します。

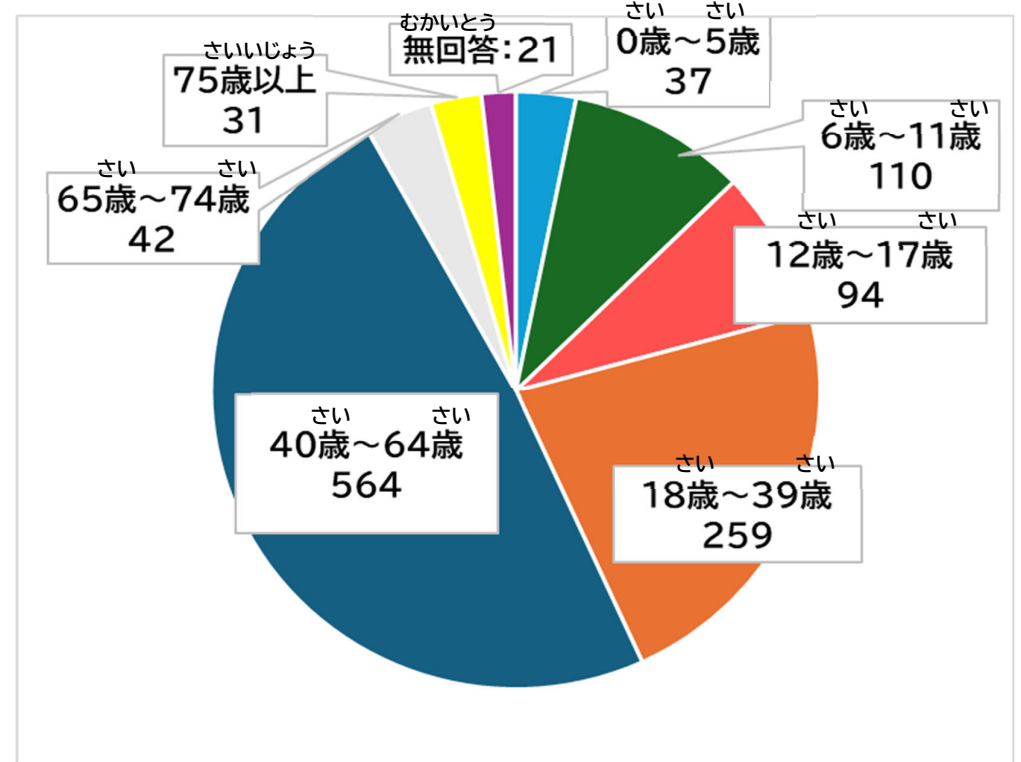
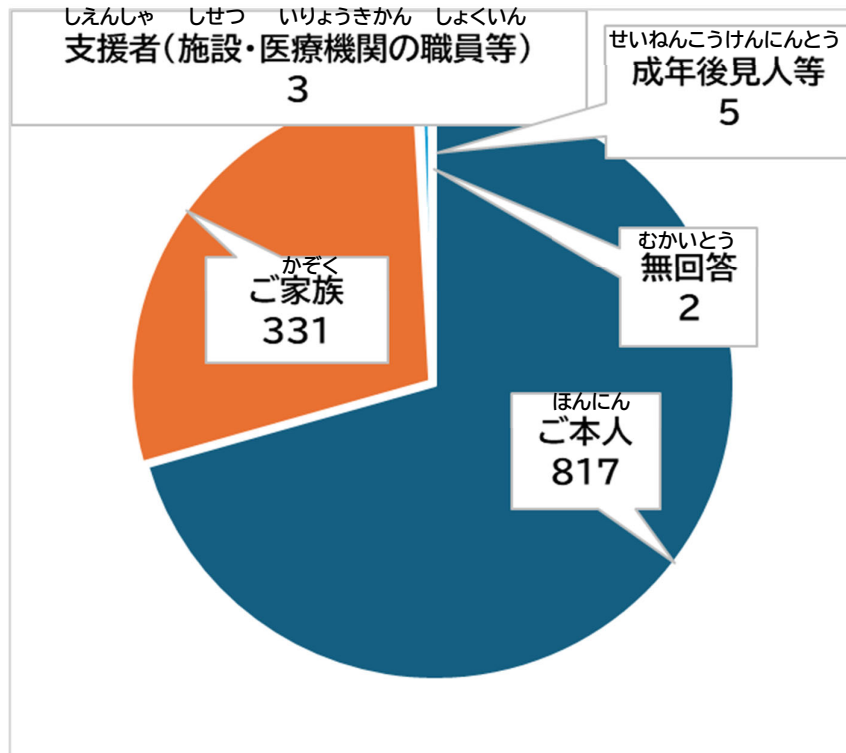
- 調査目的： ちょうさもくてき だい きよこはまししょうがいしゃ さくてい む およ いけんはあく
第5期横浜市障害者プラン策定に向けたニーズ及び意見把握
 - 計画期間： けいかくきかん れいわ ねんど ねんど れいわ ねんど ねんど ねんかん
令和9年度(2027年度)～令和14年度(2032年度)の6年間
 - 調査対象： ちょうさたいしょう しんたいしょうがいしゃてちょう あい てちょう せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう しょうじしゃ しょうがいしゃそうごうしえんほう ふくし りようしゃ
身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者、障害者総合支援法の福祉サービス利用者・
たいしょうしつぱい かんじゃ やく パーセント にん む さく いちゅうしゅつ
対象疾病の患者のうち約10 % の19,000人を無作為抽出
 - 調査方法： ちょうさほうほう ゆうそう へんしんようふうとう きつてふよう また よこはましでんしんせい かいとう
郵送(返信用封筒・切手不要)又は横浜市電子申請システムでの回答
 - 調査期間： ちょうさきかん ゆうそう れいわ ねん がつ か すい がつ にち ぎん けしんゆうこう
(1)郵送:令和8年1月14日(水)から2月6日(金)消印有効
でんしんせい れいわ ねん がつ にち もく がつ にち すい
(2)電子申請:令和8年1月22日(木)から2月11日(水)
- ※ 2月11日時点での、ゆうそう かいしゅうすう けん でんしんせい かいとうすう けん ごうけい けん かいしゅうりつ
2月11日時点での、郵送での回収数は4,813件、電子申請システム回答数は1,673件で、合計6,486件(回収率34.1
ばーせんと かいとうないようとう しょうさい げんざいしゅうけいなか
%)です。回答内容等の詳細は、現在集計中です。
- ※ ほんほうこく けんすう かいとうけんすう にん あらわ
本報告における「件数」は回答件数(人)を表します。
- ※ わりあい パーセント かくせつもん ゆうこうかいとう ぶんぼ こうせいひ
「割合(%)」は各設問の有効回答を分母とした構成比です。
- ※ ふくすうかいとう せつもん ごうけいけんすう ゆうこうかいとうすう エヌ うわまわ ばあい
「複数回答」設問では、合計件数が有効回答数(n)を上回る場合があります。

でんししんせいいかいとうけつ か がいよう
【アンケート電子申請回答結果の概要】

1 かいとうしゃ ぞくせい
回答者の属性

(1) かいとうしゃ けん がつまつじ てん
(1) 回答者:1,158件(1月末時点)

ア ほんにん パーセント けん か ぞく パーセント けん
本人:70.6 % (817件)、家族28.6 % (331件) イ ねんれい さい パーセント けん
年齢:40-64歳48.7 % (564件)、18-39歳 22.4 %
(259件)、18歳未満20.8 % (241件)



ウ てちょうしょじしゃ
手帳所持者

(ア) しんたいしょうがいしゃてちょう
身体障害者手帳 691人 にん

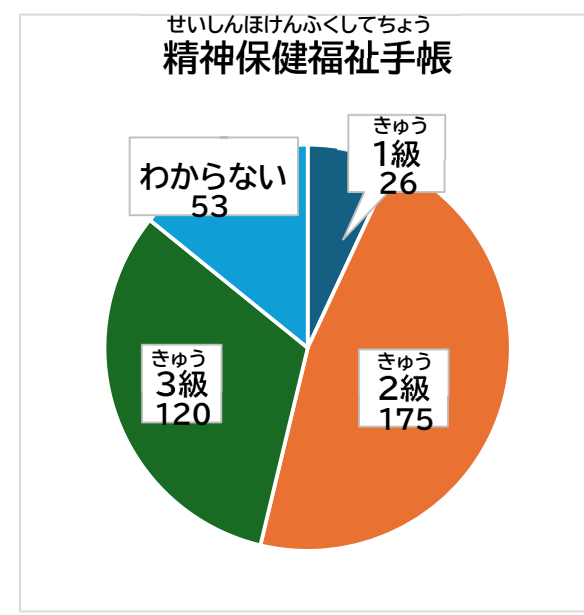
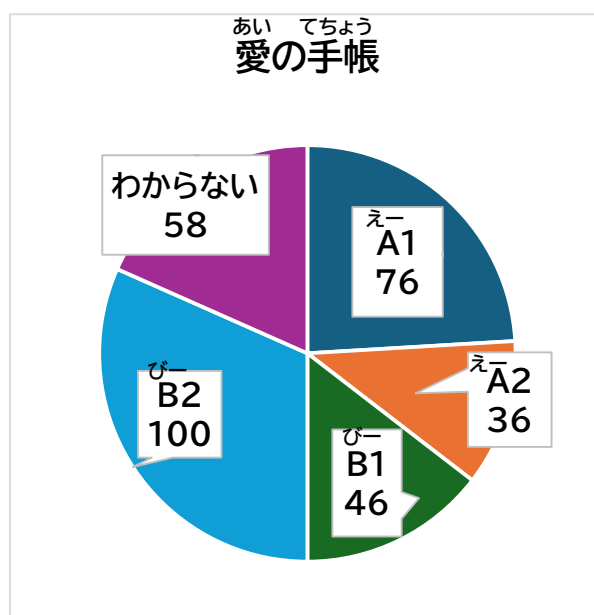
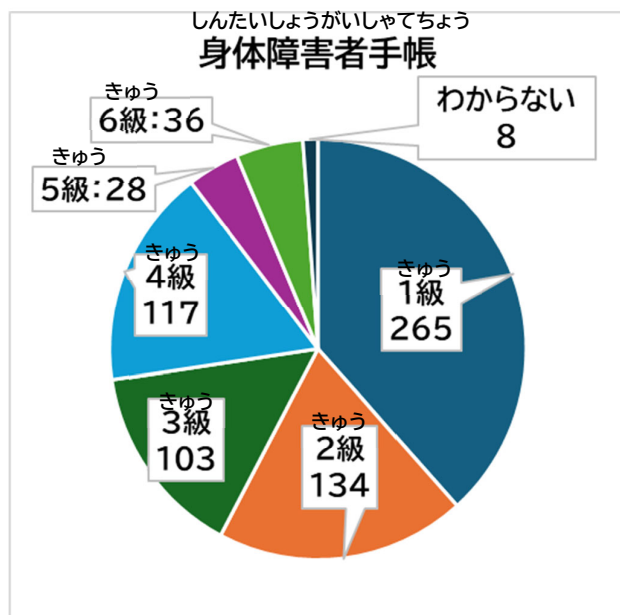
1級 きゅう	38.4 % パーセント
2級 きゅう	19.4 % パーセント
3級 きゅう	14.9 % パーセント
4級 きゅう	16.9 % パーセント
5級 きゅう	4.1 % パーセント
6級 きゅう	5.2 % パーセント
わからない	1.2 % パーセント

(イ) あい てちょう
愛の手帳 316人 にん

A 1 えー	24.1 % パーセント
A 2 えー	11.4 % パーセント
B 1 びー	14.6 % パーセント
B 2 びー	31.6 % パーセント
わからない	18.4 % パーセント

(ウ) せいしんほけんふくしてちょう
精神保健福祉手帳 374人 にん

1級 きゅう	7.0 % パーセント
2級 きゅう	46.8 % パーセント
3級 きゅう	32.1 % パーセント
わからない	14.2 % パーセント



だい かいよこはまししょうがいしゃ
第2回横浜市障害者プラン

とうじしゃさくていけんとうかいしりょう
当事者策定検討会資料2

けんこうふくしきよくしょうがいし さくすいしんか
健康福祉局障害施策推進課

しょうがい ひと ひと おたが たいせつ
障 害のある人もない人も、みんながお互いを大切にしながら、
ちいき くら ひとり じぶん い
地域で暮らす1人として 自分らしく生きること。
く まち わたし
みんなが暮らしやすい街になることを、私 たちはめざしています。

だい き よこはまししょうがいしゃ
第5期横浜市障害者プラン（令和9年度～14年度）【構成案】
れいわ ねんど ねんど こうせいあん

1 横浜市障害者プランとは

「障害者計画」、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の3つの法定計画を一体的に策定した、
横浜市の障害福祉施策の総合的な計画です。

現在推進している「第4期横浜市障害者プラン」の計画期間（令和3年度～8年度）の満了に伴い、
新たな計画の策定が必要なため、「第5期横浜市障害者プラン」を策定します。

2 第5期横浜市障害者プランの概要

（1）計画期間 令和9年度から14年度までの6年間

6年間の障害児・者の施策の方向性と、3年間の障害児・者のサービスのサービス利用の見込量等を
決定します。※障害者福祉計画と障害児福祉計画は、3年ごとに検証・見直し

年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
名称	第5期横浜市障害者プラン					
構成	障害者計画					
	障害福祉計画			障害福祉計画		
	障害児福祉計画			障害児福祉計画		

（2）他計画との関係性

本市の総合計画である新たな「中期計画（令和8～11年度）」の策定を進めているため、本計画に
おいても整合を図るとともに、障害福祉に係る他の分野別計画とも整合性を図り、一体的に推進
していきます。

しょうがいじ しゃし さく げんじょう かだい

3 障害児・者施策の現状と課題

しょうがいしゃてちょうしよじしゃすう ぞう かけいこう ひょう ぜんしめん し しょうがいしゃてちょうしよじしゃ わりあい ねん がつ び やく ぱーせんと

○障害者手帳所持者数は増加傾向(表1:全市民に占める障害者手帳所持者の割合は R7年4月1日で約5 %)

にあり、せいさんねんれいじんこう げんしやう なか しょうがいふくし いりやう ぞうか み こ

にあり、生産年齢人口が減少する中、障害福祉サービス・医療ニーズのさらなる増加が見込まれます。

しょうがい ひと ひと とも ちい き く じつげん

○障害のある人もない人も、共に地域で暮らしていく「インクルーシブなまちづくり」の実現には、

ちい き きぎやう しょうがいり かい ちい きせいかつ ひつやう ふくし きやういく いりやう き め う たいせい かだい

地域や企業の障害理解や、地域生活に必要な福祉・教育・医療を切れ目なく受けられる体制づくりが課題です。

しょうがいしゃ しょうがいり かい そくしん しょうがいふくし じんざいかくほ ちい きい こう

障害者プランにおいて、障害理解の促進、障害福祉の人材確保、地域移行などについて、

こん ご ねんかん しさく ほうこうせい ひつやう み こ りやう けいかく

今後6年間の施策の方向性や必要なサービスの見込み量を計画します。

しょうがい かか だれ す じつげん しめん まんぞくどうじやう

障害のあるなしに関わらず、誰にとっても住みよいまちの実現と、市民の満足度向上につなげます。

ひょう 1 よこはましじんこう しょうがいしゃてちょうしよじしゃすう ひかく

表1 横浜市人口と障害者手帳所持者数の比較

かくねんど がつまつじてん よこはましじんこう よく がつ にちじてん にん

※各年度の3月末時点、ただし、横浜市人口のみ翌4月1日時点。(人)

	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	れいわ ねんど 令和6年度
よこはましじんこう 横浜市人口	3,775,319	3,768,363	3,768,664	3,767,635	3,769,150
しんたいしょうがいしゃ 身体障害者	99,455	98,829	97,869	97,440	96,774
ちてきしょうがいしゃ 知的障害者	33,553	34,859	36,283	37,752	39,234
せいしんしょうがいしゃ 精神障害者	40,854	43,767	46,975	50,211	53,675
てちょうしよじしゃぜんたい 手帳所持者全体	173,862	177,455	181,127	185,403	189,683
よこはましじんこう 横浜市人口における しょうがいしゃてちょうしよじしゃすう 障害者手帳所持者数 わりあい 割合	ばーせんと 4.61 %	ばーせんと 4.71 %	ばーせんと 4.81 %	ばーせんと 4.92 %	ばーせんと 5.03 %

4 計画策定の考え方とポイント

(1) 障害当事者や家族、障害児・者関係団体・支援者等の市民の皆様から御意見をいただきながら、
ともに作りあげていきます。

○グループインタビュー（質的調査≡対話による調査）…当事者、家族及び支援者に対してグループインタビューを実施。（36団体、計37回）

○当事者策定検討会（質的調査≡対話による調査）…プラン策定過程においても当事者の意見を反映させるため、新設置した検討会。（2回）

○当事者向けアンケート（量的調査≡数字による調査）…障害者手帳所持者の10%程度（19,000人）を対象にしたアンケート。（集計中）

○障害施策推進協議会、障害施策検討部会…当事者、家族、関係機関（支援者）から構成された障害施策専門の会議体（年4回程度）

ちいき ひと きぎょう
もっと地域の人や企業にも
しょうがい し
障害のことを知ってほしい！

さいがいじ もじ おんせい
災害時は、文字や音声だけの
じょうほう おおい じょうほう う
情報が多いので、情報を受け
と
取りづらいです。
ひなんせいかつ ひつよう はいりよ
避難生活でも、必要な配慮を
しんぱい
してくれるか心配です。



しょうがい ことば
「障害」という言葉がなくなるくらい、
く しゃかい
暮らしやすい社会になってほしい

じぶん す な ちいき
自分の住み慣れた地域で、
せいかつ
ずっと生活していきたい！

いま けいかく もじ おお
今の計画は、文字が多い。
どこに じぶん かんけい ないよう
自分に関係する内容があるか、
わからない。もっと読みやすくしてほしい。

4 計画策定の考え方とポイント

(2) 施策の目的や目標値を市民（当事者）の皆様によりわかりやすく示し、計画による変化や効果を実感していただくために、本計画では、他の行政計画と同様に「**ロジックモデル（※）**」の手法を取り入れて策定を進めます。ロジックモデル化を行うのは、特に、**基本目標、施策群の代表的な施策（中期計画や他計画と連動しているもの）、法定の取組・事業などに**します。

※ロジックモデルとは、「この取り組みは何を使い、何を 行い、何が生まれ、どんな効果につながるのか」を数値や表などで示す手法です。

(3) すべての施策の共通する視点として、**データに基づく計画策定と D X の推進**に取り組みます。

(4) 写真やイラストを効果的に用い、表現方法や索引（インデックス）を工夫することで、**これまでより読みやすく理解しやすい計画冊子に**します。

※計画冊子とは別に、「どなたでもわかりやすい版」も作成します。

(5) 障害のある方たちが、望む場所で自分らしく生活し、学び、働き、地域の一員として参加できる

「インクルーシブな社会」を実現するためには、制度整備だけでは不十分です。

地域で安心して生活し続けるため、日常生活をささえる基盤となる環境づくりが欠かせず、とりわけ、**①障害理解の促進、②支援を担う人材の確保、③地域移行の推進**が重要です。

本計画では、これらを「**障害のある人を地域で支える基盤**」と位置づけるとともに、障害のある方の日常生活に直結する「**4つの生活の場面**」に沿って施策群を編成し、誰もが地域で自分らしく暮らし続けられる環境づくりを進めていきます。

基本目標
(計画全体の
成果目標)

障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、
自分らしく暮らし続けることができる「インクルーシブなまちヨコハマ」の実現を目指す

指標: 情報・サービス・制度で困ることがない と回答する割合

生活の場面ごとの取組(施策群)

障害のある人を地域で支える
基盤の整備

安全・安心
(保健・医療の推進、防災)

育む・学ぶ
(障害児支援の拡充)

住む・暮らす
(住まい・暮らしの支援)

働く・楽しむ
(就労や日中活動の支援)

生活の場面ごとの施策目標

医ケア児・者等支援者養成数
(養成研修修了者数累計)※
など

心のサポーター養成者数 など

市内保育所等における
医療的ケア児の待機児童数※
など

グループホーム利用者数※
など

福祉施設から一般就労への
移行者数※ など

各事業・取組の成果(法定の成果目標含む)

・地域移行者数、施設入所者数
・人材確保・定着等のイベント来場者数
・障害福祉現場のICT導入数
・支援者養成研修の受講者数 など

・医療従事者研修の受講者数
・災害時要援護者支援事業の取組数 など

・児童発達支援の利用児童数、利用日数
・医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整する
コーディネーターの配置人数 など

・生活介護の利用者数、利用日数
・自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
など

・就労選択支援事業所の設置数
・一般就労への移行者数
・メタバースを活用したイベント参加者数 など

各事業・取組の実施(あんしん施策含む)

※は、新中期計画の施策指標にもなっているものです。

生活の場面ごとの施策目標と各事業・取組の成果(法定の成果目標含む)は一例です。

ご意見をいただきながら、今後内容を追加していきます。

参考 各種調査結果から見える現状(障害当事者や家族、障害児・者関係団体・事業者等市民の皆様からご意見)

7月～10月に行った、「グループインタビュー」では、3つの質問に対して、意見をいただきました。

- (1) 現在達成できていること、前より良くなったこと
- (2) 6年後の理想の社会・暮らし
- (3) 理想の社会・暮らしを叶えるために何をすれば良いのか・必要なことは何か

現在達成できていること、 前より良くなったこと	6年後の理想の社会・暮らし	理想の社会・暮らしを叶えるために 必要なこと
1. 働く場が広がった 2. 自分のペースで生活改善 3. 障害への理解が広がった 4. 移動が安全・便利になった 5. 福祉サービスが使いやすくなった 6. 相談しやすくなった 7. ICTで便利になった 8. こども向けサービスが充実 9. 医療と福祉が進歩 10. グループホームが増えた など	1. 障害があってもなくても、みんながわかりあって助けあえる社会にしたい 2. 平和で安心できる生活を続けながら、障害者の支援や環境の問題に対応 3. いろいろな働き方ができて、障害者や高齢者も体調や力に合わせて働ける 4. 移動の支援をふやし、バスやタクシーが安く使えるようにする 5. 福祉の仕事をする人がじゅうぶんいて、働く人の待遇がよくなる など	1. 障害のことをよく知ってもらうこと 2. 福祉のしごとをする人をふやすこと 3. すむところや安心できる場所をつくること 4. そうだんできる場所をふやすこと 5. サービスをもっとわかりやすく、つかいやすくすること 6. 働くことをてつだうこと 7. でかけやすくすること 8. 病院やけんこうのてつだいをふやすこと など

「第1回当事者検討会」では、インタビューで多かったご意見について、具体的な施策の参考とすることをご意見をいただきました。

テーマ	主な意見
① 障害理解	・ 障害のある人と地域の人とのふれあう機会を増やす ・ 学校教育におけるインクルーシブ教育を進めていく ・ 障害者の声を聞く／障害特性を知る ・ 正しく理解するための周知方法を工夫する
② 障害福祉の人材確保	・ 支援者がいていねいな対応をしてくれた ・ 支援者の増員 ・ 職員の給料向上
③ 災害への備え	・ 情報保障・アクセシビリティ ・ 災害への備え／薬がなくなる不安 ・ 避難場所が不明 ・ 災害避難時の互いの理解
④ インクルーシブ教育	・ インクルーシブ教育のあり方検討 ・ 当事者による講演・講話・出前講座 ・ 教職員向け研修
⑤ 住まい・暮らし	・ 選択肢の拡充 ・ バリアフリー整備 ・ 人員体制の強化 ・ 相談しやすい環境 ・ プライバシーの確保 ・ 地域の人たちの障害理解・交流
⑥ 移動支援	・ 公共交通の利便性の向上 ・ 支援者の増員 ・ 鉄道、タクシーの補助 ・ バリアフリーの整備 ・ 周りの人の理解
⑦ 働く・楽しむ	・ 自身の特性・強み、苦手・必要な配慮の具体的共有 ・ 企業側の障害理解の促進
⑧ 交流	・ 地域の交流会・サークルの支援 ・ 障害者同士の対面での交流促進／同世代・世代別の交流の場・居場所の拡充 ・ 横浜ラポールの施設

しないしょうがいしゃしえんしせつ にゅうしょしせつ もうしこみじょうきょうなど 市内障害者支援施設(入所施設)への申込状況等について

しないにゅうしょしせつ しせつ しん ひつよう かた ひつよう きかん にゅうしょ し く
市内入所施設(23施設)において、真に必要な方が必要な期間入所する仕組み
とするため、令和7年10月から入所調整の見直しを行いましたので、見直しの
がいよう もうしこみじょうきょう ほうこく
概要と申込状況について、ご報告します。

また、令和6年度から2か年にわたり開催した「入所施設からの地域移行検討会」
において、障害者が希望する地域生活の実現に向けて、関係機関で連携した取組
がすすめるよう、「入所施設からの地域生活移行 ガイドライン」を策定しましたの
で、併せてご報告します。

1 にゅうしょちょうせい みなお れいわ ねん がつ いこう 入所調整の見直し(令和7年10月以降) 別添①

(1) おも みなお ないよう 主な見直し内容

ア にゅうしょもうしこみしやなど ていねい いこうかくにん じっし 入所申込者等への丁寧な意向確認とアセスメントの実施

- しないしせつ にゅうしょもうしこみ おこな ぼあい けいかくそうだんしえん りよう げんそく
市内施設への入所申込を行う場合は、計画相談支援の利用を原則とする。
- けいかくそうだんじぎょうしやなど ほんにんおよ かぞく ほかかんけいきかん あつ にゅうしょ いこう
計画相談事業所等は、本人及び家族、その他関係機関を集め、入所の意向
などを丁寧の確認し、入所の必要性等の検討を行う。

イ にゅうしょもうしこみしや さくせい 「入所申込者リスト」の作成

- しないしせつ にゅうしょもうしこみ くやくしよ いっかつ う つ けんこうふくしきよく
市内施設への入所申込を区役所にて一括して受け付け、健康福祉局が
「入所申込者リスト」を作成する。
- あら う い かのう にゅうしょしせつ けんこうふくしきよく にゅうしょもうしこみしや
新たに受け入れが可能となった入所施設は、健康福祉局から「入所申込者
リスト」の提供を受け、入所者選考を行う。
- さくせい ひつようせい たか かた なか せんこう おこな
リスト作成にあたっては、必要性が高い方の中から選考が行われるよう、
もうしこみしや しょうがいしえんくぶん せたいなど じょうきょう にゅうしょゆうせんどくぶん さだ
申込者の障害支援区分や世帯等の状況から「入所優先度区分」を定める。

ウ にゅうしょせんこう どうめいせい かくほ 入所選考の透明性の確保

- もうしこみ じょうきょう かくしせつ にゅうしょせんこうけつ か し こうひよう
申込の状況や各施設の入所選考結果などは、市ホームページで公表する。

(2) にゅうしょもうしこみしや じょうきょう れいわ ねん がつまつじてん 入所申込者の状況(令和8年1月末時点)

もうしこみしやすう 304人(男性 219人、女性 85人)

うちわけ
(内訳)

- ① 年代別: ねんだいべつ さいみまん 30歳未満 83人、30代 106人、40代 75人、50代 37人、
60歳以上 3人(平均年齢 36.8歳)

② 障害支援区分別：区分4 19人、区分5 68人、区分6 217人
(平均区分 5.65)

③ 現在の居所別：自宅 247人、グループホーム 13人、医療機関 14人、
施設 9人、その他(短期入所) 21人

④ 優先度区分別※：区分A 124人、区分B 143人、区分C 50人、未定 9人

※ 優先度区分は、四半期に1回、希望する施設の種別ごとに算出

⑤ その他：計画相談の利用なし 34人、本人の入所意向あり 30人、
将来的な入所希望 50人

2 「入所施設からの地域生活移行 ガイドライン」 別添②

(1) 策定の趣旨

入所施設からの地域生活移行を進めるためには、関係機関が共通認識を持ち、
連携して取り組むことが重要であることから、想定される課題や必要な支援を示
すとともに、関係機関の役割を整理することを目的として、策定しています。

(2) ガイドラインの構成

- はじめに（「入所施設からの地域生活移行」とは）
 - 市内入所施設及び入所施設からの地域生活移行の現状と課題
 - 意思決定支援と入所施設における意向確認
 - 地域生活移行に向けて解決すべき課題
 - 地域生活移行に向けた主な支援機関と役割
 - 地域生活移行の標準的な流れ
 - 今後の取組の方向性について
(「入所施設からの地域移行検討会」からの提案)
 - 終わりに（ガイドラインの実践と見直しについて）
- 付属資料① 入所施設からの地域生活移行 取組事例
付属資料② 障害者が希望する地域生活の実現に向けた Q & A

(3) 今後の取組

「ガイドライン」について関係機関への周知を図るとともに、「ガイドライン」を踏
まえた支援の実践、検証及び改善の取組を継続的に積み重ねていきます。
併せて、市自立支援協議会等において、地域生活移行に向けて解決すべき
課題について、継続的に議論を進めます。

しないにゆうしよしせつ にゆうしよ もうしこみほうほう か
市内入所施設への入所の申込方法などが変わります!!

べってん
別添①

◆ 市内入所施設への入所申込みを行う場合には、申込書の提出が必要となります。

◆ 入所申込時には、計画相談支援の利用が原則となります。

そうだしえんせんもんいん かんけいきかんなど にゆうしよ ひつようせい けんとう おこな
相談支援専門員は、関係機関等と入所の必要性について検討を行うこととし、
けんとうけつか ふ にゆうしよせんこう おこな
それら検討結果を踏まえて入所選考が行われます。

◆ 入所申込者の障害支援区分や世帯等の状況から入所優先度区分を定め、
入所の必要性が高い方の中から入所選考が行われるように見直します。

◆ 市内施設の入所状況や選考結果などを市ホームページで公表します。

市ホームページ
しょうがいしゃしえんしせつ
(障害者支援施設)



にゆうしよもうしこみ にゆうしよしゃけつてい なが れいわ ねん がつ
入所申込から入所者決定までの流れ(令和7年10月~)

けいかくそうだんじぎょうしよ もうしこみしよ ていしゅつ
計画相談事業所へ申込書の提出

※ 計画相談の利用が困難な場合は、
お住まいの区役所又は基幹相談支援センターへご相談下さい。

① 【申込者及び計画相談等】支援方針の話し合い

もうしこみしよ じゅり けいかくそうだんじぎょうしよ そうだんしえんせんもんいん もうしこみしよおよ かぞく ほかかんけいきかん
申込書を受理した計画相談事業所(相談支援専門員)は、申込者及び家族、その他関係機関
を集め、入所の意向等について聞き取りの上、必要性等の検討を行います。

② 【区役所】関係書類等の作成・提出(⇒健康福祉局)

くやくしよ かんけいしよるいなど さくせい ていしゅつ けんこうふくしきよく
区役所は、関係機関との検討を踏まえて関係書類を作成し、健康福祉局へ提出。

③ 【健康福祉局】入所申込者リストの作成

けんこうふくしきよく まいつきまつじつ くやくしよ ていしゅつ もうしこみしよなど しゅうやく にゆうしよもうしこみしよ
健康福祉局は、毎月末日までに区役所から提出された申込書等を集約し、入所申込者
リストを作成します。

また、四半期に1回の頻度で、提出された関係書類をもとに、入所優先度区分を定める為の
入所調整カンファレンスを開催します。

【入所施設】空きが発生(入所者募集)

④ 【健康福祉局】入所申込者リストの提供(⇒入所施設)

けんこうふくしきよく にゆうしよしせつ どうがいしせつきほう にゆうしよもうしこみしよ ていきよう
健康福祉局は、入所施設へ当該施設希望の入所申込者リストを提供。

⑤ 【入所施設】入所調整会議の開催及び入所者の決定

にゆうしよしせつ にゆうしよしょうせいかいぎ かいさい およ にゆうしよしゃ けつてい
入所施設は、入所申込者リストに掲載された入所優先度が高い方の中から、居室の状況
などを踏まえて、入所候補者を選考します。入所者の選考は、各施設で実施する入所調整会議
を経て、決定されます。

※ 入所施設が申込者の状況等を確認する為、必要に応じて詳細について聞き取り等を行う場合があります。

⑥ 【申込者】受給者証の受領、入所施設との契約等

もうしこみしよ じゅきゅうしゃしやう じゅりよう にゆうしよしせつ けいやくどう
申込者は、区役所から入所決定の連絡を受け、受給者証の発行を受けた後、入所施設と
契約等を行います。



べってん
別添②

しょうがいしゃ きぼう ちいきせいかつ じつげん む
障害者が希望する地域生活の実現に向けた

とりくみ
取組ガイドライン

にゅうしょし せつ ちいきせいかついこう
(入所施設からの地域生活移行 ガイドライン)

にゅうしょし せつ ちいきいこうけんとうかい
入所施設からの地域移行検討会
よこはましけんこうふくしきょく
横浜市健康福祉局

れいわ ねん がつ しょはん
令和8年3月（初版）

1 はじめに（「入所施設からの地域生活移行」とは）

障害者基本法は、「すべての国民が障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目的とし、国や自治体の施策の基本原則を定めています（第1条）。その中で、「障害者が、可能な限り、どこで誰と生活するかを選択でき、地域社会で他の人々と共生することを妨げられない」（第3条）ことが重要な趣旨とされています。

横浜では、平成16年度から『障害者プラン』を策定し、「障害者が自己選択・自己決定できる社会の構築」を目指して施策を推進してきました。現行の第4期プラン（令和3年度～令和8年度）では、「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることが出来るまちヨコハマを目指す」を基本目標に掲げ、希望する地域生活の実現を支援する各種取組を進めています。

国の障害福祉基本計画基本指針においては、グループホームなど地域の受け皿を整備しながら、入所者の地域生活移行を段階的・計画的に進めることが示されており、本市においても、入所者が希望する地域生活の実現に向けた取組を進める必要があります。

「地域生活移行」とは何か

本ガイドラインでいう「入所施設からの地域生活移行」とは、単に住まいを施設からグループホームなどへ移すことではありません。ノーマライゼーションの理念に基づき、「障害者が、自ら選んだ地域や住まいで、さまざまな人と関わり支え合う広がりのある暮らしを実現する」ことを意味します。その目的は、一人ひとりの希望やニーズに応じた生活の質の向上を図ることです。具体的には、地域での住まいや日常生活を支えるためのサービス提供や社会参加の機会の確保などが含まれ、これらを進めるためには、関係機関と地域社会全体の理解と協力が不可欠です。

取組の基本姿勢

障害者が望む生活は多様であり、その課題や必要な支援も異なるため、本来は一人ひとりに応じたオーダーメイドの検討が必要です。しかし、地域生活への移行を実現するためには、関係者が共通認識を持ち、連携して取り組むことが重要であることから、本ガイドラインでは、想定される課題と必要な支援を示すとともに、関係機関の役割を整理することを趣旨として策定しています。

なお、地域生活への移行を進めるためには、支援者は「できない理由」ではなく、「どうすればできるか」という視点で考えることが求められます。入所施設における生活は、安全性および安定性の確保の観点から重要な機能を担っていますが、本人の希望に基づき生活の質の向上を目指すためには、支援者における支援理念の再確認と意識改革が不可欠です。

地域共生社会の実現に向けて

障害のある方が望む地域生活を実現するため、関係機関が一体となって取り組むことは、障害の有無や程度にかかわらず、誰もが自分らしく生きられる「地域共生社会」につながります。今後、支援者向け研修や成功事例の共有を通じて、地域生活の移行に前向きな意識の醸成が図られ、本ガイドラインを参考に市内で一つひとつ取組が進むことを期待します。

ちいきせいかついかう かんが がた
地域生活移行の考え方のポイント

① 本人の意向及び自己決定の尊重

ちいきせいかつ いこう たん じゅうきょ へんこう ほんにん きぼう ぐ じつげん もくてき
地域生活への移行は、単なる住居の変更にとどまらず、本人が希望する暮らしの実現を目的とするも
のであり、個々のニーズに応じた支援の検討が求められる。

② かんけいきかん れんけいたいせい こうちく きょうつうにんしき かくりつ
関係機関の連携体制の構築と共通認識の確立

ちい せい けい かつ い こう すう
地域生活移行を進めるためには、地域全体の課題と受け止め、関係機関が役割を明確にし、協力し
て取り組むことが不可欠。

③ 課題解決型^{かだいかいけつがた}の視点^{してん}による支援^{しえん}の推進^{すいしん}

支援者は「できない理由」に終始するのではなく、「どのようにすれば実現可能か」という視点に立ち、地域での暮らしを支えるサービスの提供および社会参加の機会の確保に向けた具体的方策を検討することが求められる。

【参考】国連障害者権利委員会による勧告について

「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」の初回対日審査は、日本が平成26年に同条約を批准後、初めての審査として令和4年8月に実施され、国連障害者権利委員会による実施状況の審査が行われました。審査では、インクルーシブ教育の推進や施設から地域生活への移行など、日本の課題に対する厳しい勧告を含む「総括所見」が同年9月に公表されています。

この総括所見においては、障害者がより自立した生活を地域社会で送れるよう、施設に依存する現状を改善し、地域生活移行を進めるための具体的な措置を早急に講じることが求められています。

障害者権利条約 及び 国連障害者権利委員会による総括所見(抜粋)

(障害者権利条約)

第十七条 個人をそのままの状態で保護すること

全ての障害者は、他の者との平等を基礎として、その心身がそのままの状態で尊重される権利を有する。

第十九条 自立した生活及び地域社会への包容

この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保することによるものを含む。

- (a) 障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。
- (b) 地域社会における生活及び地域社会への包容を支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス(個別の支援を含む。)を障害者が利用する機会を有すること。
- (c) 一般住民向けの地域社会サービス及び施設が、障害者にとって他の者との平等を基礎として利用可能であり、かつ、障害者のニーズに対応していること。

(国連障害者権利委員会による総括所見)

▼ 42. 自立した生活及び地域社会への包容に関する一般的意見第5号(2017年)及び脱施設化に関する指針(2022年)に関連して、委員会は締約国に以下を要請する。

- (a) 障害者を居住施設に入居させるための予算の割当を、他の者との平等を基礎として、障害者が地域社会で自立して生活するための整備や支援に再配分することにより、障害のある児童を含む障害者の施設入所を終わらせるために迅速な措置をとること。
- (c) 障害者が居住地及びどこで誰と地域社会において生活するかを選択する機会を確保し、グループホームを含む特定の生活施設で生活する義務を負わず、障害者が自分の生活について選択及び管理することを可能にすること。
- (d) 障害者の自律と完全な社会包容の権利の承認、及び都道府県がその実施を確保する義務を含め、障害者の施設から他の者との平等を基礎とした地域社会での自立した生活への効果的な移行を目的として、障害者団体と協議しつつ、期限のある基準、人的・技術的資源及び財源を伴う法的枠組み及び国家戦略に着手すること。
- (e) 独立し、利用しやすく負担しやすい費用の、いかなる集合住宅の種類にも含まれない住居、個別の支援、利用者主導の予算及び地域社会におけるサービスを利用する機会を含む、障害者の地域社会で自立して生活するための支援の整備を強化すること。

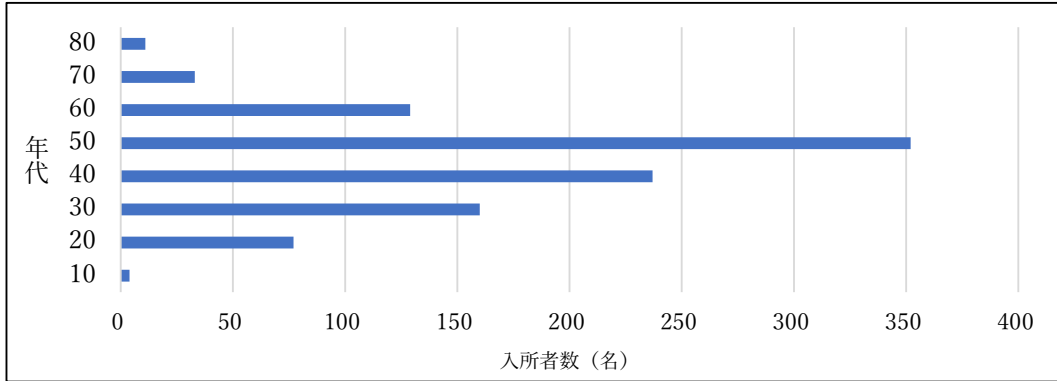
2 市内入所施設及び入所施設からの地域生活移行の現状と課題

(1) 市内入所施設の現状

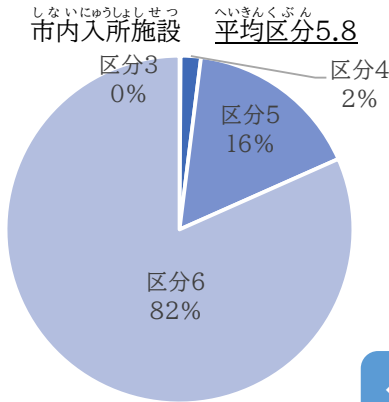
ア 入所者の状況（令和7年12月時点）

市内の入所施設では、特に近年、入所者の重度化・高齢化が進んでおり、強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者など専門的支援が必要な障害者が多い現状にあります。

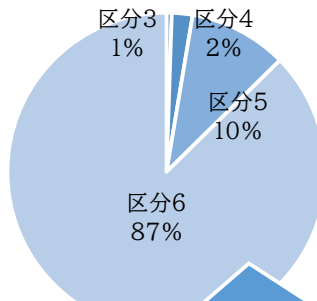
(ア) 年代別



(イ) 障害支援区分別

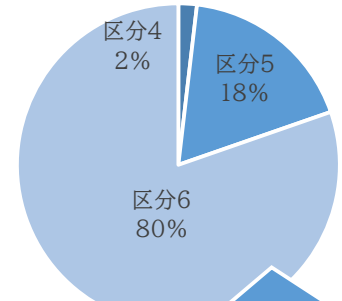


(主に身体障害者対象施設)



- ◆ 「特別な医療」等が必要な方:22%
- ◆ 区分6かつ重症心身障害者等:37%

(主に知的障害者対象施設)



- ◆ 強度行動障害のある方:84%
- ◆ 行動関連項目18点以上:18%

(参考) 市内の障害者支援施設

施設名	運営法人	所在区	主な対象	施設名	運営法人	所在区	主な対象
1 障害者支援施設 希望	(福)白根学園	鶴見	知的	13 航	(福)すみなす会	金沢	知的
2 シーダ日野学園	(福)聖坂学園	港南	知的	14 よこはまらいず	(福)横浜共生会	港北	身体
3 けんりつせりがやまゆり園	(福)同愛会・(福)白根学園	港南	知的	15 はなみずき	(福)横浜共生会	港北	知的
4 のぼら園	(福)光風会	保土ヶ谷	知的	16 あおげめぞん	(福)ル・プリ	青葉	知的
5 恵和青年寮	(福)恵和	保土ヶ谷	知的	17 ひがしやまたれじでんす	(福)横浜やまびこの里	都築	知的
6 たっちほどがや	(福)十愛療育会	保土ヶ谷	身体	18 朝日塾	(福)朝日の里	戸塚	知的
7 てらんひろば	(福)同愛会	保土ヶ谷	知的	19 リエゼン笠間	(福)同愛会	栄	身体
8 かいけい	(福)偕恵園	旭	知的	20 そいさかえ	(福)であいの会	栄	知的
9 しらねのさと	(福)しらね学園	旭	知的	21 よこはまらびーさいど泉	(福)横浜社会事業協会	泉	身体
10 光の丘	(福)白根学園	旭	知的	22 いずみのさと まつかぜ	(福)しげゆき会	泉	知的
11 ほろつハウゼ	(福)ル・プリ	旭	知的	23 よこはましようふがく園	横浜市	泉	知的
12 くるみ学園	(福)ル・プリ	旭	知的				

※ 上記に加えて、リハビリを主とした短期利用の横浜市総合リハビリテーションセンター 障害者支援施設(港北区)があります。

イ 入所施設の役割

市内の入所施設については、第1期横浜市障害者プラン(平成15～18年度)策定時から「地域生活支援型」と位置づけており、障害者が一生涯を過ごす場ではなく、地域で自立した生活を送ることが出来るよう、一定期間支援に取り組む「通過型」の施設としての役割を担うこととしています。

なお、令和7年度に国で開催された「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会」においては、障害者支援施設に求められる役割及び機能等が次のとおり示され、今後に向けた取組が求められています。

● 障害者支援施設に求められる役割・機能、あるべき姿

① 利用者の意思・希望の尊重

どこで誰と、どのように生活したいか本人の意思・希望が尊重される意思決定支援の推進が重要。本人にわかりやすい情報の提供や、あらゆる場面で体験や経験を通じた選択の機会を確保し、本人の自己実現に向けた支援を行う。

② 地域移行を支援する機能

施設から地域生活への移行を支援する機能として、地域と連携した動機付け支援や地域移行の意向確認等に取り組む。

③ 地域生活を支えるセーフティネット機能

地域での生活が困難となった場合の一時的な入所や、施設の有する知識・経験・支援技術等の専門性の地域への還元、緊急時や災害時における地域の拠点としての活用を推進する。

④ 入所者への専門的支援や生活環境の向上

強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者などへの専門的な支援や、重度化・高齢化した利用者への対応、終末期における看取りまでの支援は、地域における支援体制づくりが求められているとともに、特に施設において求められている役割。

入所者の暮らしの質の向上に資する生活環境(居室の個室化、日中活動の場と住まいの場の分離など)にすることが重要。

(2) 入所施設からの地域生活移行の現状

国の障害福祉計画指針に基づき、入所施設からの地域生活移行については、各市町村等が目標数*を定めた上で取組を進めることとされています。本市では、これまで主に、入所施設の運営法人がグループホームや日中活動事業所を整備することにより、地域生活移行が進められてきました。

* 横浜市では、令和5～8年度の4年間で、令和4年度末時点の施設入所者数の約6%にあたる82名が地域生活へ移行することを目標としています。

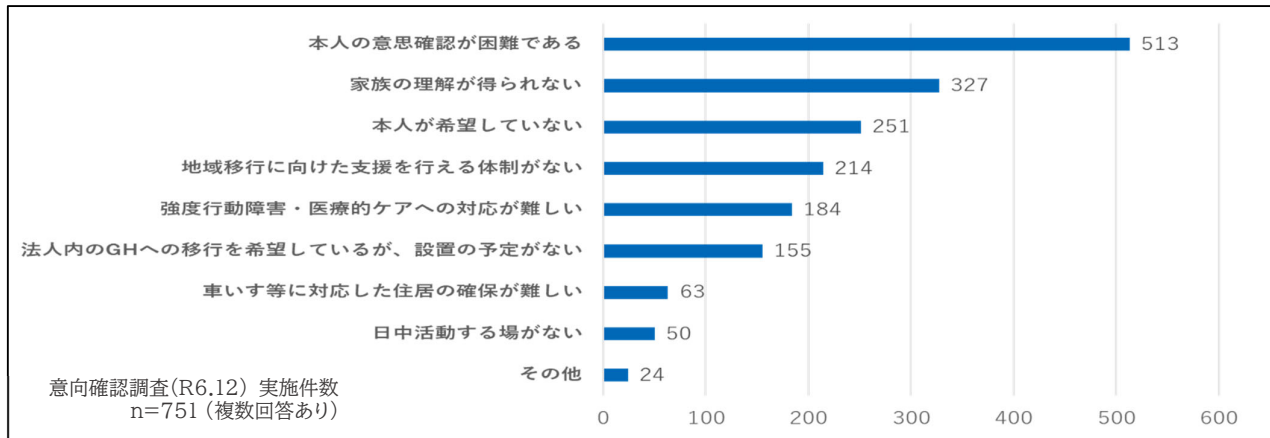
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
市内入所施設※ 地域生活移行者数	25	21	14	21	11	26	17	12
(参考) 施設入所者数	1,467	1,455	1,437	1,409	1,385	1,364	1,352	1,332

※ 横浜市総合リハビリテーションセンター 障害者支援施設(港北区)を除く

(3) 入所施設からの地域生活移行に向けた課題

市内入所施設に対して実施した地域移行の意向確認調査(R6.12)では、現段階で地域移行が難しい理由として、「本人の意思確認が困難である」ことや「家族の理解が得られない」こと、「入所施設における地域移行に向けた支援体制がない」ことなどが、上位に挙げられています。

また、入所者には「強度行動障害・医療的ケアへの対応が難しい」場合も多く、今後、地域生活移行を進めるためには、地域における専門的支援を担う人材や社会資源の確保・育成が必要不可欠です。



課題① 入所者の意向確認

入所者の中には意思疎通が難しい方も多く、何が好きでどのような生活を望んでいるのかを把握することが容易ではありません。そもそも、本人の希望で入所するケースは少なく、介護者の高齢化や疾病などにより地域での生活が限界となり、やむを得ず入所した方が少なくありません。

特に、施設生活が長期に及ぶ入所者の場合、地域生活の経験が乏しく、与えられた環境で長く生活してきた方もいます。このような状況で意向確認を進めるためには、経験や体験を一つひとつ積み重ねながら、入所者の好みや楽しみなどを共有し、希望する暮らしがどのようなものなのか、本人と関係機関と一緒に考える、丁寧な意思決定支援のプロセスが必要です。

さらに、入所後だけでなく、入所前の段階から地域生活を見据えた取組を行うことも重要です。入所前に本人の希望や生活のイメージを整理し、可能な限り地域での生活を継続できるよう支援することで、将来的な地域生活移行を円滑に進める基盤を整えることが求められます。

課題② 家族の理解と同意

ご家族は、障害者が安全で安心な生活を送ることを何よりも願っています。そのため、生活全般の支援を一手に担ってきた入所施設から再び地域生活に戻ることに対して、不安を感じ、理解や同意が得られないケースも少なくありません。

こうした不安を解消するためには、まず「親亡き後」の生活に対する懸念を払拭できるよう、地域で安全・安心な生活を送るための仕組みや支援体制を検討することが重要です。そのうえで、本人が希望する地域生活の実現に向けて、家族とともに考え、丁寧に話し合いを重ねることが求められます。併せて、入所前の段階から家族と連携し、地域生活を見据えた情報提供や相談支援を行うことも重要です。

課題③ 入所施設における地域生活移行の支援体制

特に市内の入所施設では、入所者の重度化や高齢化が進み、介助に多くの人手が必要となつてい
ます。その結果、従来のように運営法人が地域生活移行に向けた各種調整を丸抱えで対応することが
困難な現状にあります。

今後、地域生活移行を進めるためには、入所施設においては本人の意向を丁寧把握するアセスメ
ントを中心的に担い、相談支援専門員等と連携しながら、関係機関の協力を得て支援体制を整えるこ
とが必要です。こうした連携により、施設単独では対応できない課題を補い、地域生活への円滑な移行
を実現することが求められます。

課題④ 地域における社会資源の確保と拡充（人材の確保と育成を含む）

地域生活移行を進めるためには、強度行動障害のある方や医療的ケアが必要な方への対応など、
地域における専門的支援を担う人材の育成と、社会資源の確保・拡充が不可欠です。社会資源の確保
は、単に量を増やすだけでなく、質の向上も重要です。専門的人材の育成や事業所の専門性向上は、
行政の施策に加え、関係機関が協力しながら一つひとつ取組を進め、実践を積み重ねることで実現さ
れます。

また、本人の意思形成を促し、希望する暮らしを実現するためには、多様な選択肢を確保することが
不可欠です。しかし現状では、地域生活を体験できる機会や場が不足しており、これが大きな課題とな
っています。体験の機会を提供することで、本人が自分の暮らしを具体的にイメージしやすくなり、意思
決定支援にもつながります。

こうした取組を進めるためには、関係機関がそれぞれの役割を持ち寄り、ネットワークを広げながら
協働することが求められます。入所施設では、把握した地域生活等の意向を個別支援計画に反映させ、
相談支援専門員は、その計画と連動したサービス等利用計画に基づき、関係機関が一体となって
計画的に取り組む体制を整えることが必要です。

3 意思決定支援と入所施設における意向確認

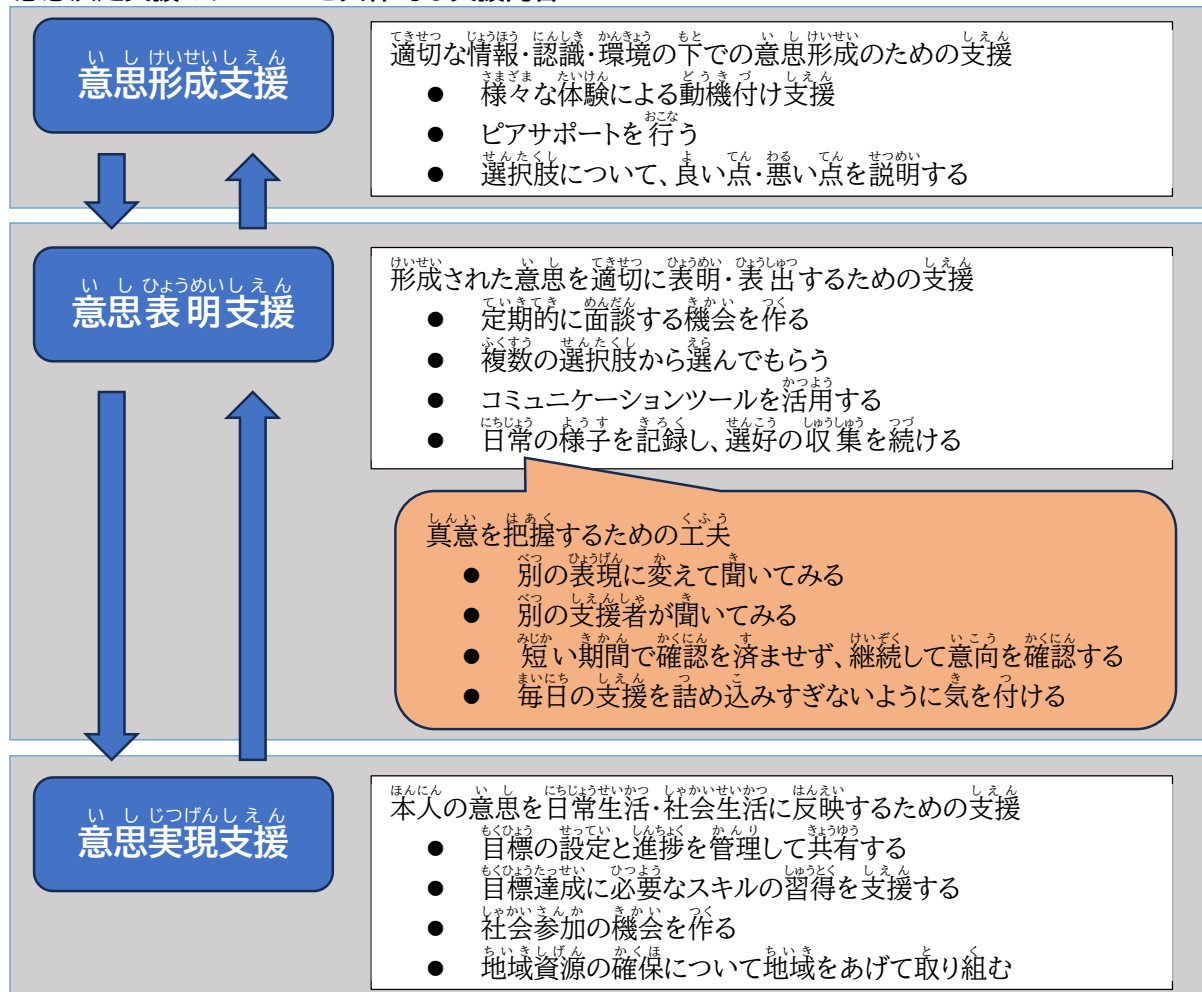
(1) 意思決定支援

「意思決定支援」とは、「自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に
関して自らの意思が反映された生活を送ることが出来るように、可能な限り本人が自ら意思決定でき
よう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の
推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う
支援の行為及び仕組み」と定義されています。（「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」参照）

特に、自宅から施設へ入所する場面や、入所施設からグループホームなどに住まいの場を変える場面
は、意思決定支援が重要となる場面です。体験の機会を活用しながら、本人の意思確認を最大限の
努力で行うことを前提に、本人や家族、成年後見人等に加え、関係者が集まり、判断の根拠を明確にし
ながら、より制限の少ない生活への移行を原則として支援を進める必要があります。

なお、意思決定支援においては、短期的な体験だけでなく、継続的かつ多様な体験の機会を提供す
ることが重要です。例えば、グループホームでの段階的な体験入居や地域活動への参加などを通じて、
本人が地域生活を具体的にイメージできるよう支援します。さらに、体験後には振り返りや本人の感想を
共有する場を設け、丁寧に意思形成を支援することが求められます。

意思決定支援のプロセスと具体的な支援内容



意思決定支援の実践における 7つのポイント（「神奈川県版意思決定支援ガイドライン」から）

- 本人中心に支援をすること（支援者目線ではない）
- 本人を知ること、理解すること
- 本人が安心して意思を表明できる環境（ソフト面、ハード面）を整えること
- 本人を中心としたチームで検討（模索）し続けること
- 第三者の視点を導入すること（客観性の担保）
- 人間関係や社会関係を外へ広げる方向で支援すること（施設内で完結しない）
- 施設全体で取り組むこと

(2) 入所施設における地域生活移行の意向確認

令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定では、入所施設において、全ての入所者に対し「地域生活への移行に関する意向」や「施設外の日中活動系サービスの利用意向」を定期的に確認し、本人の希望に沿ったサービス利用を実現することが一般原則として規定されました。更に、令和8年度からは、地域移行等意向確認担当者の選任や、地域移行等意向確認等に関する指針の作成が義務化されています。

- 地域移行等意向確認等に関する指針
入所施設では、一貫した支援を行うため、次の内容を含む指針を作成することとされています。

- (ア) 意向確認等の時期
- (イ) 意向確認担当者の選任方法
- (ウ) 意向確認等の実施方法及び実施体制
- (エ) 地域における体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援内容
- (オ) 地域の連携機関

- 地域移行等意向確認担当者の役割
地域移行等意向確認担当者に求められる主な役割は、次のとおりです。

- ① 利用者の地域生活への移行に関する意向の把握
- ② 施設外の障害福祉サービス等の利用状況等の把握
- ③ 施設外の障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認
- ④ ①～③により把握・確認した内容を、サービス管理責任者や個別支援会議に報告
- ⑤ 地域生活支援拠点等又は相談支援事業所と連携し、障害福祉サービスの体験利用や地域生活への移行に向けた支援の実施

担当者が中心となり、入所者の地域生活への移行などの意向を定期的に把握し、その人が望む暮らしを理解します。これを個別支援計画に反映させることで、外部の関係者も含めた支援者全員が共通認識を持ち、取組を進めることが可能となります。

4 地域生活移行に向けて解決すべき課題

地域生活の移行に向けては、本人の身体面や精神面だけでなく、日常生活や社会生活の側面も含めて「どのような能力やニーズがあり、どのような支援が必要か」を把握するためのアセスメントを行い、解決すべき課題を明確にする必要があります。また、課題を整理する際には、ニーズを満たす具体的な方法や、ニーズに合った社会資源(支援機関)も踏まえて検討することが求められます。

主な課題	課題の詳細	関係する支援機関の例
支援体制	チーム支援の体制確保	計画相談、区福祉保健センター、基幹相談支援センター、生活支援センター
住まい	本人の希望や特性に合った住まいの確保、身体介護の状況に合わせた自宅等設備の改修・工夫	グループホーム、よこはま住まいサポート、福祉機器支援センター
家事・行動支援	ホームヘルパー、世話人等の確保	居宅介護、重度訪問介護、グループホーム
日中活動	本人の希望や特性に合った活動場所と移動手段の確保	生活介護、就労継続支援、地域活動ホーム、移動支援
健康管理	健康管理の方法、訪問看護の検討	訪問看護
医療	訪問診療や定期通院先等の検討	訪問診療、医療機関
経済的保障	収支見込の試算、収入の確保(生活保護や各種行政サービスの申請 等)	区福祉保健センター
金銭管理支援	成年後見制度や権利擁護事業の検討	成年後見人等、区福祉保健センター、基幹相談支援センター、社会福祉協議会
余暇活動・社会参加	地域生活の喜びや楽しみを実感できる余暇活動や社会参加の場と移動手段の確保	地域活動ホーム、移動支援、行動援護
家族との関係	今後の関わり方の検討、必要に応じて成年後見制度の検討	家族、成年後見人等
地域との関係	地域での見守り支援の確保	民生委員、社会福祉協議会、後見的支援
緊急時の対応	緊急時の対応についての検討	短期入所、地域活動ホーム

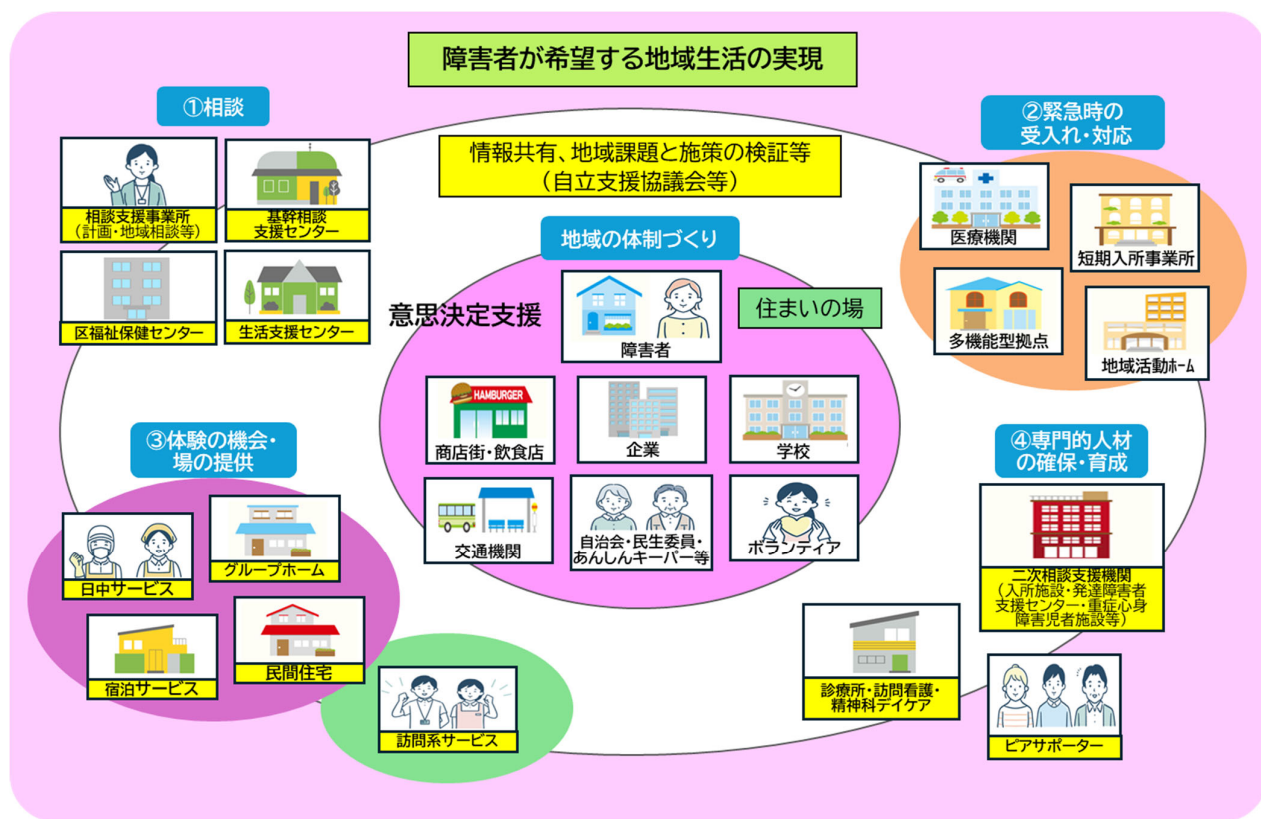
5 地域生活移行に向けた主な支援機関と役割

入所施設での生活とは異なり、地域での生活は、様々な支援機関のサポートを受けながら、障害のある方が自ら選んだ住まいで、安心して自分らしい暮らしの実現を目指していくことになります。

本人の思いを叶えるためには、一人ひとりに合わせたオーダーメイドの支援体制を構築することが必要です。関わる機関はそれぞれで異なりますが、各機関の役割や強みを生かしながら、連携して体制を整えていくことが重要です。

さらに、障害分野の支援者だけでなく、高齢者支援の関係者や不動産関係者、地域住民など、幅広い主体を巻き込み、新しい発想で取組を広げていくことが求められます。地域全体で支え合う仕組みをつくるのが、本人の希望に沿った暮らしの実現につながります。

障害のある方を地域全体で支えるイメージ図



おも しえん きかん やくわり
 主な支援機関と役割

主な支援機関		役 割
相談 機 関	計画相談支援	生活全般にかかわる相談や情報提供、サービスなど利用計画の作成、モニタリング、関係機関との連絡調整などの業務を担います。
	地域移行支援	地域生活への移行・定着を実現させるために必要な支援を提供します。(地域移行計画の作成、体験機会の調整、住居の確保、生活スキル獲得の支援等)
	地域定着支援	安定した地域生活の維持のために必要な支援を提供します。(連絡体制の確保、緊急時の支援等)
	区福祉保健センター	一次相談支援機関として、障害福祉サービスの利用の有無に関わらず個別の相談支援や計画相談事業所の後方支援等を行います。併せて、区自立支援協議会の運営や地域生活支援拠点の取組等を進めることにより、地域の社会資源の包括的な把握と地域づくりの中核的な役割を担います。
	基幹相談支援センタ ー	
	精神障害者生活 支援センター	
	二次相談支援機関	一次相談支援機関(3機関等)と連携を図りながら、専門的な内容についての相談を行います。また、相談支援等に関わる職員に対する支援や育成を図ります。
居 住 支 援	入所施設	地域生活が困難となった障害者を受け入れ、本人の意向を丁寧に確認しながら、再び地域で生活するために必要な支援を行います。
	グループホーム	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事介助など日常生活上の援助を行います。
	自立生活援助、自立 生活アシスタント	一人暮らしなどの地域生活を安定させるために必要な支援の提供を行います。(定期的な居宅訪問、生活環境の整備等)
日 中 活 動 等	地域活動ホーム	地域生活を支援する拠点施設として、日中活動事業のほか、生活支援事業(一時ケア、ショートステイ、余暇活動支援、おもちゃ文庫)などを実施します。
	生活介護	昼間に、入浴や排せつ、食事介助等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	短期入所	自宅で介護をする人が病気の場合などに短期間入所し、入浴、排せつ、食事介助などの援助を行います。
訪 問 系	居宅介護、重度訪問 介護	自宅等での入浴や排せつ、食事介助、通院等の介助等を行います。重度訪問介護は、併せて外出時の移動支援等を行います。
	行動援護、移動支援	外出時において、移動の介護や排泄、食事介助、危険を回避するための支援等を行います。
そ の 他	地域ケアプラザ	市独自の福祉・保健の拠点施設で、福祉・保健に関する相談窓口の設置や地域活動・交流の場の提供など、様々な事業を実施します。
	訪問診療、訪問看護	訪問診療は、通院が困難な患者に対して、医師が自宅や施設を訪問し、診察、検査、治療、薬の処方、療養上の相談などを行います。 訪問看護は、病気や障害のある方が、安心して療養生活を送れるように、看護師が訪問し、療養上のお世話や診療の補助を行います。

地域生活支援拠点

横浜市では、「親亡き後」の備えや入所施設等からの地域生活移行を推進するため、3機関(区福祉保健センター、基幹相談支援センター、精神障害者生活支援センター)一体の運営により、障害福祉サービス事業所など既存のあらゆる社会資源を有機的につなぐネットワーク型(面的整備型)で、5つの居住支援機能を整備しています。

全ての関係者が、地域生活支援拠点の役割の一部を担い、障害のある方の意思決定を基に、本人の目指す暮らしの実現を地域全体で支援します。

拠点機能	具体的な内容
① 相談	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行います。
② 緊急時の受入れ	短期入所等を活用し、関係機関と事前に情報共有し連携体制を確保した上で、介護者の急病や障害のある方の状態の変化など、緊急時に必要となる受入れや医療機関への連絡等の支援に速やかに対応できる体制を整えます。
③ 体験の機会・場の提供	地域移行支援や親元からの自立等にあたって、共同生活援助(グループホーム)等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供します。
④ 専門的人材の確保・育成	医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方、高齢化に伴い重度化した障害のある方に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の育成を行います。
⑤ 地域の体制づくり	地域のさまざまなニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行います。

自立支援協議会

自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていくこと及び関係機関などの連携の緊密化を図る役割を担っており、横浜市では、市域・区域・ブロック域の3層構造で協議会を運営しています。

(自立支援協議会の主な機能)

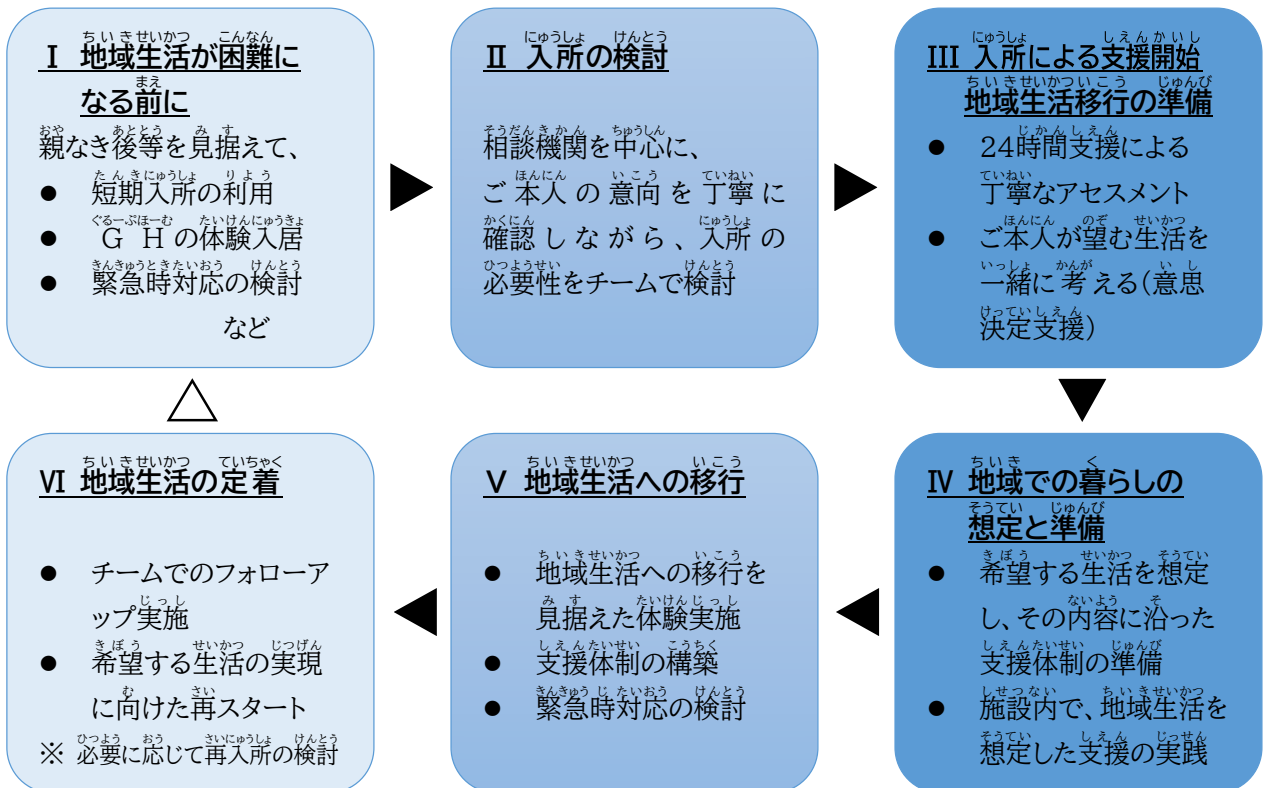
- 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- 地域課題の抽出、把握及び共有
- 地域における相談支援体制及び福祉サービス等の整備状況並びに課題等の抽出、把握及び共有
- 地域における関係機関の連携強化
- 社会資源の開発・改善等の地域課題への対応に向けた協議や取組の実施
- 相談支援従事者及び障害福祉サービス等従事者の人材確保・養成方法の協議
- 市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定過程での助言等、計画の進捗状況の把握並びに必要に応じた助言等
- 地域課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告及び都道府県協議会との連携

6 地域生活移行の標準的な流れ

地域生活移行の標準的な流れは、入所前から地域生活の定着までの一連のプロセスの例を示したものです。各段階における支援は、本人の希望を丁寧に汲み取り、体験と対話を重ねて意思を形成・表明・実現する意思決定支援を基盤に進める必要があります。

相談機関や入所施設、グループホーム等が連携したチーム支援により、必要な体験機会の確保や緊急時対応、継続的な見守りまでを一体で整え、本人の「自分らしい暮らし」を地域全体で実現していきます。

標準的な流れ



I 地域生活が困難になる前に

現時点では、自ら望む生活を送ることが出来ている場合であっても、本人や家族の高齢化や疾病などにより状況が急変し、地域生活が困難となる場合があります。特に、家族の介護に大きく依存している場合には、家族介護に頼らなくても生活できるよう、将来の暮らしについて話し合いを進め、短期入所やヘルパーの利用、グループホームの体験入居などを随時検討し実施する必要があります。

また、本人の状態が不安定になったり、家族が急病等になるリスクが高い場合には、関係機関と連携し事前の備えを進めます。

さらに、家族や入所施設に依存しなくても暮らせる選択肢があることを、相談機関中心に情報提供を行い、本人が「誰と、どこで、どのような暮らしをしたいか」を明確にしていくことが求められます。

	おも しえんきかん 主な支援機関	やく わり 役 割
★	相 談 機 関 計 画 相 談 事 業 所	本人及び家族と将来の生活を検討、各種サービスの情報提供、関係機関との調整、緊急時対応の検討
☆	区福祉保健センター	計画相談の導入支援、各種サービスの支給決定
☆	基幹相談支援センター	体験の機会・場の情報提供と調整、緊急時対応の検討
	生活支援センター	精神障害が重複している場合の対応の助言
	入所施設	施設見学の受入れ
	グループホーム	施設見学・体験入居の受入れ、本入居の検討
	短期入所、ショートステイ (地域活動ホーム)	定期的な受入れによるアセスメントの実施、ハイリスク対象者の把握、体験入所の実施
	通所施設 訪問系事業所	日頃の関わりから悩みや困りごとを受け止め相談機関へつなげる、意思決定支援(将来の暮らしを一緒に考える取組)の実践

※ ★/☆は、それぞれの場面で中心となって進めていく支援機関【★:主/☆:副】(以下、同じ)

Ⅱ 入所の検討

施設入所を検討する際、既に地域生活の継続が困難な状況に直面していることも少なくありませんが、そのような場合でも、本人がこれから望む生活について、本人・家族・関係機関と一緒に考えていくことが重要です。

本人が望む生活を考えるにあたっては、グループホームなど地域生活を継続できる可能性を模索しながら、現時点では入所を選択せざるを得ない場合でも、入所後の地域生活移行を見据える視点が必要です。そのため、入所中にどのような支援が必要かを、関係機関とともに整理しておくことが重要です。

	おも しえんきかん 主な支援機関	やく わり 役 割
★	相 談 機 関 計 画 相 談 事 業 所	個別支援会議やサービス担当者会議において、本人・家族・関係機関を集めて、入所の必要性等を検討
☆	区福祉保健センター 基幹相談支援センター 生活支援センター 二次相談支援機関	サービス担当者会議等への参加、計画相談事業所の後方支援、ミドルステイの利用検討
☆	入所施設(短期入所)	施設見学の受入れ、定期的な受入れによるアセスメント、対象者の把握
	グループホーム	施設見学・体験入居の受入れ
	通所施設 訪問系事業所	【利用中の場合】サービス担当者会議への参加、本人の特性上必要となる生活上の配慮等を情報提供

Ⅲ 入所による支援開始、地域生活移行の準備

入所の契約時等においては、これまでの過程で整理した「入所中に必要な支援」と「その支援を達成するために必要な期間」を改めて設定し、明確なルールの下で支援を開始することが重要です。入所は有期限・有目的であることを本人・家族・関係機関が共有し、合意したうえで生活をスタートさせます。入所施設での生活は、あくまで地域生活への移行に向けた通過点であることを明確にする必要があります。

また、入所の目的に応じて、支援内容を具体的に検討することが求められます。例えば、生活リズムの安定や基本的な生活手順の獲得、課題解決に向けたスキル習得など、本人の希望やニーズに沿った支援計画を検討し、サービス等利用計画及び個別支援計画に内容を反映させます。

入所期間中においては、関係機関と役割分担を行いながら、地域生活に戻るための準備を少しずつ進めます。入所施設での生活は、地域生活で生じた課題をゼロから見直し、支援を再構築できる貴重な機会です。24時間365日の支援を通じて、本人の思いを丁寧に汲み取りながら、本人の能力やニーズなど、改めてアセスメントを行い、障害特性を踏まえた適切な環境設定や支援方法を検討します。

さらに、支援上の困難が生じた場合には、入所施設だけで抱え込まず、関係機関に協力を依頼し、連携体制を整えることが不可欠です。

	おも しえん きかん 主な支援機関	やく わり 役 割
☆	相談事業所 計画相談事業所	入所後の様子の変化を確認、モニタリング、家族と施設の信頼関係の構築をサポート、関係機関との情報共有
	区福祉保健センター 基幹相談支援センター	計画相談事業所の後方支援
	二次相談支援機関	(必要に応じて)支援内容や対応についての助言や検討
★	入所施設	本人に適した生活環境・支援等の検討、生活基盤の構築、生活の幅を広げるための支援内容の検討と実践
	発達障害者支援センター (地域支援マネジャー)	施設等の訪問により発達障害者支援に関する助言(コンサル)

Ⅳ 地域での暮らしの想定と準備

入所施設での支援により、適切な環境設定や支援方法が一定程度確立され、落ち着いた生活が可能となった場合でも、それがゴールではありません。本来の目標は、本人が望む暮らしを実現することです。

そのため、まずは入所施設で出来ることから取り組みつつ、施設では実現が難しいことも多いため、地域生活を想定した準備を進める必要があります。

また、入所施設は、相談機関等と連携し、様々な体験の機会を提供しながら、本人の意思形成や意思表示を促し、本人の思いを丁寧に汲み取ることが重要です。地域生活を前提とした体験を重ねることで、これまでの施設での支援方法を見直す必要が生じる場合もあります。

さらに、相談機関を中心に、地域生活移行に向けて解決すべき各種課題に対応するため、徐々に支援体制を整えていくことが求められます。

	主な支援機関	役割
★	計画相談事業所	チーム支援の体制確保、意向の確認、解決すべき課題の整理と検討、体験利用の調整、緊急時対応の検討 等
☆	区福祉保健センター	行政サービスの情報提供、計画相談事業所の後方支援 ※ 障害福祉サービスの支給決定等実施区で対応
★	基幹相談支援センター	地域資源の情報提供、緊急時対応の検討、計画相談事業所の後方支援 ※ 計画相談の所在区と移行先(予定)の区の基幹相談が連携して対応
☆	入所施設	意向の確認、緊急時対応の検討
★	グループホーム、通所施設	見学・体験の受入れ、意向の確認

V 地域生活への移行

地域生活への移行は、一気に進めることは難しく、段階的に進める視点も必要です。地域生活移行は、本人にとってより良い生活へステップアップするための支援であるという認識を持つことが重要です。

例えば、段階的な移行の方法としては、

- 日中活動の場を施設外に移すことから始める
- 住まいの場のみグループホーム等へ移し、日中は施設内の生活介護に通う
- 当面は入所施設の運営法人が設置するグループホームで生活し、地域での経験を積みながら、将来的に本人が望む場所で暮らす

などが考えられます。

また、地域生活の移行時は、支援者間で本人の障害特性や環境設定、支援方法を丁寧に引き継ぐことが不可欠です。移行先の支援者は施設での様子を確認し、施設職員も移行先での体験の様子を見守りながら、移行後に支援を共に検討するなど、支援体制も徐々に移行していくことが理想です。

さらに、入所施設の職員は、移行後も一定期間支援チームの一員として継続的に関与する体制が望まれます。フォローアップ訪問や定期的なケース会議への参加などを通じて、支援の継続性と質の向上を図ります。これらの移行支援は、チームでの支援体制を確保することが前提条件となります。

	主な支援機関	役割
★	計画相談事業所 地域移行支援事業所	チーム支援の体制確保、解決すべき課題の整理と検討、体験利用の調整・同行支援、緊急時対応の検討、支援機関との連絡調整 等
☆	区福祉保健センター	行政サービスの申請支援、計画相談事業所の後方支援 ※ 障害福祉サービスの支給決定等実施区で対応
★	基幹相談支援センター	地域資源の情報提供、緊急時対応の検討、計画相談事業所の後方支援 ※ 移行先(予定)の区の基幹相談で対応
	生活支援センター	精神障害が重複している場合の対応の検討
☆	入所施設	意向の確認、緊急時対応の検討、障害特性・支援手法等の引継ぎ
★	グループホーム、通所施設、訪問系事業所 他	意向の確認、障害特性・支援方法等の情報収集・引継ぎ

VI 地域生活の定着

地域での生活を再スタートした後は、新たな生活状況を踏まえて改めてアセスメントを行い、地域生活を継続するために必要な課題等を洗い出し、定着に向けた支援を進めます。

地域生活は施設生活と異なり、様々な支援機関が関わることになるため、情報共有と連携を密にし、統一した支援を行うことが重要です。関係機関がそれぞれの関わりの中で役割を果たす「チーム支援」の視点が不可欠であり、支援上の困難が生じた場合には、チームの輪を広げていくことも必要です。当面の間は、入所施設の職員もチームに参加し、地域生活の定着を支える体制を整えます。

また、地域で落ち着いた生活が過ごせるようになった後も、それで終わりではありません。本人が望む暮らしの実現こそが本来の目標であり、本人の望む暮らしは変化するという前提で、支援者は地域とのつながりを広げ、地域で「当たり前の暮らし」を実現するためのサポートを続けます。

障害のある方が孤立せず、地域の一員として安心して暮らせるよう、継続的な見守り支援や社会参加の機会の確保が重要です。地域住民との交流や地域活動への参加、余暇活動の充実などを通じて、生活の質の高める支援が求められます。

	主な支援機関	役割
★	計画相談事業所 地域定着支援事業所	モニタリングの実施、関係機関との情報共有、チーム支援の体制確保、希望する生活の実現に向けた支援の検討、(必要に応じて)再入所の検討
☆	区福祉保健センター 基幹相談支援センター 生活支援センター	計画相談事業所の後方支援
	入所施設	障害特性・支援手法等の引継ぎ、移行先や通所先への訪問、短期入所を活用したフォローアップ、(必要に応じて)再入所の調整
★	グループホーム、通所施設、訪問系事業所 他	地域生活定着のための再アセスメントと支援、希望する生活の実現に向けた支援の再スタート

7 今後の取組の方向性について(「入所施設からの地域移行検討会」からの提案)

本ガイドラインは、地域生活移行を実現するために想定される課題と必要な支援を示し、関係機関の役割整理を目的に策定しています。

しかし、障害者が希望する地域生活を実現するためには、役割整理だけでは不十分であり、障害福祉サービスの充実をはじめ、本市の障害福祉施策を計画的に推進していくことが不可欠です。

本市の障害施策の方向性や障害福祉サービスの見込み量等は、「横浜市障害者プラン」により定め、取組を進めることとなりますが、検討会においても、役割整理に加え今後の取組に関する意見も多く出されたことから、今後の取組の方向性についても「入所施設からの地域移行検討会」からの提案として、次のとおり整理しました。

方向性①

入所者の意思決定支援の取組を促進する。

- 施設内での推進体制の構築（指針の策定、担当者の選任 など）
- 施設職員以外の参画方法の検討（第三者の視点の導入）
- 入所者が継続的に経験・体験できる機会の確保
（日中活動の充実、外出機会の確保、多様な人との交流の場の創出 など）
- 地域の関係機関等との協働の促進

方向性②

「親亡き後」の不安を払拭できるよう家族への丁寧な情報提供を行い、緊急時を含めた地域生活の支援体制を整備する。

- 地域生活移行事例の共有
- 継続的な体験機会の設定と家族への情報提供
- 緊急時及び再入所が可能な仕組みの検討
- 地域生活を支えるチーム支援体制の確保に向けた関係機関の連携促進

方向性③

入所施設及び関係機関の人材確保・業務効率化等を支援し、入所施設で把握した地域生活等の意向の実現に向けて地域全体で計画的に取り組む体制を構築する。

- 入所施設及び関係機関の人材確保・業務効率化等の支援
- 「地域生活移行 ガイドライン」に基づく取組の実践と共有
- 地域生活等の意向等情報を集約し、関係機関が一体となって計画的・継続的に取り組む場の設定

方向性④

専門的支援が必要な方のニーズに応じた住まいの計画的な整備を図るとともに、専門的人材の確保・育成を進める。

- 専門的支援が必要な方のニーズの集約・発信と、それに基づく計画的な住まいの整備手法の検討
- 関係機関の連携による専門的人材の確保・育成(地域生活支援拠点機能の強化)

8 終わりに（ガイドラインの実践と見直しについて）

本ガイドラインは、令和6年度から令和7年度に開催した「入所施設からの地域移行検討会」で検討し、地域生活移行を実現するために想定される課題と必要な支援、標準的な流れ等を示したものです。しかし、障害者の状況は一人ひとり異なり、画一的な対応では十分な成果は得られません。重要なのは、本ガイドラインを固定的なマニュアルではなく、実践を通じて検証し改善を重ねる「進化するツール」として位置づけることです。

地域生活移行は、本人が望む暮らしを地域で実現・継続できるようにするプロセスであり、そのためには意思決定支援の質を高め、緊急時対応や生活の安定を見据えた計画を共有し、関係機関の連携を強化することが不可欠です。課題に直面したときこそ、対話と協働により柔軟に対応し、実践と改善を繰り返しながら、より実効性の高い支援モデルを共に築いていきましょう。

入所施設からの地域移行検討会 名簿（令和6年度～令和7年度 計7回開催）

分野	所属	氏名（敬称略）
学識経験者	東洋大学 福祉社会デザイン学部 社会福祉学科 教授	高山 直樹
入所施設（知的）	社会福祉法人 すみなす会 障害者支援施設 航 施設長	佐々木 画生
	社会福祉法人 横浜共生会 花みずき 施設長	古瀬 智絵
入所施設（身体）	社会福祉法人 十愛療育会 たちほどがや 施設長	生田目 昭彦
基幹相談支援センター	社会福祉法人 すみなす会 金沢区基幹相談支援センター 主任相談員	浪越 由理
二次相談支援機関	社会福祉法人 横浜市リハビリテーション事業団 横浜市総合リハビリテーションセンター 総合相談部長	青木 昌子
計画相談事業所	社会福祉法人 開く会 相談支援室 きくみみ 相談支援専門員	荒井 知世
グループホーム	社会福祉法人 夢21福祉会 夢21ホーム 事業統括責任者	山口 博之
家族会等	横浜市心身障害児者を守る会連盟 幹事	佐伯 滋
行政機関（区役所）	保土ケ谷区 高齢・障害支援課 障害者支援担当係長	市川 敏樹 （令和6年度のみ）
	青葉区 高齢・障害支援課 障害者支援担当係長	板垣 輝美

 事務局 健康福祉局 障害福祉保健部 障害施設サービス課

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA

付属資料① 入所施設からの地域生活移行 取組事例

本資料は、『入所施設からの地域生活移行ガイドライン』の標準的な流れ（Ⅰ～Ⅵ）および意思決定支援のポイントに沿って、市内での実践事例を整理したものです。

※ 各取組事例は匿名性に配慮するため、事例を一部組み合わせで作成しています。

事例1 知的障害者（強度行動障害あり）の事例 — 過齢児から成人制度へ移行し地域生活へ

1. 事例の概要

- 対象者 広汎性発達障害／自閉症スペクトラム障害、重度知的障害（愛の手帳A1）、強度行動障害あり。幼少期の虐待歴あり。障害児入所施設に措置入所後、過齢児となり成人制度へ移行。
- 背景 18歳到達に伴い児童施設の措置満了が迫る中、成人入所先の確保が難航。強いこだわりや強度行動障害があり、受け皿探索とアセスメントを並行しつつ、「将来的にアパート設定」を目標に地域生活移行を見据えて支援を開始。

2. 取組の流れ（標準的な流れに沿って）

Ⅰ 地域生活が困難になる前に

短期入所を計画的に利用し、行動障害のアセスメントの必要性を関係機関で共有。児童相談所や基幹相談支援センター等が連携し家族支援を並行して行う。

Ⅱ 入所の検討

受入れ先が見つからない中でも短期入所を利用して本人特性の把握と意向確認を実施。地域移行コーディネーターや発達障害者支援センターを交え、医療的アプローチも含めて検討を行う。

Ⅲ 入所による支援開始、地域生活移行の準備

市内の入所施設へ本入所が決定。入所前に服薬調整のための入院あり。TTAP等でアセスメントを継続。親族後見人の選任がされ、金銭管理等の権利擁護体制を整備。

Ⅳ 地域での暮らしの想定と準備

グループホームと生活介護の受入可能先を模索。グループホームと生活介護を1年で複数回体験し、毎回振り返りを行う。本人の意思確認はオウム返し傾向があるため、「嫌いと言わない」とことと体験時の良い表情を根拠に意思決定支援の合意形成。

Ⅴ 地域生活への移行

移行前には地域活動ホームのショートステイを利用し、OJTで支援方法を共有。受診先の変更（訪問診療等）を検討。グループホームでは壁補強などの環境整備を行う。関係機関による定期カンファレンスで、支援者支援（スーパーバイズ・コンサル）を含めた体制を確保。

Ⅵ 地域生活の定着

病院で騒いでしまい近隣のクリニックへの通院が困難となるが、訪問診療・訪問歯科を活用することで対応。半年経過後、夜間の問題行動が発生するが、チームによる個別支援会議を実施し本人理解が深まったことで、問題行動は軽減。

3. 関係機関の役割（抜粋）

機関	主な役割
計画相談／基幹相談支援センター	体験調整、カンファレンス運営、家族支援、後方支援
児童相談所	措置調整、情報引継ぎ
入所施設	本人所受入
発達障害者支援センター	TTAP等アセスメント
医療（訪問診療等）	入院・服薬調整、訪問診療の導入
グループホーム／生活介護	体験受入れ、環境調整、生活支援

4. 成果と課題

- 成果 段階的体験による意思決定支援を実施したため、グループホームと日中活動を安定して利用。
- 課題 職員の専門性・力量の不足、グループホームの夜勤体制確保、医療機関の受入調整の難しさ

5.工夫したポイント

- 第三者視点の導入（地域移行コーディネーター、発達障害者支援センターのスーパーバイズ）。
- 体験の反復・振り返りと、具体的根拠に基づく意思決定支援（表情・否定的発言の有無）。
- 環境整備と支援方法のOJT（壁補強、訪問診療、ショートステイの活用）。

事例2 身体障害者の事例 — 入所当初から一貫した支援で地域生活へ移行

1. 事例の概要

- 対象者 脳性まひがある重度身体障害者。電動車いす使用。父子家庭で、父の高齢化に伴い在宅生活の継続が困難となったことから入所。言語によるコミュニケーションは可能。
- 背景 20年くらい前に、家族の希望もあり入所した経緯あり。本人は地域での自立した生活を望んでいたため、入所当初から地域生活復帰を見据えて支援を開始。

2. 取組の流れ（標準的な流れに沿って）

I 地域生活が困難になる前に

短期入所を利用し、対象者の状態や支援ニーズを把握。

II 入所の検討

住環境や当時の社会資源の状況等を踏まえ、入所を検討。

III 入所による支援開始、地域生活移行の準備

施設が「通過型施設」であり、自立生活を支援する場であることを本人・家族と共有し、合意の上で契約。入所後は、個別外出の機会を積極的に設けるなど、本人が「やりたいこと」に取り組めるようエンパワメントの視点を重視した支援方針を策定。また、入所前から利用していた生活介護については、月1回の通所を

継続し、施設外の日中活動先へ週5日安定して通えることを地域生活に向けた重要な指標として、外部通所の頻度を徐々に増やせるよう支援を開始。

IV 地域での暮らしの想定と準備

相談機関が中心となり、住まいの場の確保や見学調整、地域生活で必要となる費用の試算・説明などを実施。入所施設では、K-フレンズ(障害当事者による権利擁護活動)への参加により、ピアサポートの体制を確保。併せて、施設の運営法人がグループホームを新たに建設する際には、入所者有志がアイデアを出し合うプロジェクト会議を企画し、本人の意思形成を図る場を創出。

V 地域生活への移行

グループホームの入居者が集まる会(区自立支援協議会の取組)への参加を促し、移行に伴う不安の軽減を図る。併せて、相談機関を中心に、住環境整備費を活用した住まいの環境整備や、訪問診療・訪問看護・移動支援などの利用調整、日常生活用具等の行政サービス申請に向けた準備などを行う。

VI 地域生活の定着

入所施設の生活介護には月1回通所を継続し、入所施設と移行先との連携体制を確保。近隣での通院が困難だった口腔ケアや理美容については、訪問歯科や訪問理美容を活用することで対応。

3. 関係機関の役割(抜粋)

機関	主な役割
計画相談／基幹相談支援センター	カンファレンス運営、事業所等の情報提供、体験調整
区福祉保健センター	行政サービス申請支援
入所施設	本入所の受入、支援手順の可視化
医療(訪問診療等)	在宅医療の導入、健康管理、緊急時対応
生活介護	外部通所の受入れ、地域生活を見据えた活動提供
グループホーム	体験受入れ、住環境の調整、生活支援

4. 成果と課題

- 成果 入所初期から地域生活を前提とした一貫性のある支援方針の策定と段階的な取組。
- 課題 電動車いす対応の住まいの確保、訪問診療など医療機関の確保

5. 工夫したポイント

- 入所初期から地域生活復帰を前提に説明し、エンパワメントの視点を踏まえた支援を実践。
- 施設外通所を段階的に増加させることで、地域生活に必要な課題を早期に抽出。
- 当事者活動への参加を促し、本人の意思形成と将来への期待感を高めた。

付属資料②

障害者が希望する地域生活の実現に向けた Q&A

Q1. 「地域生活移行」とは具体的に何を意味しますか？

A1. 単に住まいを施設からグループホームなどに移すことではなく、本人が希望する地域で、さまざまな人と関わりながら自分らしい暮らしを実現することを指します。

Q2. 地域生活移行を進める際、最も重要な視点は何かですか？

A2. 本人の意思と自己決定を尊重することです。支援者は「できない理由」ではなく「どうすればできるか」という視点で支援を考える必要があります。

Q3. 意思決定支援はどのように行いますか？

A3. 体験を繰り返しながら、本人の希望を丁寧に確認します。複数の選択肢を提示し、良い点・悪い点を説明するなど、本人が安心して意思を表明できる環境を整えることが必要です。

Q4. 本人の意思確認が難しい場合、どうすればよいですか？

A4. 体験の機会を重ね、本人の好みや楽しみを丁寧に把握します。複数の支援者で確認し、意思決定支援のプロセスを継続的に行います。

Q5. 地域生活移行に向けて、どんな課題がありますか？

A5. 本人の意向確認の難しさや入所施設の支援体制不足、地域の社会資源や専門人材の不足などが主な課題です。

Q6. 地域生活移行を支える主な機関はどこですか？

A6. 障害福祉に関わる全ての機関が対象です。入所施設や計画相談事業所、基幹相談支援センター、区福祉保健センター、グループホーム、生活介護事業所、居宅介護事業所などの障害福祉サービス事業所、不動産関係者や地域住民も重要な協力者です。

Q7. 地域生活移行に関わる支援機関はどのように連携しますか？

A7. 計画相談事業所を中心に、区福祉保健センターや基幹相談支援センターなどの後方支援を受けながら、入所施設・グループホーム・訪問系事業所などが情報共有し、役割分担を明確にした「チーム支援」の体制を構築します。

Q8. 入所施設での生活はどのような位置づけですか？

A8. 市内の入所施設は「通過型」としており、地域生活への移行を見据えた支援を行う場です。一生涯を過ごす場所ではありません。

Q9. 入所時に確認すべきルールはありますか？

A9. 入所は「有期限・有目的」であることを本人・家族・関係機関で共有し、入所中に達成すべき支援内容と期間を明確にします。

Q10. 地域生活移行はどのように進めれば良いですか？

A10. 一気に進めるのではなく、段階的に進めることも有効です。例えば、日中活動の場を施設外に移す、住まいだけグループホームに移すなど、本人の意向を踏まえ、より良い暮らしとなる方法を選択します。

Q11. 家族が地域生活への移行に不安を感じている場合、どう対応しますか？

A11. 「親亡き後」も含め、地域で安全・安心な生活を送るための仕組みや支援体制を丁寧に説明し、体験や情報提供を通じて不安を解消します。

Q12. 地域生活移行を進める際、どの段階から準備を始めるべきですか？

A12. 地域生活が困難になる前から準備を始めることが理想です。家族介護に頼らない生活を見据え、短期入所やグループホーム体験などを早期に検討します。

Q13. 地域生活の定着後、支援は終了しますか？

A13. いいえ。本人の希望は変化するため、継続的な見守りや社会参加の機会の確保が必要です。支援者は地域とのつながりを広げ、地域で「当たり前の暮らし」を実現するためのサポートを続けます。

だい き よこはまし いぞんしょうたいさくち いきし えんけいかく さくてい 第2期横浜市依存症対策地域支援計画の策定について

1 しゅし 趣旨

だい き よこはまし いぞんしょうたいさくち いきし えんけいかく れいわ ねんど れいわ ねんど
「第2期横浜市依存症対策地域支援計画(令和8年度から令和12年度)」を

さくてい
策定しましたのでご報告します。

2 けいかく がいよう 計画の概要

(1) けいかく い ち づ 計画の位置付け

くに いぞんしょうたいさくち いきし えんじぎょうじっしやうこう さだ ちいきしえん
国の「依存症対策地域支援事業実施要綱」において定められた、地域支援

けいかく さくてい
計画として策定しました。

(2) けいかくさくてい もくてき 計画策定の目的

これまでの施策を振り返り、市民全体の依存症の問題に対する更なる理解
の促進を図り、依存症の本人や依存症が疑われる人、その家族が適切な支援
につながり、回復し続けられる環境の整備を目的としています。

(3) と あつか いぞんたいしょう 取り扱う依存対象

アルコール・やくぶつ とういぞんしょう こうどうしょう た い
アルコール・薬物・ギャンブル等依存症やゲーム行動症のほか、その他の依
ぞんしょう ふく いぞんしょうぜんぱん し や い ないよう さくてい
存症を含む依存症全般を視野に入れた内容として策定しています。

3 けいかく きほんてきわくぐ 計画の基本的枠組み

だい き けいかく きほんてきわくぐ だい き けいかく けいしょう だい き けいかく きほん
第2期計画の基本的枠組みは、第1期計画を継承します。第2期計画の基本

りねん きほんほうしんどう つぎ
理念、基本方針等は次のとおりです。

(1) 基本理念

依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、より自分らしく健康的な暮らしに向かって進み続けるようにできること

(2) 基本方針

依存症の予防及び依存症の本人や家族等が自分らしく健康的に暮らすための支援に向け、関係者がそれぞれの強みを生かしながら、連携して施策を推進すること

(3) 支援フェーズ

一次支援：予防・普及啓発

二次支援：早期発見・早期支援

三次支援：回復支援

4 第2期計画のポイント

(1) 施策体系の見直し

第1期計画でアルコール・薬物・ギャンブル等の依存対象別に分類していた施策体系について、施策の対象者をより明確にするため、一次支援を年齢層別に分類し、二次支援及び三次支援を本人・支援者・家族等別に分類しました。一次支援では、共通した取組として全世代が対象となる取組も網羅しています。

(2) 重点施策の設定

第1期計画の振り返りや市民意識調査の結果から、対応が急務であり、かつ一次支援・二次支援・三次支援の各フェーズにおいて横断的対応が必要な課題への対策として、効果的な施策推進を目的に、重点施策を設定します。

重点施策	施策の方向性
重点施策1 多様化する依存対象への対策	市販薬・処方薬、オンラインギャンブルへの依存等、近年、若年層において増加傾向にある依存への対応を強化する。
重点施策2 偏見の解消	依存症の本人や家族等が相談し、回復に向けた取組が円滑に推進されるよう、依存症の正しい理解の促進と偏見の解消を図る。
重点施策3 連携体制の強化	依存症の多様化や複合化した生活課題への対応が推進されるよう、関係機関同士の連携を強化し重層的な支援体制を構築する。

(3) 第2期計画における新たな取組

- 市販薬・処方薬の過剰摂取による依存やオンラインカジノ等オンライン上でのギャンブルへの依存に対する普及啓発
- こどもや若者が気軽に悩みを打ち明けて、早期の相談や支援につながるよう、新たにSNSを活用した相談支援を実施

- ・ 依存症に対する誤解や偏見の解消、正しい理解の促進に向けた普及啓発
- ・ こども関連の支援者への依存症に対する正しい理解の促進
- ・ 連携会議での課題や事例共有などを通じたこども関連の支援者やこども関係部局との連携強化
- ・ 学校や家庭におけるこどもの問題に関わる支援者をサポートするため、「依存症支援者向けガイドライン」を改訂し、こどもに関連する事例を掲載

5 素案からの主な変更点

- ・ 本市及び関係機関、民間支援団体等における依存症対策の状況(42,43 頁)
「依存症対策について歯科からも何らかの支援が必要」とのご意見を踏まえ、身近な支援者の依存症の治療を標榜していない医療機関の例示に歯科を追記しました。また、「依存症の治療を専門としていない医療機関と依存症の関係について」のコラムを追記しました。
- ・ 一次支援のこどもに向けた取組(68 頁)
「動画はショート動画が望ましい」、「動画冒頭にインパクトのある内容が必要」等の広告手法へのご意見を踏まえ、こどもたちに情報が届くよう広告手法等の見直しを進めることを追記しました。

- ・ 各支援フェーズにおける取組(91 頁)

「依存症の増加には複合要因がある」、「ギャンブルやSNS、ゲームへの依存による経済的破綻への対策が必要」とのご意見を踏まえ、三次支援の家族等への取組に「金銭問題をはじめとする生活課題に関する家族向け講座の実施」を新たに追記しました。

計画の全体版・概要版については、下記ホームページをご覧ください。

横浜市の依存症対策

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/kokoro/izonsho/izonsyou.html>

令和7年度専門委員会の活動報告について

1 障害者施策検討部会

1 設置目的

障害者施策検討部会は、横浜市の障害者福祉に関わる重要な施策及び事業について、障害者施策推進協議会での審議を円滑に進行するために、案件の具体的な検討を行うことを目的として設置します。

2 委員

委員数	12名	【構成】	当事者	3名
			家族等	2名
			障害福祉事業者	5名
			学識経験者	1名
			行政機関	1名

《委員名》	※五十音順	(部会長除く)
部会長	内嶋 順一	横浜市社会福祉協議会障害者支援センター担当理事
	赤川 真	横浜市グループホーム連絡会会長
	飯山 文子	横浜知的障害関連施設協議会副会長
	小野 孝俊	横浜市腎友会副会長
	河合 高鋭	公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会理事
	倉澤 政江	鶴見大学短期大学部保育科准教授
		特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会
		副理事長
	坂田 信子	横浜市心身障害児者を守る会連盟事務局 長
	清水 武彦	神奈川県立瀬谷支援学校 校長
	須山 優江	横浜市中途失聴・難聴者協会 会長
	奈良崎 真弓	公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会理事長
	堀内 哲也	にじいろでGO! 会長
	港 裕樹	法人型地域活動ホーム連絡会（社会福祉法人同愛会つづき地域活動ホームくさぶえ統括施設 長）
		特定非営利活動法人横浜市精神障害者地域生活支援連合
		会 共 同 代 表（泉区生活支援センター芽生え施設 長）

3 令和7年度検討内容

「第5期横浜市障害者プラン」は、令和9年度から令和14年度までの6年間を計画期間として、令和7年度は主に、障害者プラン策定にかかるグループインタビュー等の実施状況や策定の進捗状況及び今後の予定の確認を行いました。

第1回 令和7年5月30日（金曜日）

【報告事項】

- (1) 第5期障害者プランにかかるグループインタビュー等の実施について
- (2) 令和7年度感震ブレーカー等設置推進事業及び家具転倒防止対策助成事業のご案内について
- (3) 就労選択支援について

第2回 令和7年12月8日（月曜日）

【報告事項】

- (1) 第5期障害者プラン策定にかかるグループインタビュー等の進捗状況について

第3回 令和8年2月25日（水曜日）

【報告事項】

- (1) 令和8年度予算案について
- (2) 第5期障害者プラン策定の進捗について
 - ア 当事者向けアンケートについて（速報）
 - イ 当事者策定検討会での検討状況（基本目標等）について

2 発達障害検討委員会

1 設置目的

発達障害者支援法が施行されたことに伴い、市内の発達障害児・者について、各ライフステージに対応する支援体制の整備を図り、発達障害児・者の福祉の向上を図ることを目的とし、設置します。

2 委員

委員数	10名	[構成]	障害児・者やその家族	2名
			学識経験者	2名
			教育関係者	1名
			医療従事者	1名

いいんめい　ごじゅうおんじゅん　ぶかいちょう　のぞ
《委員名》 ※五十音順（部会長を除く）

ぶかいちょう	わたなべ	まさたか	よこはまこくりつだいがくだいがくいん
部会長	渡部	匡隆	横浜国立大学大学院
			きょういくがくけんきゅうかこう　どきょうしよくじっせんせんこう
			教育学研究科高度教職実践専攻
	あべ	ひろゆき	ちいきかつどう
	阿部	浩之	地域活動ホーム　ガッツ・ビーと西
	いけだ	さいこ	よこはまわかもの
	池田	彩子	よこはま若者サポートステーション
	いはら	ふみえ	かながわえるでーとうはったつしょうがいじ　しゃおや　かい
	伊原	文恵	神奈川L D等発達障害児・者親の会
			かい
			にじの会
	さいとう	ともよ	よこはまほくぶちいきりょういく
	齊藤	共代	横浜市北部地域療育センター
	しばた	じゅり	よこはまはったつしょうがいしやしえん
	柴田	珠里	横浜市発達障害者支援センター
	たかはし	ゆういち	よこはまどうぶちいきりょういく
	高橋	雄一	横浜市東部地域療育センター
	つかだ	みえこ	よこはまこうどうきょういくせんもんがっこう
	冢田	三枝子	横浜高等教育専門学校
	にと	ゆかり	さがみじょしだいがく　にんげんしゃかいがくぶ
	日戸	由刈	相模女子大学　人間社会学部
	ひらした	かずこ	いっばんしゃだんほうじんよこはましじへいしょうきょうかい
	平下	和子	一般社団法人横浜市自閉症協会

れいわ　ねんどけんとうないよう
3 令和7年度検討内容

よこはまししょうがいしやしきすいしんきょうぎかい　とうしん　けいど　ちてき　おく　ともな　ちてき　おく
横浜市障害者施策推進協議会による答申「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅
れを伴わない発達障害児・者への具体的施策の展開について」（令和2年6月）に基づき、
よこはまし　はったつしょうがいじ　しゃ　ぐたいてきしきく　てんかい　れいわ　ねん　がつ　もと
横浜市の発達障害児・者への施策展開に関するPDCAサイクルへの評価・検証を中心
とし議論を行いました。

だい　かい　れいわ　ねん　がつ　にち　げつようび
第1回　令和7年9月29日（月曜日）

ぎだい
【議題】

- (1) れいわ　ねんど　よこはましはったつしょうがいけんとういいんかい　けんとうないよう
令和7年度　横浜市発達障害検討委員会の検討内容について
- (2) はったつしょうがいじ　しゃ　かか　しきく　とりくみ
発達障害児・者に係る施策の取組について
 - ア はったつしょうがい　こ　も　ほごしやしえん　かか　とりくみけんとう　しんちよくほうこく
発達障害のある子を持つ保護者支援に係る取組検討の進捗報告
 - イ ちいきりょういく　じぎょう　じっし
地域療育センターにおける事業の実施について
 - ウ がくれいこうきししょうがいじしえんじぎょう　じっし
学齢後期障害児支援事業の実施について
 - エ れいわ　ねんどとくべつしえんきょういく　かん　とりく　じょうきょう　ほうこく
令和6年度特別支援教育に関する取組の状況について（報告）
 - オ よこはましはったつしょうがいしやしえん　がいきょう
横浜市発達障害者支援センターの概況について

カ 「世界自閉症啓発デー in 横浜2025」について

第2回 令和8年2月2日（月曜日）

【議題】

- (1) 令和8年度 発達障害児・者施策関連予算案について
- (2) 発達障害児・者に係る施策の取組について
 - ア 令和8年度以降の発達障害のある子を持つ保護者支援に係る取組について
 - イ 令和7年度地域療育センター事業推進連絡会検討状況について
 - ウ 学齢後期障害児支援事業の実施について
 - エ 令和7年度特別支援教育に関する取組の状況について（報告）
 - オ 発達障害地域連携プログラムの展開について
 - カ 「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への具体的施策の展開について【答申】」の振り返りについて
 - キ 横浜市内における状態が悪化した強度行動障害を有する者への集中的支援について

3 横浜市障害者就労支援推進会議

1 設置目的

横浜市内において、福祉・教育・労働・経営・行政等の各分野が連携し、障害者の就労支援基盤を強化し、地域による障害者の就労支援機能を向上させるため設置します。

2 委員

委員数	13名	【構成】	学識経験者	1名
			障害者団体	1名
			労働	1名
			就労支援機関	3名
			福祉	2名
			企業	2名
			医療	1名

きょういく
教育
とうじしゃ
当事者

めい
1名
めい
1名

いいんめい
《委員名》
ごじゅうおんじゅん
※五十音順
いいんちょう のぞ
(委員長を除く)

いいんちょう
委員長

じんぼ ともこ
眞保 智子

ほうせいだいがくげんだいふくしがくぶ だいがくいんにんげんしゃかいけんきゅうかきょうじゅ
法政大学現代福祉学部・大学院人間社会研究科 教授

いけだ みほこ
池田 美保子

しゃかいふくしほうじん おか
社会福祉法人そよかぜの丘

こうなんちゅうおうちいきかつどう いえちいきしえんしつ
港南中央地域活動ホームそよかぜの家地域支援室

こうなんくきかんそうだんしえん
港南区基幹相談支援センター

いわさき かずひろ
岩崎 多宏

しゃかいふくしほうじんでんきかながわふくし
社会福祉法人電機神奈川福祉センター

よこはまなんぶしゅうろうしえん
横浜南部就労支援センター

(※異動により第1回のみ参加)

うちやま ふみこ
内山 史子

かながわけんりつ しえんがっこう しんろしえんたんどう
神奈川県立みどり支援学校 進路支援担当

おがわ なえこ
小川 菜江子

しゃかいふくしほうじんでんきかながわふくし
社会福祉法人電機神奈川福祉センター

よこはまなんぶしゅうろうしえん
横浜南部就労支援センター

(※岩崎委員の後任として第2回のみ参加)

おざわ まこと
男澤 誠

かぶしきがいしゃ
株式会社スリーハイ

かとう きみこ
加藤 喜美子

よこはまこうきょうしよくぎょうあんていじよ せんもんえんじょぶもん
横浜公共職業安定所 専門援助部門

かねこ ゆきこ
金子 由紀子

しゃかいふくしほうじんよこはまSSJほんぶじむきょく
社会福祉法人横浜SSJ本部事務局

ごとう かずま
後藤 和馬

いりょうほうじんしゃだんじりつかい
医療法人社団自立会

さこんじゅう ゆう
左近 充 優

かぶしきがいしゃりたりこ りたりこ
株式会社LITALICOパートナーズ LITALICOワークス

さとう あやか
佐藤 彩佳

こうえきざいだんほうじんよこはましそうごうほけんいりょうざいだん
公益財団法人横浜市総合保健医療財団

いそごくせいかつしえん
磯子区生活支援センター

たかお ともり
高尾 智典

にほん かぶしきがいしゃ
日本ピザハット株式会社

つるみ のぶこ
鶴見 伸子

よこはましんしんしょうがいじしゃ まも かいれんめい
横浜市心身障害児者を守る会連盟

ふくだ ひろゆき
福田 裕行

せいかつきょうどうくみあい ひとざいかいはつぶんざいかいはつか
生活協同組合ユーコープ 人財開発部人財開発課

れいわ ねんどけんとうないよう
3 令和7年度検討内容

しょうがいしゃ しゅうろうしえん かん じこう げんざいおこな じぎょう ちゅうしん ぎろん
障害者の就労支援に関する事項について、現在行っている事業を中心とした議論を

おこな
行いました。

だい かい れいわ ねん がつ にち もくようび
第1回 令和7年9月11日(木曜日)

(1) かいかい
開会

(2) しょうがいふくしほけんぶちょうあいさつ
障害福祉保健部長挨拶

(3) いいんしょうかい いいんちようせんしゅつ
委員紹介、委員長選出

(4) よこはまししょうがいしやしゅうろうしえんすいしんかいぎ
横浜市障害者就労支援推進会議について

(5) じぎょうせつめい
事業説明

ア だい き よこはまししょうがいしや がいよう
第4期横浜市障害者プランの概要について

イ しゅうろうしえんかかり かくじぎょう
就労支援係における各事業について

(6) ぎだい
議題

ア よこはまししょうがいしやきょうどうじゅちゅうじぎょう
横浜市障害者共同受注事業について

イ いけんこうかん
意見交換

だい かい れいわ ねん がつ にち きんようび
第2回 令和8年2月20日(金曜日)

(1) かいかい
開会

(2) ぎだい
議題

ア はたら
「働きたい！わたしのシンポジウム」のリニューアルについて

イ いけんこうかん
意見交換

(3) ほうこく
報告

れいわ ねんどよさんがいよう
令和8年度予算概要について

(4) へいかい
閉会

4 よこはまししょうがいしやこうけんてきしえんせいどけんしょういいんかい 横浜市障害者後見的支援制度検証委員会

1 せっちもくてき 設置目的

しょうがいしや ちいき あんしん く ひつよう みぢか ちいき みまも ほんにん きぼう
障害者が地域で安心して暮らすために必要な、身近な地域での見守りや本人の希望と
もくひょう もと せいかつ しえんどう おこな こうけんてきしえんせいど りねん もと えんかつ
目標に基づく生活のための支援等を行う後見的支援制度を、その理念に基づき、円滑かつ
こうかてき きのう せいどぜんたい けんどう もくてき せっち
効果的に機能させるため、制度全体を検討することを目的として設置します。

2 いいん 委員

いいんすう 委員数	8名	こうせい [構成]	かぞくどう 家族等	めい 2名
			とうじしや 当事者	めい 1名

がくしきけいげんしゃ 学識経験者	めい 1名
しょうがいふくし かん すぐ けんしき ゆう もの 障 害福祉に關し優れた見識を有する者	めい 1名
しょうがいふくしじゅうじしゃ 障 害福祉従事者	めい 3名

いいんめい ごじゅうおんじゅん ぶ かいちょう のぞ
 ≪委員名≫ ※五十音 順 (部会 長を除く)

ぶ かいちょう 部会 長	むぎくら やすこ 麦倉 泰子	かんとうがくいんだいがく しゃかいがくぶげんだいしゃかいがつかきょうじゅ 関東学院大学 社会学部現代社会学科教授
	うきかい あきのり 浮貝 明典	よこはまし れんらくかい 横浜市グループホーム連絡会
	さえき しげる 佐伯 滋	よこはましんしんしょうがいじしゃ まも かいれんめいかんじ 横浜市心身障害児者を守る会連盟幹事
	さかた のぶこ 坂田 信子	よこはましんしんしょうがいじしゃ まも かいれんめい じ むきよくちょう 横浜市心身障害児者を守る会連盟事務局 長
	しながわ エミリー 品川 エミリー	よこはましほんまきはらちいき しょうちょう 横浜市本牧原地域ケアプラザ所 長
	のむら しゅんすけ 野村 俊介	かながわけんべんごしかいべんごし 神奈川県弁護士会弁護士
	むらやま みほこ 村山 美保子	わいびーえすよこはま きょうかいふくかいちょう Y P S 横浜ピアスタッフ協会 副会 長
	や ぎ かつよし 八木 克賢	よこはまししゃかいふくしきょうぎかいよこはませいかつ 横浜市社会福祉協議会横浜生活あんしんセンター じ む ちょう 事務 長

れいわ ねんどけんとうないよう
 3 令和7年度検討内容

よこはまししょうがいしゃこうけんてきしえんせいど りようとうろくしゃすう どうろくしゃすう かん
 横浜市障 害 者後見の支援制度の、利用登録者数やあんしんキーパー登録者数に関する
 どうけいじょうほう およ かくくこうけんてきしえんしつ とりくみじれいどう げんきょう ほうこく
 統計情報、及び各区後見の支援室の取組事例等の現 況について報告しました。

また、「事業計画書 兼 自己点検シート※」に基づく各区支援室のヒアリングを、検 証委員会
 どうじつ ぜんいんたいおう じっし なか かくにん かくく とりくみじょうきょう きょうゆう かだい
 当日に全委員対応で実施し、ヒアリングの中で確認された各区の取組 状 況 を 共 有し、課題
 けんしょう
 について検 証しました。

※) 事業計画書 兼 自己点検シート：

かくくこうけんてきしえんしつ ねんどとうしよ じぎょうけいかくしよけん じ こてんけん さくてい だいにしはんき
 各区後見の支援室が年度当初に事業計画書兼自己点検シートを策定し、また、第二四半期
 しゅうりょうご ちゅうかんふ かい ねんどまつ ねんどまつふ かい きさい もくひょう
 終了後に「中 間振り返り」を、年度末に「年度末振り返り」を記載する。シートには、目 標
 ぐたいてきとりくみ きさい
 や具体的取組などを記載する。

だい かい れいわ ねん がつ にち すいようび
 第1回 令和7年8月27日 (水曜日)

ぎだい
 【議題】

- (1) 横浜市障 害 者後見の支援制度検 証委員会について
- (2) 横浜市障 害 者後見の支援制度の現 況について
- (3) 各区障 害 者後見の支援室の運営 状 況 報告について

(4) 各区障害者後見的支援室の取組状況、全市的な課題について

第2回 令和8年2月2日（月曜日）

【議題】

- (1) 横浜市障害者後見的支援制度の現況について
- (2) 各区障害者後見的支援室の運営状況報告について
- (3) 各区障害者後見的支援室の取組状況、全市的な課題について

5 医療的ケア児・者等支援検討委員会

1 設置目的

市内の、胃ろうや人工呼吸器など医療的ケアを日常的に必要とする児・者及び重症心身障害児・者（以下「医療的ケア児・者等」という。）のライフステージに応じた支援体制を整備し、地域生活の充実及び介護者の負担軽減を図ることを目的とします。

2 委員

委員数	16名	【構成】	障害児・者やその家族	1名
			医療従事者	8名
			障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	5名
			教育関係者	2名

《委員長》 ※五十音順（部会長を除く）

部会長	赤羽 重樹	横浜市医師会 副会長
	諫山 徹太郎	横浜市多機能型拠点 郷 施設長
	河村 朋子	磯子区医師会 在宅部門統括管理責任者
	岸 和之	横浜市東部地域療育センター 通園課 園長
	久保田 充明	横浜市薬剤師会 副会長
	小林 拓也	横浜市医師会 小児在宅医療検討委員
	榊原 利絵子	横浜医療福祉センター港南 生活支援部長
	内藤 実	横浜市病院協会 副会長
	成田 裕子	NPO法人 フェージョンコムかながわ・県肢体不自由児協会 理事長

もと けんりつようごがっこうこうちょう
(元 県立養護学校校長)

にのみや たけし
二宮 威重

よこはまし し か い し か い じょうむり じ
横浜市歯科医師会 常務理事

ふじた あつし
藤田 淳志

なえば かい またのほいくえん えんちょう
いずみ苗場の会 俣野保育園 園長

ほしの りくお
星野 陸夫

よこはまし い し か い しょうにざいたくりょうけんとういいん
横浜市医師会 小児在宅医療検討委員

まつもと み ち こ
松本 美智子

よこはまじゅうしん れんらくかい ふくだいひょう
横浜 重心グループ連絡会 ～ぱざぱネット～ 副代表

みずの じゅんこ
水野 潤子

こうなんちゅうおうちいきかつどう いえ しせつちょう
港南 中央地域活動ホームそよかぜの家 施設長

みずの ちづる
水野 千鶴

よこはまし い し か い じょうにん り じ
横浜市医師会 常任理事

わたなべ ひでのり
渡邊 英則

よこはましようちえんきょうかい ふくかいちょう
横浜市幼稚園協会 副会長

3 令和7年度検討内容

おも れいわ ねんど じっし よこはましりょうてき じ しゃ じぎょう じんこうこきゅうきとうでんげん
主に、令和7年度から実施の横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業や、人工呼吸器等電源
を要する医療的ケア児・者等の災害時個別避難計画作成についての進捗を報告し、今後の
事業の方針等について委員の皆様から御意見をいただきました。

だい かい れいわ ねん がつ にち きんようび
第1回 令和7年8月8日(金曜日)

【議題】

じんこうこきゅうきとうでんげん よう いりょうてき じ しゃとう さいがい じ こべつひなんけいかくさくせい
(1) 人工呼吸器等電源を要する医療的ケア児・者等の災害時個別避難計画作成について

【報告】

- よこはましりょうてき じ しゃ じぎょう じっし
(1) 横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業の実施について
- いりょうてき じ しゃとうしえんそくしんじぎょう とりくみじょうきょう
(2) 医療的ケア児・者等支援促進事業の取組状況について
- ほいくしょうとう いりょうてき じ うけいれ
(3) 保育所等における医療的ケア児の受入について

だい かい れいわ ねん がつ にち もくようび
第2回 令和8年2月26日(木曜日)

【報告】

- いりょうてき じ しゃなどしえんそくしんじぎょう とりくみじょうきょう
(1) 医療的ケア児・者等支援促進事業の取組状況について
- じんこうこきゅうきとうでんげん よう いりょうてき じ しゃとう さいがい じ こべつひなんけいかくさくせい
(2) 人工呼吸器等電源を要する医療的ケア児・者等の災害時個別避難計画作成について
- よこはましりょうてき じ しゃ じぎょう じっしじょうきょう
(3) 横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業の実施状況について
- しえんしゃようせいけんしゅうしゅうりょうしゃ
(4) 支援者養成研修修了者アンケートについて
- れいわ ねんどよさんあん
(5) 令和8年度予算案について